

## 杉並区地域防災計画(令和3年修正)(案)の策定について

杉並区地域防災計画(震災編・風水害編)について、区が実施した地震被害シミュレーション等からの新たな課題の検討状況や、東京都地域防災計画の修正等を踏まえ、以下のとおり修正する。また、今後、杉並区区民等の意見提出手続に関する条例に基づき、区民等の意見提出手続を進めることとする。

なお、本計画の修正方針については、災害対策基本法第16条第1項及び杉並区防災対策条例第9条の規定に基づき開催された令和2年8月の防災会議で決定したものである。

### 1 策定の趣旨

災害対策基本法第16条第1項及び第42条の規定に基づき、区の地震被害シミュレーション等から明らかとなった課題に対し、「3日間を乗り切れる体制の構築」「地域性を考慮した共助の仕組みの構築」のほか、「新型コロナウイルス感染症対策の強化」「平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風等の対応等の具体化」等の所要の施策を追記するとともに、「東京都地域防災計画(震災編)令和元年修正」等の計画との整合を図ったうえで修正する。

### 2 計画(案)

(1) 計画概要(案)・・・「資料1」のとおり。

(2) 主な変更点・・・「資料2」のとおり。

(ア) 主な修正方針

- ① 「3日間を乗り切れる体制」の構築【震災】
- ② 「地域性を考慮した共助の仕組み」の構築【震災】
- ③ 「新型コロナウイルス感染症対策の強化」【震災・風水害】
- ④ 「平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風等の対応等の具体化」【風水害】

(イ) 減災目標

震災編の減災目標について具体的な取組を見直すとともに、風水害編には、新たに減災目標及び具体的な取組を新設する。

(ウ) 構成の変更及び対応フローの作成

杉並区地域防災計画の構成を、災害時に実施する業務をより把握しやすくし、迅速かつ的確な災害対応につなげるため、予防対策と、応急対策及び復旧対策を分割して再編成する。新たに編成する冊子の名称等は、次のとおり。  
なお、発災直後の対応を別途フローにまとめる。

| ＜現行＞ |                           |   | ＜構成変更案＞                            |                               |
|------|---------------------------|---|------------------------------------|-------------------------------|
| 編    | 主な内容                      |   | 編                                  | 主な内容                          |
| 震災編  | 「災害予防・応急・復旧計画」            | ⇒ | <b>震災・風水害編</b><br><b>【総則・予防対策】</b> | 「総則」<br>「震災予防対策」<br>「風水害予防対策」 |
| 風水害編 | 「災害予防計画」<br>「災害応急・復旧対策計画」 |   | <b>震災編</b><br><b>【応急・復旧対策】</b>     | 「応急・復旧計画」                     |
|      |                           |   | <b>風水害編</b><br><b>【応急・復旧対策】</b>    | 「応急・復旧計画」                     |

(3) 主要修正項目及び具体的な記載（新旧）・・・「資料3」のとおり。

### 3 今後のスケジュール(予定)

- 令和2年 12月 8日 第2回杉並区防災会議
- 12月 18日 区民意見提出手続きの実施（12月18日～翌年1月17日）
- 令和3年 3月 30日 第3回杉並区防災会議
- 6月 災害対策・防犯等特別委員会に報告
- 6月以降 冊子印刷・配布

## 杉並区地域防災計画(震災編)(令和3年修正)(案) 概要

## 1 減災目標

【目標】 首都直下地震による死者0（ゼロ）を目指す

## 1 住宅の倒壊や家具類の転倒による死者をなくす

目標を達成するための対策

- (1) 建物の耐震化の促進(修正)
- (2) 家具類の転倒防止対策の促進(修正)

## 2 火災による死者をなくす

目標を達成するための対策

- (1) 木造住宅密集地域の不燃化の促進(修正)
- (2) 狭あい道路の拡幅整備事業の推進(修正)
- (3) 区民や事業所による初期消火対応の強化等、「消火能力」の充実(修正)
- (4) 救出・救護体制の強化
- (5) 通電火災の発生の抑止(新規)

## 3 災害関連死をなくす（新規）

目標を達成するための対策

- (1) 補助・代替施設の活用
- (2) 第二次救援所の充実、福祉救援所の拡充
- (3) 避難者全体の健康面に関するアセスメントやモニタリングの実施
- (4) 全震災救援所への要配慮者用テントの配備
- (5) 体育館や各教室へのエアコン設置
- (6) 感染症予防対策の強化拡充

## 2 計画の主な修正概要

## 「3日間を乗り切れる体制」の構築

## 【新規・修正】

- ①災害発生後、道路の寸断等により区が一時的に孤立した場合に備え、災害拠点倉庫及び災害備蓄倉庫の整備を見直し、都の寄託物資の活用等によって、避難者約11万人の3日分の食料の区内備蓄を推進する。（震災・風水害編 第2部 第10章 新規）
- ②孤立時に区内備蓄のみで3日間を乗り切れる体制の構築に向け、旧杉並中継所跡地を災害拠点倉庫、支援物資等の受け入れを行う地域内輸送拠点の機能を有する「（仮称）井草防災拠点」として整備する。（震災・風水害編 第2部 第5章 新規）
- ③防災拠点として活用する地域区民センターに対して約72時間稼働可能な非常用発電機の整備を図る。（震災・風水害編 第2部 第4章 修正）

## 「地域性を考慮した共助の仕組み」の構築

## 【新規】

- ④一部の震災救援所に避難者が集中し、避難者を収容しきれない可能性があるため、震災救援所の近隣に所在し、補助代替施設として指定している都立及び私立の高校、大学の活用方法を確立する。（震災・風水害編 第2部 第9章 新規）
- ⑤建物被害や延焼により、震災救援所や周辺の補助・代替施設の使用ができない地域が発生した場合、その他必要がある場合、避難者の収容力に余裕がある地域において、避難者を受け入れる仕組みを構築する。（震災編 第1部 第8章 新規）
- ⑥補助代替施設の運営について、避難者が発生した場合に、震災救援所と補助代替施設が連携し、応急対策を行う仕組みづくりを推進する。（震災・風水害編 第2部 第9章 新規）

## 新型コロナウイルス感染症対策等の強化

## 【新規】

- ⑦震災救援所の運営について、発熱等の症状がある避難者の専用スペースの事前設定、感染対策担当の設置、感染症対策ルール等を定めたマニュアルに基づき行う。（震災・風水害編 第2部 第9章 新規）
- ⑧震災救援所内での集団感染の防止を徹底するため、震災救援所の運営や避難者の感染予防で使用する物資を新たに備蓄する。（震災・風水害編 第2部 第9章 新規）

## 2 計画の主な修正概要

### 地震被害シミュレーション結果を踏まえた対策の具体化 【新規・修正】

⑨区民が「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策として、新たに「買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え」、「家庭内循環備蓄方式での食料備蓄」等を追加する。(震災・風水害編 第2部 第2章 修正)

⑩感震ブレーカー設置支援事業による設置助成制度の一層の周知を図ることで、感震ブレーカーの設置を促進し、震災時の電気火災、通電火災の発生を予防する。(震災・風水害編 第2部 第3章 新規)

### 杉並区業務継続計画(震災編)、杉並区災害時受援・支援計画の反映 【新規】

⑪「(仮称)井草防災拠点」として整備する旧杉並中継所は、災害拠点倉庫、地域内輸送拠点、重機保管場所、本庁代替施設、応援職員の活動拠点として活用する。(震災・風水害編 第2部 第5章 新規)

⑫東京都、自治体スクラム支援会議参加自治体等の地方公共団体や、協定締結団体又はボランティア団体等から人的支援を効率的に受け入れ、人的支援を効果的に活用するための受援体制や、対応する手順等の整備、支援物資を被災者に届ける体制の構築を行う。(震災・風水害編 第2部 第5章 新規)

### 災害廃棄物の適正な処理体制 【修正】

⑬災害廃棄物処理全般において、他の特別区や清掃一部事務組合、国、都との相互協力体制のもと共同処理を実施する。状況により、廃棄物処理業の許可を有する事業者等と直接委託を検討するとともに、区内団体との協定や清掃協議会を通じた協定により、民間事業者等から協力・支援を受け、処理体制の強化に向けて、協定の締結や定期的な協定内容の見直しを実施する。(震災・風水害編 第2部 第12章 修正)

⑭区内の被害棟数に基づいて、がれきの発生量を推計し、応急集積場所、一次仮置場を設置するとともに、各災害廃棄物の種別に応じた排出や分別方法、収集の優先順位等を周知する。(震災編 第1部 第11章 修正)

### 女性・外国人等への対策の強化 【新規・修正】

⑮災害時の区民ニーズにきめ細かく対応するため、地域や職場で防災活動の核となる女性防災人材の育成を推進する。(震災・風水害編 第2部 第2章 修正)

⑯杉並区交流協会と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、多言語対応防災ガイドブック、英語版防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図る。(震災・風水害編 第2部 第2章 新規)

### 近年の地震の対応と経験の具体化 【新規】

⑰震災時における児童生徒等の安全を確保するため、通学路のブロック塀等の安全対策として撤去及び撤去部分の新設について優先して、改修工事助成制度を実施。(震災・風水害編 第2部 第3章 新規)

⑱協定締結団体等と連携し、支援を受けるまでの具体的な手順等を整備し、協定締結団体等と協力した訓練等を実施する。(震災・風水害編 第2部 第5章 新規)

### 地震に強い防災まちづくり 【修正】

⑲周辺住民の安全な避難場所を確保していくため、下高井戸おおぞら公園一帯について、既に広域避難場所としての指定を受けている明大和泉校舎一帯と合わせての指定を目指す。(震災・風水害編 第2部 第9章 修正)

⑳「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合の対応として、区の防災体制、南海トラフ地震臨時情報の伝達体制、混乱防止措置等を構築する。(震災編 第3部 第3章 修正)

### その他防災体制の充実 【新規・修正】

㉑災害時要配慮者の避難者対応や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、区内の宿泊施設(ホテル、旅館等)の活用を検討する。(震災・風水害編 第2部 第9章 新規)

㉒富士山の噴火から生じる降灰に対応するため、降灰情報等の収集及び伝達、宅地等の降灰対策、降灰の収集及び処分等を実施する。(震災編 第4部 第3章 新規)

㉓区では、指定管理者制度の導入や業務の委託化に対応するため、令和2年8月に策定した「指定管理者制度導入施設等における災害対応に関するガイドライン」に基づき、指定管理者等との災害応急対策の円滑な実施に向け、新たな防災拠点の指定、協定の締結、災害時の協力体制の整備を行う。(震災・風水害編 第2部 第5章 新規)

㉔区は、区民自らが、生命及び身体を守るため適切に判断し、速やかに在宅避難を含めた安全な場所への避難等、防災行動をとれるよう、平時より防災知識の普及・啓発に努める。(震災・風水害編 第2部 第9章 修正)

# 杉並区地域防災計画(震災編)構成新旧対照表

| ＜震災編＞【応急・復旧対策】  |   | ＜震災・風水害編＞【総則・予防対策】                                    |  |
|---|---|---|--|
| 旧構成   | 新構成   | 旧構成（移設先の該当箇所）   | 新構成  |
| 第1部 杉並区の防災力の高度化に向けて   | (震災・風水害編へ移設)  | 第1部 第1章 地域防災計画(震災編)の概要                                | 【第1部 総則】                                     |
| 第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画)  | 【第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画)】   | 第1部 第2章 杉並区の現状と被害想定<br>第4章 平成27年修正の概要等                | 第1章 地域防災計画の概要                                |
| 第1章 杉並区の基本的責務と役割  | (震災・風水害編へ移設)  | 第1部 第2章 杉並区の現状と被害想定                                   | 第2章 杉並区の概況                                   |
| 第2章 区民と地域の防災力向上<br>1節～5節 具体的な取組<br>【予防対策】 【応急対策】                    | 第1章 区民と地域の防災力向上<br>第1節 具体的な取組 【応急対策】                                  | 第1部 第5章 被害軽減とまちの再生に向けた目標(減災目標)                        | 第3章 被害軽減とまちの再生に向けた目標(減災目標)                   |
| 第3章 安全な都市づくりの実現<br>1節～5節 具体的な取組<br>【予防対策】 【応急対策】 【復旧対策】             | 第2章 安全な都市づくりの実現<br>第1節 具体的な取組 【応急対策】<br>第2節 具体的な取組 【復旧対策】             | 第1部 第3章 地震に関する調査研究                                    | 第4章 災害に関する調査研究                               |
| 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保<br>1節～5節 具体的な取組<br>【予防対策】 【応急対策】 【復旧対策】 | 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保<br>第1節 具体的な取組 【応急対策】<br>第2節 具体的な取組 【復旧対策】 | 第2部 第1章 杉並区の基本的責務と役割                                  | 【第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策)】<br>第1章 杉並区の基本的責務と役割 |
| 第5章 応急対応力、広域連携体制の強化<br>1節～5節 具体的な取組<br>【予防対策】 【応急対策】                | 第4章 応急対応力、広域連携体制の強化<br>第1節 具体的な取組 【応急対策】                              | 第2部 第2章 区民と地域の防災力向上<br>1節～5節 具体的な取組【予防対策】             | 第2章 区民と地域の防災力向上                              |
| 第6章 情報通信の確保<br>1節～5節 具体的な取組<br>【予防対策】 【応急対策】 【復旧対策】                 | 第5章 情報通信の確保<br>第1節 具体的な取組 【応急対策】<br>第2節 具体的な取組 【復旧対策】                 | 第2部 第3章 安全な都市づくりの実現<br>1節～5節 具体的な取組【予防対策】             | 第3章 安全な都市づくりの実現                              |
| 第7章 医療救護等対策<br>1節～5節 具体的な取組<br>【予防対策】 【応急対策】 【復旧対策】                 | 第6章 医療救護・保健等対策<br>第1節 具体的な取組 【応急対策】<br>第2節 具体的な取組 【復旧対策】              | 第2部 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保<br>1節～5節 具体的な取組【予防対策】 | 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保                  |
| 第8章 帰宅困難者対策<br>1節～5節 具体的な取組<br>【予防対策】 【応急対策】 【復旧対策】                 | 第7章 帰宅困難者対策<br>第1節 具体的な取組 【応急対策】<br>第2節 具体的な取組 【復旧対策】                 | 第2部 第5章 応急対応力、広域連携体制の強化<br>1節～5節 具体的な取組【予防対策】         | 第5章 応急対応力、広域連携体制の強化                          |
| 第9章 避難者対策<br>1節～5節 具体的な取組<br>【予防対策】 【応急対策】                          | 第8章 避難者対策<br>第1節 具体的な取組 【応急対策】  | 第2部 第6章 情報通信の確保<br>1節～5節 具体的な取組【予防対策】                 | 第6章 情報通信の確保                                  |
| 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進<br>1節～5節 具体的な取組<br>【予防対策】 【応急対策】 【復旧対策】          | 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進<br>第1節 具体的な取組 【応急対策】<br>第2節 具体的な取組 【復旧対策】           | 第2部 第7章 医療救護等対策<br>1節～5節 具体的な取組【予防対策】                 | 第7章 医療救護・保健等対策                               |
| 第11章 放射性物質対策<br>1節～5節 具体的な取組<br>【予防対策】 【応急対策】 【復旧対策】                | 第10章 放射性物質対策<br>第1節 具体的な取組 【応急対策】<br>第2節 具体的な取組 【復旧対策】                | 第2部 第8章 帰宅困難者対策<br>1節～5節 具体的な取組【予防対策】                 | 第8章 帰宅困難者対策                                  |
| 第12章 住民の生活の早期再建<br>1節～5節 具体的な取組<br>【予防対策】 【応急対策】 【復旧対策】             | 第11章 住民の生活の早期再建<br>第1節 具体的な取組 【応急対策】<br>第2節 具体的な取組 【復旧対策】             | 第2部 第9章 避難者対策<br>1節～5節 具体的な取組【予防対策】                   | 第9章 避難者対策                                    |
| 第3部 災害復興計画  | 【第2部 災害復興計画】  | 第2部 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進<br>1節～5節 具体的な取組【予防対策】          | 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進                           |
| 第4部 南海トラフ地震等防災対策  | 【第3部 南海トラフ地震等防災対策】  | 第2部 第11章 放射性物質対策<br>1節～5節 具体的な取組【予防対策】                | 第11章 放射性物質対策                                 |
| —   | 【(新設) 第4部 降灰対策】   | 第2部 第12章 住民の生活の早期再建<br>1節～5節 具体的な取組【予防対策】             | 第12章 住民の生活の早期再建                              |
|   |   |   | 【第3部 施設ごとの具体的計画(風水害予防対策)】<br><略>             |

## 杉並区地域防災計画(風水害編)(令和3年修正)(案) 概要

## 1 減災目標

【目標】 大規模水害による死者0（ゼロ）を維持する

## 1 人的被害をなくすこと（新規）

目標を達成するための対策

- (1) 避難勧告等発令基準の明確化と迅速な伝達
- (2) 区民への情報提供及び伝達の強化・推進
- (3) 在宅避難を支える自助の取組強化
- (4) 感染症予防対策の強化拡充

## 2 物的被害を最小限にとどめること（新規）

目標を達成するための対策

- (1) 的確な水防活動のための取組強化
- (2) 排水施設の拡張整備及び排水資機材の充実・強化
- (3) 国土交通省や東京都と連携した河川改修・貯水施設の整備促進

## 3 関係機関等との情報連携による2次被害を防止すること（新規）

目標を達成するための対策

- (1) 多機関連携型タイムラインの検討
- (2) 公共交通機関と連携した計画運休時の対応方針の整備
- (3) 災害時要配慮者利用施設等への避難計画作成の推進

## 2 計画の主な修正概要

平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風等の対応と経験を具体化  
【新規・修正】

- ①被害の程度により、電話の問合せが急増することが想定されるため、窓口業務に精通した職員の優先活用や要員増強による窓口体制を強化する。また、チャットボットなどを活用することで問合せ対応の更なる充実を図る。  
(震災・風水害編 第3部 第7章 新規)
- ②区内の浸水想定を踏まえ、浸水や土砂災害など災害状況に応じて被災地に近い区施設（荻窪地域区民センター、杉並会館、杉並第二小学校、和田小学校、大宮中学校、久我山会館、高井戸東小学校、方南小学校、杉並第一小学校、杉並第三小学校、東田小学校、桃井第三小学校、四宮小学校、荻窪小学校、高井戸小学校、堀之内小学校、永福小学校、阿佐ヶ谷中学校、中瀬中学校、荻窪中学校、松ノ木中学校、泉南中学校、高井戸第三小学校）に避難所を開設する。  
また、杉並会館及び久我山会館への多数の避難者が発生した場合、補助避難所（桃井第一小学校、高井戸第二小学校）を開設する。  
(風水害編 第1部 第7章 修正)
- ③避難所(水害・土砂災害時)について、避難準備・高齢者等避難開始等発令後に開設する「指定避難所」と、避難準備・高齢者等避難開始等発令前から区民が自主的に避難する「自主避難所」を定義し、明確化を図る。(震災・風水害編 第3部 第9章 新規)
- ④区内の被害概況から明らかに準半壊に至らない程度の被害に該当する家屋について、住家被害認定調査を実施せずに、被災者が撮影した写真から、り災証明書を迅速に交付する「自己判定方式」の採用に向け検討を進める。(風水害編 第1部 第9章 新規)
- ⑤台風接近等に伴う避難所開設などの特に重要な情報を周知した場合、区ホームページへのアクセス集中により、閲覧に時間がかかる等の問題が生じているため、キャッシュサイトを活用するなどの緊急時のアクセス集中への対策を実施する。  
(震災・風水害編 第3部 第7章 新規)
- ⑥区内の被害状況に応じて、近隣の区市と連携し、避難者相互の受け入れや避難所として使用可能な施設の提供について、相互に協力する体制整備に向けた検討を進める。  
(風水害編 第1部 第7章 新規)

# 杉並区地域防災計画(風水害編)(令和3年修正)(案) 概要

## 新型コロナウイルス感染症対策等の強化【新規】

⑦避難所では、3密となりやすいため、従来の体育館、一部の特別教室での避難者受け入れではなく、校舎等を最大限広く使用した受け入れを行う。また、感染症が拡大しやすい環境であることから、発熱等の症状がある避難者の専用スペースの設置、感染症対策に配慮した避難者の受付対策や避難所運営ルールの設定を行う。  
(震災・風水害編 第3部 第9章 新規)

⑧避難者同士による感染拡大や区職員を媒体とした感染拡大を防止するため、「避難所内でのマスクの着用や手洗い、手指消毒の周知」、「避難者同士の間隔の確保」、「施設内の手すり、ドアノブ等の共有スペースの定期的な消毒の実施」及び「区職員のマスク、使い捨て手袋、フェイスシールド等の着用」等を避難者の協力を求めながら実施する。  
(風水害編 第1部 第7章 新規)

⑨開設マニュアルの施設利用計画に基づき、「濃厚接触者」と「体調不良者」用の専用スペースを設定する。  
(風水害編 第1部 第7章 新規)

⑩新型コロナウイルス感染症対策等として、備蓄品に非接触式体温計、ゴム手袋、次亜塩素酸漂白剤、手指消毒剤、フェイスシールド、医療用ガウン等を加える。  
(震災・風水害編 第3部 第10章 新規)

## 杉並区水害ハザードマップを踏まえた対策の具体化【新規】

⑪区内では、「想定し得る最大規模の降雨」による浸水が発生した場合であっても、ほとんどの地域で浸水深が2.0m未満であり、かつ、浸水の継続が想定される時間は比較的短いことから、垂直避難(屋内安全確保)による安全の確保を推奨し、周知する。  
(震災・風水害編 第3部 第9章 新規)

⑫垂直避難(屋内安全確保)を行ったとしても、身の安全の確保が困難な場合には、「立退き避難が必要な居住者等に求める行動」に基づき、水平避難(避難所への避難や家族、友人宅等への避難)を行うことを周知する。  
(震災・風水害編 第3部 第9章 新規)

## 「防災事業の緊急総点検」の結果に基づく取組の推進【新規】

⑬区民一人ひとりが、災害リスク、防災気象情報、避難場所、避難のタイミング等を理解し、水害からの避難行動を事前に確認するツールである「東京マイ・タイムライン」について、普及・啓発を行うとともに、「水害講座」を通じて、作成の支援を行う。  
(震災・風水害編 第3部 第9章 新規)

## 東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会の取組の推進【新規】

⑭東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会では、東京都管理河川の特性を踏まえた中で、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、迅速な氾濫水の排水等を実施するため、達成すべき減災目標を支える3つの柱に基づき設定した取組を踏まえ、防災対策の検討を進める。  
(震災・風水害編 第3部 第4章 新規)

| 3つの柱            | 取組項目                               |
|-----------------|------------------------------------|
| 円滑かつ迅速な避難のための取組 | 洪水時における河川管理者からの情報提供                |
|                 | 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認              |
|                 | 水害危険性の周知、ICTを活用した洪水情報の提供           |
|                 | 隣接区市町村等への避難体制の共有                   |
|                 | 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認 |
|                 | 水害ハザードマップの作成、改良と周知                 |
|                 | まるごとまちごとハザードマップの促進                 |
|                 | 浸水実績等の周知                           |
|                 | 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実               |
|                 | 防災教育の充実                            |
| 的確な水防活動のための取組   | 水位計、河川監視用カメラ等の整備                   |
|                 | 水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等           |
|                 | 水防訓練の充実                            |
|                 | 水防に関する広報の充実                        |
|                 | 水防活動を行う消防団間での連携、及び協力に関する検討         |
|                 | 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実             |
| 迅速な氾濫水の排水に関する取組 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実              |
|                 | 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等       |
|                 | 災害時及び災害復旧に対する支援強化                  |
|                 | 災害情報等の共有体制の強化                      |

## 杉並区地域防災計画(風水害編)構成新旧対照表

| ＜風水害編＞【応急・復旧対策】              |                                  | ＜震災・風水害編＞【総則・予防対策】     |                                     |
|------------------------------|----------------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 旧構成                          | 新構成                              | 旧構成(移設先の該当箇所)          | 新構成                                 |
| 第1部 風水害に強い杉並を目指して            | (震災・風水害編へ移設)                     | 第1部 第1章 計画の方針          | <b>【第1部 総則】</b>                     |
| 第2部 災害予防計画                   | (震災・風水害編へ移設)                     | 第1部 第2章 杉並区の概況と災害      | 第1章 地域防災計画の概要                       |
| 第3部 災害応急・復旧対策計画              | <b>【第1部 施策ごとの具体的計画(応急・復旧計画)】</b> | 第1部 第2章 杉並区の概況と災害      | 第2章 杉並区の概況                          |
| 第1章 水防対策、初動態勢                | 第1章 区民と地域の防災力向上                  |                        | 第3章 被害軽減とまちの再生に向けた目標(減災目標)          |
| 第2章 情報の収集・伝達                 | 第2章 安全な都市づくりの実現                  |                        | 第4章 災害に関する調査研究                      |
| 第3章 応援協力・派遣要請                | 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保      |                        | <b>【第2部 施策ごとの具体的計画(震災予防対策)】</b> <略> |
| 第4章 警備・交通規制                  | 第4章 応急対応力、広域連携体制の強化              | 第1部 第3章 杉並区及び防災機関の役割   | <b>【第3部 施設ごとの具体的計画(風水害予防対策)】</b>    |
| 第5章 救助・救急対策                  | 第5章 情報通信の確保                      |                        | 第1章 杉並区及び防災機関の役割                    |
| 第6章 医療救護等対策                  | 第6章 医療救護・保健等対策                   |                        | (新設)第2章 風水害対策における到達状況、課題、対策の方向性等    |
| 第7章 避難者対策                    | 第7章 避難者対策                        | 第2部 第4章 地域防災力の向上       | 第3章 区民と地域の防災力向上                     |
| 第8章 物流・備蓄・輸送対策               | 第8章 物流・備蓄・輸送対策                   | 第2部 第5章 ボランティア等との連携・協働 |                                     |
| 第9章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去 | 第9章 住民の生活の早期再建                   | 第2部 第6章 防災運動の推進        | 第4章 安全な都市づくりの実現                     |
| 第10章 遺体の取扱                   | <b>【第2部 災害復興計画】</b>              | 第2部 第1章 水害予防対策         | 第5章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保         |
| 第11章 ライフライン施設の応急・復旧対策        |                                  | 第2部 第2章 都市施設対策         | (新規)第6章 応急対応力、広域連携体制の強化             |
| 第12章 公共施設等の応急・復旧対策           |                                  | 第2部 第3章 応急活動拠点等の整備     | (新規)第7章 情報通信の確保                     |
| 第13章 応急生活対策                  |                                  | 第2部 第2章 都市施設対策(一部)     | (新規)第8章 医療救護・保健等対策                  |
| 第14章 災害救助法の適用                |                                  | 第2部 第3章 応急活動拠点等の整備(一部) | (新規)第9章 避難者対策                       |
| 第4部 災害復興計画                   |                                  |                        | 第10章 物流・備蓄・輸送対策                     |
|                              |                                  |                        | (新規)第11章 住民の生活の早期再建の推進              |



## 杉並区地域防災計画（令和 3 年修正）修正方針

杉並区における震災対策・風水害対策を着実に実行するため、「減災目標」を踏まえ、以下の修正方針を掲げ、杉並区地域防災計画を見直し修正する。

### 1. 減災目標

区は次のとおり、減災目標を実現するため、新たな「目標を達成するための対策」に基づき、区民、都、事業者と協力して対策を推進していく。具体的には本計画書中の該当箇所に定めることとし、この減災目標の早期達成に努める。

### 《震災編》

#### 【目標】 首都直下地震による死者 0（ゼロ）を目指す

##### 1 住宅の倒壊や家具類の転倒による死者をなくす

目標を達成するための対策

- (1) 建物の耐震化の促進（修正）
- (2) 家具類の転倒防止対策の促進（修正）

##### 2 火災による死者をなくす

目標を達成するための対策

- (1) 木造住宅密集地域の不燃化の促進（修正）
- (2) 狭あい道路の拡幅整備事業の推進（修正）
- (3) 区民や事業所による初期消火対応の強化等、「消火能力」の充実（修正）
- (4) 救出・救護体制の強化
- (5) 通電火災の発生の抑止（新規）

##### 3 災害関連死をなくす（新規）

目標を達成するための対策

- (1) 補助・代替施設の活用
- (2) 第二次救援所、福祉救援所の拡充
- (3) 避難者全体の健康面に関するアセスメントやモニタリングの実施
- (4) 全震災救援所への要配慮者テントの配備
- (5) 体育館や各教室へのエアコン設置
- (6) 感染症予防対策の強化拡充

死者を 0 にする対策が、すべての人的被害、物的被害を軽減する対策であり、まちの被害を出来るだけ抑えて、杉並区の早期復旧・復興を目指す。

## 《風水害編》（新規設定）

### 【目標】 大規模水害による死者〇（ゼロ）を維持する（新規）

#### 1 「人的被害をなくすこと」（新規）

目標を達成するための対策

- (1) 避難勧告等発令基準の明確化と迅速な伝達
- (2) 区民への情報提供及び伝達の強化・推進
- (3) 在宅避難を支える自助の取組強化
- (4) 感染症予防対策の強化拡充

#### 2 「物的被害を最小限にとどめること」（新規）

目標を達成するための対策

- (1) 的確な水防活動のための取組強化
- (2) 排水施設の拡張整備及び排水資機材の充実・強化
- (3) 国土交通省や東京都と連携した河川改修・貯水施設の整備

#### 3 「関係機関等と情報連携による2次被害を防止すること」（新規）

目標を達成するための対策

- (1) 多機関連携型タイムラインの検討
- (2) 公共交通機関と連携した計画運休時の対応方針の整備
- (3) 災害時要配慮者利用施設等への避難計画作成の推進

今後も「死者〇を維持」とともに、すべての人的被害、物的被害を軽減する対策を実施し、まちの被害を出来るだけ抑えて、杉並区の早期復旧・復興を目指す。

## 2. 災害対応業務を実施する視点による計画の構成変更

東京都地域防災計画では、実施する災害対策の施策ごとに具体的な予防・応急・復旧計画を整理しており、杉並区の地域防災計画もその構成に準じていた。しかし、杉並区地域防災計画の見直しにあたっては、総則及び予防対策の内容を別編として取り扱うことで、災害時に実施する業務をより把握しやすい構成に変更する。

### ＜現行＞

| 編    | 主な内容                      |
|------|---------------------------|
| 震災編  | 「災害予防・応急・復旧計画」            |
| 風水害編 | 「災害予防計画」<br>「災害応急・復旧対策計画」 |

⇒

### ＜構成変更案＞

| 編                    | 主な内容                          |
|----------------------|-------------------------------|
| 震災・風水害編<br>【総則・予防対策】 | 「総則」<br>「震災予防対策」<br>「風水害予防対策」 |
| 震災編<br>【応急・復旧対策】     | 「応急・復旧計画」                     |
| 風水害編<br>【応急・復旧対策】    | 「応急・復旧計画」                     |

### 3. 主要修正項目

|   | 主要修正項目（大分類）                        | 対応する施策（中分類）       | 実施する対策（小分類）  |
|---|------------------------------------|-------------------|--|
| 1 | ★「3日間を乗り切れる体制」の構築<br>(杉並区政経営計画書)   | 備蓄品の充実強化          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者約11万人の3日分の食料の区内備蓄の推進</li> <li>・東京都寄託物資の積極的受け入れ</li> </ul>   |
|   |                                    | 新たな防災拠点の整備        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧杉並中継所跡地の備蓄及び輸送拠点の整備</li> </ul>  |
|   |                                    | 防災拠点における設備強化      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・7地域区民センターへの非常用発電機等設置</li> </ul>  |
| 2 | ★「地域性を考慮した共助の仕組み」構築<br>(杉並区政経営計画書) | 地域で支える共助体制の整備     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・救援隊本隊の管轄地域の見直し</li> <li>・避難施設間の避難者受入体制の構築</li> <li>・救援隊本隊応援組織等の検討</li> <li>・被害の少ない地域での備蓄品確保</li> <li>・震災救援所へのリエゾン巡回派遣</li> <li>・他地域の避難者の受入体制等の構築</li> <li>・震災救援所補助・代替施設の協定の見直し</li> <li>・補助・代替施設のさらなる活用</li> <li>・復興期における震災救援所の統合及び閉鎖のルール検討</li> <li>・震災救援所運営支援におけるNPO・民間ボランティアとの連携</li> </ul> |
| 3 | ★新型コロナウイルス感染症対策の強化                 | 運営体制強化            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災救援所運営管理標準マニュアルへの追記</li> <li>・避難者の受入方法</li> <li>・避難所運営のルール</li> <li>・運営方法(体調不良者スペース)</li> <li>・水害時の行動指針の拡充</li> <li>・ソーシャルディスタンスを踏まえた避難所運営</li> </ul>   |
|   |                                    | 備蓄品対策             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染予防対策物品の備蓄強化</li> </ul>   |
|   |                                    | 避難所対策             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災救援所以外の避難先での早期受け入れ</li> </ul>   |
|   |                                    | 医療救護部（保健所）対応の強化   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健活動班、衛生班の対応強化</li> </ul>  |
|   |                                    | 避難所対策             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・都立高校等の避難所指定</li> </ul>   |
| 4 | ★平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風等の対応と経験を具体化    | 災害対策本部の活動体制       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水害対応時において実施する通常業務の検討</li> <li>・災害廃棄物処理の搬入場所、処理方法等</li> <li>・電話による問合せ増加が見込まれる場合の対応要員の確保</li> <li>・水害時の避難所の再配置</li> <li>・避難における収容状況の定期的な周知</li> <li>・特別警報時の対応方針の策定</li> <li>・杉並区災害廃棄物処理計画の策定</li> <li>・多機関連携型タイムラインの検討</li> <li>・停電情報の共有方法の検討</li> </ul>   |
|   |                                    | 避難対策の強化           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関と連携した計画運休時の対応方針の整備</li> <li>・災害時要配慮者利用施設等への避難確保計画作成の推進</li> <li>・自主避難所の指定</li> </ul>   |
|   |                                    | 迅速なり災証明書発行        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己判定方式でのり災証明書の申請受付</li> </ul>  |
|   |                                    | 災害リスクととるべき行動の理解促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップ、東京マイ・タイムラインを活用した講座の実施</li> <li>・土嚢ストッカーの整備</li> <li>・避難所における収容状況の定期的な周知</li> </ul>   |
|   |                                    | 防災情報の提供           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時のアクセス増によるサーバーダウン対策</li> <li>・Twitter、facebook等のSNSの活用強化</li> </ul>  |
|   |                                    | 避難所環境の整備・充実       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館や各教室へのエアコン設置</li> </ul>   |
|   |                                    | 地域で支える共助体制の整備     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣区（練馬区等）との避難所の共有と避難者受け入れ体制整備</li> </ul>   |

杉並区地域防災計画（令和3年修正）【震災編】 主要修正項目及び具体的な記載（新旧）

【「3日間を乗り切れる体制」の構築】

| 実施する対策<br>(小分類)  | 対応箇所  | 新記載内容  | 旧記載内容             |       |       |         |                  |                              |              |                   |                         |                   |                                     |           |             |       |             |   |              |       |  |  |   |
|--|---|--|-------------------|-------|-------|---------|------------------|------------------------------|--------------|-------------------|-------------------------|-------------------|-------------------------------------|-----------|-------------|-------|-------------|---|--------------|-------|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>避難者約11万人の3日分の食料の区内備蓄の推進</li> <li>東京都寄託物資の積極的受け入れ</li> </ul> | 震災・風水害編<br>(第2部 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進)<br>修正概要①          | <p><b>(イ) 食糧の区内備蓄の推進</b><br/>           発災後、区及び区周辺の被害状況を考慮すると、区が一時的に孤立することが考えられるため、災害拠点倉庫の整備や、都の寄託物資の活用によって、避難者3日分の食糧の区内備蓄を推進する。</p> <table border="1" data-bbox="568 437 1848 761"> <thead> <tr> <th>発災1日目</th> <th>発災2日目</th> <th>発災3日目</th> <th>発災4日目以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・区の食糧備蓄分で確保(1日分)</td> <td>・区内に保管している都寄託物資分等または区備蓄増分で確保</td> <td>・都寄託物資分等から確保</td> <td>・国、道府県、民間事業者等から調達</td> </tr> <tr> <td>主に学校防災倉庫で備蓄(不足分を災害備蓄倉庫)</td> <td>災害拠点倉庫(旧杉並中継所)で備蓄</td> <td>東京都の備蓄倉庫、区の災害備蓄倉庫、災害拠点倉庫(旧杉並中継所)で備蓄</td> <td>二</td> </tr> </tbody> </table>  | 発災1日目             | 発災2日目 | 発災3日目 | 発災4日目以降 | ・区の食糧備蓄分で確保(1日分) | ・区内に保管している都寄託物資分等または区備蓄増分で確保 | ・都寄託物資分等から確保 | ・国、道府県、民間事業者等から調達 | 主に学校防災倉庫で備蓄(不足分を災害備蓄倉庫) | 災害拠点倉庫(旧杉並中継所)で備蓄 | 東京都の備蓄倉庫、区の災害備蓄倉庫、災害拠点倉庫(旧杉並中継所)で備蓄 | 二         | <p>【新規】</p> |       |             |   |              |       |  |  |   |
| 発災1日目  | 発災2日目   | 発災3日目  | 発災4日目以降           |       |       |         |                  |                              |              |                   |                         |                   |                                     |           |             |       |             |   |              |       |  |  |   |
| ・区の食糧備蓄分で確保(1日分)   | ・区内に保管している都寄託物資分等または区備蓄増分で確保                          | ・都寄託物資分等から確保   | ・国、道府県、民間事業者等から調達 |       |       |         |                  |                              |              |                   |                         |                   |                                     |           |             |       |             |   |              |       |  |  |   |
| 主に学校防災倉庫で備蓄(不足分を災害備蓄倉庫)  | 災害拠点倉庫(旧杉並中継所)で備蓄                                     | 東京都の備蓄倉庫、区の災害備蓄倉庫、災害拠点倉庫(旧杉並中継所)で備蓄  | 二                 |       |       |         |                  |                              |              |                   |                         |                   |                                     |           |             |       |             |   |              |       |  |  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>旧杉並中継所跡地の備蓄及び輸送拠点の整備</li> </ul>                             | 震災・風水害編<br>(第2部 第5章 応急対応力、広域連携体制の強化)<br>修正概要②         | <p><b>ア 旧杉並中継所跡地の活用</b><br/>           区では、道路インフラの寸断等に伴う孤立時に「区内備蓄のみで3日間を乗り切れる体制の構築」のため、旧杉並中継所跡地を災害拠点倉庫、支援物資等の受け入れを行う地域内輸送拠点、重機保管場所、本庁代替施設、応援職員の活動拠点の機能を有する「(仮称)井草防災拠点」として活用する。</p>   | <p>【新規】</p>       |       |       |         |                  |                              |              |                   |                         |                   |                                     |           |             |       |             |   |              |       |  |  |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>7地域区民センターへの非常用発電機等設置</li> </ul>                             | 震災・風水害編<br>(第2部 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保)<br>修正概要③ | <p>《区》<br/>           震災救援所である小中学校等36施設に太陽光発電機器と蓄電池を設置し、災害に伴う系統電力停電時においても必要最低限の電力を確保した。今後も学校等の大規模改修等に合わせ、太陽光発電機器と蓄電池を設置するとともに、約72時間稼働可能な非常用発電機の整備を進めていく。<br/>           また、防災拠点については、約72時間稼働可能な非常用発電機の整備を計画的に進めていく。</p> <table border="1" data-bbox="568 1137 1848 1337"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>設置年度</th> <th>施設名</th> <th>設置年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高井戸地域区民センター</td> <td>平成24年度</td> <td>西荻地域区民センター</td> <td>令和2年度</td> </tr> <tr> <td>井草地域区民センター</td> <td>令和元年度</td> <td>阿佐ヶ谷地域区民センター</td> <td>令和3年度(予定)</td> </tr> <tr> <td>荻窪地域区民センター</td> <td>令和元年度</td> <td>高円寺地域区民センター</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>永福和泉地域区民センター</td> <td>令和元年度</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※既設置済み。令和3年度以降、大規模改修にあわせ容量の拡大を行う。</p> | 施設名               | 設置年度  | 施設名   | 設置年度    | 高井戸地域区民センター      | 平成24年度                       | 西荻地域区民センター   | 令和2年度             | 井草地域区民センター              | 令和元年度             | 阿佐ヶ谷地域区民センター                        | 令和3年度(予定) | 荻窪地域区民センター  | 令和元年度 | 高円寺地域区民センター | ※ | 永福和泉地域区民センター | 令和元年度 |  |  | <p>《区》<br/>           震災救援所である小中学校等34施設に太陽光発電機器と蓄電池を設置し、災害に伴う系統電力停電時においても必要最低限の電力を確保する。</p> |
| 施設名  | 設置年度  | 施設名  | 設置年度              |       |       |         |                  |                              |              |                   |                         |                   |                                     |           |             |       |             |   |              |       |  |  |   |
| 高井戸地域区民センター  | 平成24年度  | 西荻地域区民センター   | 令和2年度             |       |       |         |                  |                              |              |                   |                         |                   |                                     |           |             |       |             |   |              |       |  |  |   |
| 井草地域区民センター   | 令和元年度   | 阿佐ヶ谷地域区民センター   | 令和3年度(予定)         |       |       |         |                  |                              |              |                   |                         |                   |                                     |           |             |       |             |   |              |       |  |  |   |
| 荻窪地域区民センター   | 令和元年度   | 高円寺地域区民センター  | ※                 |       |       |         |                  |                              |              |                   |                         |                   |                                     |           |             |       |             |   |              |       |  |  |   |
| 永福和泉地域区民センター   | 令和元年度   |  |                   |       |       |         |                  |                              |              |                   |                         |                   |                                     |           |             |       |             |   |              |       |  |  |   |

【「地域性を考慮した共助の仕組」構築】

| 実施する対策<br>(小分類)      | 対応箇所                                    | 新記載内容  | 旧記載内容 |
|----------------------|---|--|-------|
| ・ 救援隊本隊の管轄地域の見直し     | 震災・風水害編<br>(第2部 第5章<br>応急対応力、広域連携体制の強化) | <p>【震災・風水害編】<br/> <b>オ 救援隊本隊の見直し</b><br/> <u>地震被害シミュレーション結果では、地域によって被害の大きさが異なる。そのため、被害が大きな地域で活動する救援隊本隊では、より多くの人員を要する。</u><br/> <u>そのため、救援隊本隊の割当人数を再精査し、救援部内に(仮称)救援隊本隊支援班を設置するとともに、必要に応じて救援隊本隊同士で相互支援を実施できる体制等の整備を行う。【別冊・資料 図●】</u><br/> <u>また、救援隊本隊の管轄は、地域区民センターを中心とした地理的条件や管轄する震災救援所数等を踏まえ、震災救援所と救援隊本隊間で円滑な災害対応が行えるよう見直しを図った。【別冊・資料 図●】</u></p>     | 【新規】  |
| ・ 避難施設間の避難者受入体制の構築   | 震災・風水害編<br>(第2部 第9章<br>避難者対策)<br>修正概要④  | <p><b>カ 避難施設間の避難者受入体制の構築</b><br/> <u>地震被害シミュレーション結果を踏まえると、一部の震災救援所に避難者が集中し、避難者があふれる可能性がある。このため、震災救援所となる小・中学校等の近隣に所在する都立及び私立の高校・大学を補助代替施設として指定し、その活用方法を確立する。</u><br/> <u>また、補助代替施設の所在する地域において多数の避難者が発生した場合に、震災救援所と補助代替施設が連携し、応急対策を行う仕組づくりを推進する。</u></p>   | 【新規】  |
| ・ 救援隊本隊応援組織等の検討      | 震災・風水害編<br>(第2部 第5章<br>応急対応力、広域連携体制の強化) | <p>【震災・風水害編】<br/> <b>オ 救援隊本隊の見直し</b><br/> <u>地震被害シミュレーション結果では、地域によって被害の大きさが異なる。そのため、被害が大きな地域で活動する救援隊本隊では、より多くの人員を要する。</u><br/> <u>そのため、救援隊本隊の割当人数を再精査し、救援部内に(仮称)救援隊本隊支援班を設置するとともに、必要に応じて救援隊本隊同士で相互支援を実施できる体制等の整備を行う。【別冊・資料 図●】</u><br/> <u>また、救援隊本隊の管轄は、地域区民センターを中心とした地理的条件や管轄する震災救援所数等を踏まえ、震災救援所と救援隊本隊間で円滑な災害対応が行えるよう見直しを図った。【別冊・資料 図●】(再掲)</u></p> | 【新規】  |
| ・ 被害の少ない地域での備蓄品確保を推進 | 震災・風水害編<br>(第2部 第10章<br>物流・備蓄・輸送対策の推進)  | <p><b>ウ 備蓄の分散化</b><br/> <u>発災後に想定される建物被害、焼失被害を考慮すると、特に区東部の災害備蓄倉庫の一部に被害が発生し、備蓄物資を活用できない場合が想定される。</u><br/> <u>このことから、被災地区を補完する備蓄食糧の保管場所を選定し、食糧の分散備蓄を実施する。</u><br/> <b>【食糧を備蓄する保管場所の選定の目安】</b><br/> <u>(ア) 火災危険度が低い地域であること</u><br/> <u>(イ) 幹線道路(緊急時啓開道路)に接面または至近であること</u><br/> <u>(ウ) 大型車両の出入可能な環境であること</u><br/> <u>(エ) 一定の広さの保管スペースを有していること</u></p>    | 【新規】  |

| 実施する対策<br>(小分類)      | 対応箇所                            | 新記載内容  |   | 旧記載内容 |
|----------------------|---------------------------------|--|---|-------|
| ・震災救援所へのリエゾン巡回派遣     | 震災編<br>(第1部 第5章 情報通信の確保)        | <p>【震災編】</p> <p>4 広報体制 &lt;略&gt;</p> <p>(1) 取組内容 &lt;略&gt;</p> <p>6 大規模な停電や通信障害発生時の対応(震災救援所へのリエゾン(情報連絡員)巡回派遣)</p> <p>大規模な停電や通信障害が発生している地域では、震災救援所や救援隊本隊は情報を得る手段が限られる。このことから、災害対策本部や救援隊本隊が必要に応じて震災救援所等にリエゾン(情報連絡員)を派遣し、無線等を駆使して、情報の入手・伝達を行う。</p>  |   | 【新規】  |
| ・他地域の避難者の受入体制等の構築    | 震災編<br>(第1部 第8章 避難者対策)<br>修正概要⑤ | <p><b>エ 区内他地域における避難者の移動及び受入</b></p> <p>建物被害や延焼により、震災救援所や周辺の補助・代替施設の使用ができない地域(「被災地域」という。)が発生した場合、避難者の収容力に余裕がある地域(「受入地域」という。)において、当該避難者を受け入れる。そのため、それぞれの救援隊本隊が次のとおり避難者の移動を促す。</p> <p>(ア) 被災地域の救援隊本隊は、管轄する震災救援所の開設状況、避難者数、周辺地域の火災発生等の状況を把握する。また、管轄する補助・代替施設の被災状況等を把握する。</p> <p>(イ) 被災地域の救援隊本隊は、管轄地域の状況を総合的に判断し、震災救援所単位での他地域への移送が必要と判断されるときは、その旨を災害対策本部に具申する。</p> <p>(ウ) 災害対策本部は、被災地域の救援隊本隊から、震災救援所単位での他地域への移送について具申があったときは、他地域の救援隊本隊に対し、受け入れの可否に係る照会を行う。</p> <p>(エ) 他地域の救援隊本隊は、管轄地域の震災救援所又は補助・代替施設の空きスペースを確認して、受け入れの可否を災害対策本部へ回答をする。</p> <p>(オ) 災害対策本部は、他地域の救援隊本隊の回答を考慮し、移送の必要性を判断する。</p> <p>(カ) 災害対策本部が移送の必要があると判断した場合は、各救援隊本隊の回答を基に受け入れを行う救援隊本隊及び震災救援所又は補助・代替施設を決定し、被災地域の救援隊本隊に対し、受け入れを行う救援隊本隊及び震災救援所を連絡する。</p> <p>(キ) 被災地域の救援隊本隊は、移送を行う震災救援所に、受け入れを行う震災救援所又は補助・代替施設を伝達する。</p> <p>(ク) 移送を行う震災救援所は、避難が困難な避難者に対して受け入れを行う震災救援所又は補助・代替施設への避難を促す。その後、状況を被災地域の救援隊本隊へ報告する。</p> <p>(ケ) 被災地域の救援隊本隊は報告を受けたのち、災害対策本部へ状況を報告する。</p> <p>(コ) 災害対策本部は、受入地域の救援隊本隊へ状況を報告する。</p> |   | 【新規】  |
| ・震災救援所補助・代替施設の協定の見直し | 震災・風水害編<br>(第2部 第9章 避難者対策)      | <p>(イ) 震災救援所補助・代替施設の指定</p> <p>震災救援所の収容能力を超えた避難者が発生した場合や、区立小・中学校等が被災して震災救援所として機能しない場合に備えて、区内の高校、大学など23か所の施設の一部をそれぞれ震災救援所補助・代替施設に指定している。</p> <p>【別冊・資料●、●】</p> <p>なお、震災救援所補助・代替施設に指定している施設と、意見交換会を実施したうえで、</p>   | <p>(イ) 震災救援所補助・代替施設の指定</p> <p>震災救援所の収容能力を超えた避難者が発生した場合や、区立小・中学校自体が被災して震災救援所として機能しない場合に備えて、区内の高校、大学など22か所の施設の一部をそれぞれ震災</p> |       |



| 実施する対策<br>(小分類)                | 対応箇所                                | 新記載内容  | 旧記載内容                                       |
|--------------------------------|-------------------------------------|--|---|
|                                |                                     | <u>協定の見直しや施設利用計画の更新を実施する。</u><br><u>※令和2年10月時点では、23校中、20校を更新</u>   | 救援所補助・代替施設に指定している。<br><b>【別冊・資料114、117】</b> |
| ・補助・代替施設のさらなる活用                | 震災・風水害編<br>(第2部 第9章 避難者対策)<br>修正概要⑥ | <u>カ 避難施設間の避難者受入体制の構築</u><br><u>地震被害シミュレーション結果を踏まえると、一部の震災救援所に避難者が集中し、避難者があふれる可能性がある。このため、震災救援所となる小・中学校等の近隣に所在する都立及び私立の高校・大学を補助代替施設として指定し、その活用方法を確立する。</u><br><u>また、補助代替施設の所在する地域において多数の避難者が発生した場合に、震災救援所と補助代替施設が連携し、応急対策を行う仕組づくりを推進する。</u>  | <b>【新規】</b>                                 |
| ・復興期における震災救援所の統合及び閉鎖のルール検討     | 震災編<br>(第1部 第8章 避難者対策)              | <u>(カ) 震災救援所の縮小又は統合</u><br><u>震災救援所に滞在している避難者が減少傾向にある場合で他の震災救援所避難者の受け入れの必要がない場合や小・中学校を再開する必要がある場合など、震災救援所の縮小又は統合を検討する。</u><br><u>震災救援所の縮小又は統合を決定した場合、各震災救援所の避難者にその旨の周知を図る。</u><br><u>なお、避難者の減少等に応じて震災救援所の再配置を進める際には、十分に避難者との調整を図る。</u>   | <b>【新規】</b>                                 |
| ・震災救援所運営支援におけるNPO・民間ボランティアとの連携 | 震災・風水害編<br>(第2部第2章 区民と地域の防災力向上)     | <u>(10) 震災救援所運営支援におけるNPO・民間ボランティアとの連携</u><br><u>発災時、救援活動には様々な面で人的な支援が欠かせない。そのため地域の様々な団体との連携や多くの人に協力が得られる仕組みづくりを促進する必要があることから、区社会福祉協議会、NPO等の災害ボランティア関係団体などとの連携を促進する。また、震災救援所でも、避難者等からボランティアを募り、協力を得られる仕組みづくりを進める。</u><br><u>・震災救援所と災害ボランティア関係団体との連携訓練の実施</u><br><u>・社会福祉協議会が行う連携情報共有会議への震災救援所運営連絡会の参加</u><br><u>・震災救援所運営標準マニュアルへのボランティアの協力受け入れに関する記述の追記</u><br><u>・情報交換会の実施</u> | <b>【新規】</b>                                 |

【新型コロナウイルス感染症対策の強化】

| 実施する対策<br>(小分類)       | 対応箇所   | 新記載内容  | 旧記載内容 |         |        |       |                |                              |        |                     |                     |        |  |  |      |
|-----------------------|--|--|-------|---------|--------|-------|----------------|------------------------------|--------|---------------------|---------------------|--------|--|--|------|
| ・震災救援所運営管理標準マニュアルへの追記 | 震災・風水害編<br>(第2部 第9章 避難者対策)<br>修正概要⑦  | <p><b>(2) 感染防止対策標準マニュアルの作成</b><br/> <u>震災救援所では、3密(密閉・密集・密接)となりやすいため、感染症が拡大しやすい環境であることから、発熱等の症状がある避難者の専用スペースの事前設定、感染対策担当の設置、感染症対策ルールを策定等を定めた感染防止対策標準マニュアルに基づき運用する。</u></p>  | 【新規】  |         |        |       |                |                              |        |                     |                     |        |  |  |      |
| ・避難者の受入方法             | 震災編<br>(第1部 第8章 避難者対策)   | <p><b>(1) 避難者の受入</b><br/> <u>区は、受付窓口で避難者の状態を把握したうえで、容態に応じて複数の避難スペースを案内する。</u><br/> <u>また、濃厚接触者の避難を確認した場合、区災害対策本部に報告する。</u></p> <table border="1" data-bbox="568 502 2009 836"> <thead> <tr> <th></th> <th>避難者受付窓口</th> <th>特別受付窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付対象者</td> <td>・体調不良の自覚がない避難者</td> <td>・体調不良の自覚がある避難者<br/>・濃厚接触者の避難者</td> </tr> <tr> <td>窓口での対応</td> <td>・手指の消毒、検温の実施<br/>・検温</td> <td>・手指の消毒の実施<br/>・問診の実施</td> </tr> <tr> <td>避難者の収容</td> <td>・体温 37.5 度以下の避難者に対しては、体育館・通常教室等での避難を案内<br/>・体温 37.5 度以上の避難者に対しては、特別受付窓口での再受付を案内</td> <td>・問診の結果、濃厚接触者以外の避難者は、体調不良者スペースでの避難を案内<br/>・問診の結果、濃厚接触者の避難者は、濃厚接触者スペースでの避難を案内</td> </tr> </tbody> </table> |       | 避難者受付窓口 | 特別受付窓口 | 受付対象者 | ・体調不良の自覚がない避難者 | ・体調不良の自覚がある避難者<br>・濃厚接触者の避難者 | 窓口での対応 | ・手指の消毒、検温の実施<br>・検温 | ・手指の消毒の実施<br>・問診の実施 | 避難者の収容 | ・体温 37.5 度以下の避難者に対しては、体育館・通常教室等での避難を案内<br>・体温 37.5 度以上の避難者に対しては、特別受付窓口での再受付を案内 | ・問診の結果、濃厚接触者以外の避難者は、体調不良者スペースでの避難を案内<br>・問診の結果、濃厚接触者の避難者は、濃厚接触者スペースでの避難を案内 | 【新規】 |
|                       | 避難者受付窓口  | 特別受付窓口   |       |         |        |       |                |                              |        |                     |                     |        |  |  |      |
| 受付対象者                 | ・体調不良の自覚がない避難者   | ・体調不良の自覚がある避難者<br>・濃厚接触者の避難者   |       |         |        |       |                |                              |        |                     |                     |        |  |  |      |
| 窓口での対応                | ・手指の消毒、検温の実施<br>・検温  | ・手指の消毒の実施<br>・問診の実施  |       |         |        |       |                |                              |        |                     |                     |        |  |  |      |
| 避難者の収容                | ・体温 37.5 度以下の避難者に対しては、体育館・通常教室等での避難を案内<br>・体温 37.5 度以上の避難者に対しては、特別受付窓口での再受付を案内 | ・問診の結果、濃厚接触者以外の避難者は、体調不良者スペースでの避難を案内<br>・問診の結果、濃厚接触者の避難者は、濃厚接触者スペースでの避難を案内   |       |         |        |       |                |                              |        |                     |                     |        |  |  |      |
| ・避難所運営のルール            | 震災編<br>(第1部 第8章 避難者対策)   | <p><b>(2) 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した震災救援所の運営方法</b><br/> <u>区は、避難者同士による感染拡大や区職員を媒体とした感染拡大を防止するため、感染拡大防止に配慮のうえ、次の内容を避難者の協力を求めながら実施する。</u><br/> <u>ア 震災救援所内でのマスクの着用や手洗い、手指消毒の周知</u><br/> <u>イ 避難者同士の間隔の確保</u><br/> <u>ウ 定期的な換気の実施</u><br/> <u>エ 施設内の手すり、ドアノブ等の共有スペースの定期的な消毒の実施</u><br/> <u>オ トイレ等の共有部分のゾーンニングの徹底(体調不良者スペース等の立入禁止を含む)</u><br/> <u>カ 区職員のマスク、使い捨て手袋、フェイスシールド等の着用</u></p>   | 【新規】  |         |        |       |                |                              |        |                     |                     |        |  |  |      |
| ・運営方法(体調不良者スペース)      | 震災編<br>(第1部 第8章 避難者対策)   | <p><b>(3) 体調不良者スペースの対応</b><br/> <u>区は、施設利用計画に基づき、「濃厚接触者」と「体調不良者」とで、専用スペースをそれぞれ設定する。</u></p>  | 【新規】  |         |        |       |                |                              |        |                     |                     |        |  |  |      |
| ・感染予防対策物品の備蓄強化        | 震災・風水害編<br>(第2部 第9章 避難者対策)   | <p><b>(1) 感染予防対策物資の備蓄</b><br/> <u>区は、震災救援所内での集団感染の防止を徹底するため、震災救援所の運営や避難者の感染予防で使用する物資を新たに備蓄する。</u></p>  | 【新規】  |         |        |       |                |                              |        |                     |                     |        |  |  |      |



| 実施する対策<br>(小分類)  | 対応箇所                               | 新記載内容   | 旧記載内容 |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
|--|------------------------------------|---|-------|----|----------|-----|------|------|----------------|----|--------------|----|-----------|----|--------|----|--------|-----|-----------|------|-----------|----|---------------|------|-----------|----|-----------|----|-----|----|--------------|----|-------------------|----|-------|-----|-----|-------|----|------|-----------|-------|--------|----|--|
|  | 修正概要⑧                              | <p>ア 新たに追加した物品(震災救援所1カ所あたり)(令和2年12月現在)</p> <table border="1" data-bbox="645 204 1928 699"> <thead> <tr> <th>物品名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>フェイスシールド</td><td>15個</td></tr> <tr><td>ゴム手袋</td><td>100双</td></tr> <tr><td>除菌消臭用漂白剤(ハイター)</td><td>1本</td></tr> <tr><td>手指消毒剤(500ml)</td><td>1本</td></tr> <tr><td>手指消毒剤(40)</td><td>1本</td></tr> <tr><td>防護服セット</td><td>1式</td></tr> <tr><td>医療用ガウン</td><td>30着</td></tr> <tr><td>非接触式電子温度計</td><td>1~2本</td></tr> <tr><td>非接触式電子体温計</td><td>1本</td></tr> <tr><td>テント型プライベートルーム</td><td>2~4張</td></tr> <tr><td>要配慮者用テント※</td><td>1張</td></tr> <tr><td>ワンタッチ式テント</td><td>2張</td></tr> </tbody> </table> <p>※令和2年度から令和3年度にかけて2カ年計画で配備予定。</p> <p>イ 既存の物品(震災救援所1カ所あたり)(令和2年12月現在)</p> <table border="1" data-bbox="645 807 1928 1110"> <thead> <tr> <th>物品名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>手指消毒剤(800ml)</td><td>6本</td></tr> <tr><td>感染症対策除菌消臭剤(250ml)</td><td>4本</td></tr> <tr><td>防塵めがね</td><td>10個</td></tr> <tr><td>マスク</td><td>1000枚</td></tr> <tr><td>石鹸</td><td>200個</td></tr> <tr><td>ウェットティッシュ</td><td>1000個</td></tr> <tr><td>接触式体温計</td><td>1本</td></tr> </tbody> </table> | 物品名   | 数量 | フェイスシールド | 15個 | ゴム手袋 | 100双 | 除菌消臭用漂白剤(ハイター) | 1本 | 手指消毒剤(500ml) | 1本 | 手指消毒剤(40) | 1本 | 防護服セット | 1式 | 医療用ガウン | 30着 | 非接触式電子温度計 | 1~2本 | 非接触式電子体温計 | 1本 | テント型プライベートルーム | 2~4張 | 要配慮者用テント※ | 1張 | ワンタッチ式テント | 2張 | 物品名 | 数量 | 手指消毒剤(800ml) | 6本 | 感染症対策除菌消臭剤(250ml) | 4本 | 防塵めがね | 10個 | マスク | 1000枚 | 石鹸 | 200個 | ウェットティッシュ | 1000個 | 接触式体温計 | 1本 |  |
| 物品名  | 数量                                 |   |       |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| フェイスシールド   | 15個                                |   |       |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| ゴム手袋   | 100双                               |   |       |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 除菌消臭用漂白剤(ハイター)   | 1本                                 |   |       |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 手指消毒剤(500ml)   | 1本                                 |   |       |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 手指消毒剤(40)  | 1本                                 |   |       |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 防護服セット   | 1式                                 |   |       |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 医療用ガウン   | 30着                                |   |       |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 非接触式電子温度計  | 1~2本                               |   |       |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 非接触式電子体温計  | 1本                                 |   |       |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| テント型プライベートルーム  | 2~4張                               |   |       |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 要配慮者用テント※  | 1張                                 |   |       |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| ワンタッチ式テント  | 2張                                 |   |       |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 物品名  | 数量                                 |   |       |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 手指消毒剤(800ml)   | 6本                                 |   |       |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 感染症対策除菌消臭剤(250ml)  | 4本                                 |   |       |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 防塵めがね  | 10個                                |   |       |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| マスク  | 1000枚                              |   |       |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 石鹸   | 200個                               |   |       |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| ウェットティッシュ  | 1000個                              |   |       |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 接触式体温計   | 1本                                 |   |       |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>震災救援所以外の避難先での早期受入れ</li> </ul> | 震災・風水害編<br>(第2部 第7章<br>医療救護・保険等対策) | 新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、陽性者や濃厚接触者等が避難するため、運営体制を含めた陽性者専門の避難所の設置等、医療救護部の活動の在り方について、今後、検討を進めていく必要がある。   | 【新規】  |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>衛生班・各保健活動班の対応強化</li> </ul>    | 震災・風水害編<br>(第2部 第7章<br>医療救護・保険等対策) | 衛生班・各保健活動班は、震災救援所の避難者に対する健康相談の充実、健康状態のきめ細やかな確認、緊急医療救護所への適切な送致判断等、避難者の健康維持のための巡回活動を強化する。   | 【新規】  |    |          |     |      |      |                |    |              |    |           |    |        |    |        |     |           |      |           |    |               |      |           |    |           |    |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |

【地震被害シミュレーション結果を踏まえた対策の具体化】

| 実施する対策<br>(小分類)         | 対応箇所   | 新記載内容   | 旧記載内容  |
|-------------------------|--|---|--|
| <p>・在宅避難を支える自助の取組強化</p> | <p>震災・風水害編<br/>(第2部 第2章 区民と地域の防災力向上)<br/>修正概要⑨</p> | <p><b>1-1 区民による自助の備え</b><br/> <b>(1) 自らの生命、身体及び財産を自らが守るための対策の推進</b><br/>         区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保</li> <li>・日頃からの出火の防止</li> <li>・消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備</li> <li>・家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止</li> <li>・ブロック塀の点検補修など、<u>住居の外部の安全対策</u></li> <li>・水(1日分の最低必要量1人3ℓ)及び食糧の<u>最低3日分</u>程度の備蓄、トイレの確保、並びに医薬品・携帯ラジオ、女性用品や乳幼児用品、衛生用品など非常持出用品の準備</li> <li>・災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認</li> <li>・<u>買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え</u></li> <li>・<u>家庭内循環備蓄方式(ローリングストック方式)での食料備蓄</u></li> <li>・<u>自転車を安全に利用するための、適切な点検整備</u></li> <li>・<u>保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</u></li> <li>・<u>自動車へのこまめな満タン給油</u></li> <li>・<u>区や都が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加</u></li> <li>・町会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力</li> <li>・災害時のボランティアへ積極的に参加</li> <li>・災害時要配慮者の地域たすけあいネットワーク(地域の手)への登録</li> <li>・災害情報の収集方法について確認</li> <li>・災害発生時に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、震災救援所、避難場所及び避難経路等の確認・点検</li> <li>・各種保険会社、銀行など災害時に必要な手続のための書類や連絡先をすぐに確認できるよう準備</li> <li>・過去の災害から得られた対応と経験の伝承等による防災への寄与</li> </ul> | <p><b>1-1 区民による自助の備え</b><br/> <b>(1) 自らの生命、身体及び財産を自らが守るための対策の推進</b><br/>         区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保</li> <li>・日頃からの出火の防止</li> <li>・消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備</li> <li>・家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止</li> <li>・ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策</li> <li>・水(1日分の最低必要量1人3ℓ)及び食糧の3日分程度の備蓄、トイレの確保、並びに医薬品・携帯ラジオなど非常持出用品の準備</li> <li>・災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認</li> <li>・都や区が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加</li> <li>・町会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力</li> <li>・災害時のボランティアへ積極的に参加</li> <li>・災害時要配慮者の地域たすけあいネットワーク(地域の手)への登録</li> <li>・災害情報の収集方法について確認</li> <li>・災害発生時に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、震災救援所、避難場所及び避難経路等の確認・点検</li> <li>・各種保険会社、銀行など災害時に必要な手続のための書類や連絡先をすぐに確認できるよう準備</li> <li>・過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与</li> </ul> |

| 実施する対策<br>(小分類)   | 対応箇所  | 新記載内容  | 旧記載内容   |      |   |  |   |     |      |   |   |
|---|---|--|---|------|---|--|---|-----|------|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・すぎナビ、杉並区地震被害想定ARの周知・活用</li> </ul> | 震災・風水害編<br>(第2部 第2章 区民と地域の防災力向上)  | <b>1-2 防災に対する意識啓発</b><br>地震に関する一般知識(地域危険度、被害想定等を含む)、出火防止及び初期消火、耐震化の取組事例の紹介、非常食糧、身の回り品等の準備の心得など、災害に関する知識の普及活動を行う。<br><table border="1" data-bbox="562 344 1469 528"> <thead> <tr> <th data-bbox="562 344 689 379">機関名</th> <th data-bbox="689 344 1469 379">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="562 379 689 528">区</td> <td data-bbox="689 379 1469 528">               ① パンフレット等による普及・啓発<br/>               広報すぎなみ、防災マップ、すぎナビ等を活用した、災害時の安全確保と防災知識の普及啓発<br/>               &lt;略&gt;             </td> </tr> </tbody> </table> | 機関名   | 事業内容 | 区 | ① パンフレット等による普及・啓発<br>広報すぎなみ、防災マップ、すぎナビ等を活用した、災害時の安全確保と防災知識の普及啓発<br><略> | <b>1-2 防災意識の啓発</b><br>地震に関する一般知識(地域危険度、被害想定等を含む)、出火防止及び初期消火、耐震化の取組事例の紹介、非常食糧、身の回り品等の準備の心得など、災害に関する知識の普及活動を行う。<br><table border="1" data-bbox="1541 379 2145 603"> <thead> <tr> <th data-bbox="1541 379 1697 414">機関名</th> <th data-bbox="1697 379 2145 414">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1541 414 1697 603">区</td> <td data-bbox="1697 414 2145 603">               ①パンフレット等による普及・啓発<br/>               広報すぎなみ、防災マップ、すぎナビ等を活用し、災害時における安全確保と防災知識の普及啓発を図る。<br/>               &lt;略&gt;             </td> </tr> </tbody> </table> | 機関名 | 事業内容 | 区 | ①パンフレット等による普及・啓発<br>広報すぎなみ、防災マップ、すぎナビ等を活用し、災害時における安全確保と防災知識の普及啓発を図る。<br><略> |
| 機関名   | 事業内容  |  |   |      |   |  |   |     |      |   |   |
| 区   | ① パンフレット等による普及・啓発<br>広報すぎなみ、防災マップ、すぎナビ等を活用した、災害時の安全確保と防災知識の普及啓発<br><略>      |  |   |      |   |  |   |     |      |   |   |
| 機関名   | 事業内容  |  |   |      |   |  |   |     |      |   |   |
| 区   | ①パンフレット等による普及・啓発<br>広報すぎなみ、防災マップ、すぎナビ等を活用し、災害時における安全確保と防災知識の普及啓発を図る。<br><略> |  |   |      |   |  |   |     |      |   |   |
|   | 震災・風水害編<br>(第2部 第3章 安全な都市づくりの実現)  | <b>オ 耐震化の必要性の周知・啓発</b><br><u>耐震相談会や防災イベント等において、地震被害シミュレーション結果のパネル展示や、地震被害想定ARアプリの普及啓発などの取組を通じて、耐震化の重要性や助成制度の周知を効果的に行っていく。また、耐震診断後、耐震改修工事に進んでいない方に対し、聞き取りなどによる調査を実施するなど、耐震改修に向けた取組を積極的に行うことで、耐震化の促進を行っていく。</u>  | <b>オ 事業者等との耐震化への取組</b><br>区・地域・事業者が一体となって耐震化に取り組むために、区内の建設関係団体等と連携し、安価な工法・材料の導入や耐震講習会などを実施し一層の耐震化を促進する。       |      |   |  |   |     |      |   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・感震ブレーカー設置支援の拡充</li> </ul>         | 震災・風水害編<br>(第2部 第3章 安全な都市づくりの実現)<br>修正概要⑩                                   | <b>カ 感震ブレーカー設置支援事業の周知</b><br><u>区は、区民の簡易型感震ブレーカーの設置を支援するため、感震ブレーカー設置支援事業による設置助成を周知することで、震災時の電気火災、通電火災の予防を図る。</u>   | <b>【新規】</b>   |      |   |  |   |     |      |   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん品の充実(消火器、消火器具あっせん)</li> </ul> | 震災・風水害編<br>(第2部 第2章 区民と地域の防災力向上)  | <b>1-2 防災に対する意識啓発</b><br>地震に関する一般知識(地域危険度、被害想定等を含む)、出火防止及び初期消火、耐震化の取組事例の紹介、非常食糧、身の回り品等の準備の心得など、災害に関する知識の普及活動を行う。   | <b>1-2 防災意識の啓発</b><br>地震に関する一般知識(地域危険度、被害想定等を含む)、出火防止及び初期消火、耐震化の取組事例の紹介、非常食糧、身の回り品等の準備の心得など、災害に関する知識の普及活動を行う。 |      |   |  |   |     |      |   |   |

| 実施する対策<br>(小分類)               | 対応箇所                             | 新記載内容   |  | 旧記載内容   |   |
|-------------------------------|----------------------------------|---|--|---|---|
|                               |                                  | 機関名   | 事業内容   | 機関名   | 事業内容  |
|                               |                                  | 区   | <p>&lt;略&gt;</p> <p>⑤防災用品のあつ旋<br/>震災時に備えるための消火器、家具転倒・落下・移動防止具等やトイレ・食料の防災用品のあつ旋を実施</p> <p>&lt;略&gt;</p> | 区   | <p>&lt;略&gt;</p> <p>⑤防災用品のあつ旋<br/>家庭における防災意識の高揚を図るとともに、震災時に備えるための消火器、家具転倒・落下・移動防止具等の防災用品のあつ旋を実施する。</p> <p>&lt;略&gt;</p> |
| ・簡易水道消火装置(ハリヤー)の助成、スタンドパイプの設置 | 震災・風水害編<br>(第2部 第2章 区民と地域の防災力向上) | <p><b>2 地域における「共助」の推進</b></p> <p>防災市民組織の防災力向上のため、防災関係機関は防災訓練の支援の充実を図っている。</p> <p>消火資機材として軽可搬ポンプ(D級ポンプなど)に加え、スタンドパイプや簡易水道消火器具(ハリヤー)といった初期消火器具の普及に重点を置いている。防災市民組織の防災力の強化に向けて、<u>資機材の配備に留まらず、実際に資機材を活用するための防災訓練等の充実が必要である。</u></p> <p><u>また、震災救援所などで多様化する被災者のニーズによりきめ細かく対応していくためには、女性の視点が重要である。そのため、防災分野においても発揮されるよう女性の防災人材育成に取り組んでいくことが必要である。</u></p> |  | <p><b>2 地域における共助</b></p> <p>防災市民組織の防災力向上のため、防災関係機関は防災訓練の支援の充実を図っている。</p> <p>消火資機材として軽可搬ポンプ(D級ポンプなど)に加え、スタンドパイプの普及に重点を置いている。防災市民組織の防災力の強化に向けて、資機材の配備だけではなく、実際に使うためのまちかど防災訓練等の充実が必要である。</p> |   |

【杉並区業務継続計画（震災編）・杉並区災害時受援・支援計画の反映】

| 実施する対策<br>(小分類)   | 対応箇所   | 新記載内容   | 旧記載内容   |
|---|--|---|---|
| ・本庁代替施設の設置  | 震災・風水害編<br>(第2部 第5章<br>応急対応力、広域連携体制の強化)<br>修正概要⑪ | <p><b>ア 旧杉並中継所跡地の活用</b><br/> <u>区では、道路インフラの寸断等に伴う孤立時に「区内備蓄のみで3日間を乗り切れる体制の構築」のため、旧杉並中継所跡地を災害拠点倉庫、支援物資等の受け入れを行う地域内輸送拠点、重機保管場所、本庁代替施設、応援職員の活動拠点の機能を有する「(仮称)井草防災拠点」として活用する。</u></p>   | 【新規】  |
| ・被災者生活再建支援システムの導入と運用  | 震災・風水害編<br>(第2部 第12章<br>住民の生活の早期再建)              | <p><b>1 被災者の生活再建対策</b><br/> <u>被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる「り災証明書」の早期発行が可能となる被災者生活再建支援システムの運用について、平成30年9月から開始した。また、義援金の配分については、東京都義援金配分については、東京都義援金配分委員会にて決定することとしている。</u></p>  | <p><b>1 被災者の生活再建対策</b><br/>         被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる「被災(り災)証明」について、できる限り速やかに発行している。また、義援金の配分については、東京都義援金配分委員会にて決定することとしている。</p> |
| <p>・区の災対組織に受援班や受援本部を設置</p> <p>・災対業務・受援の必要な業務の精査</p> <p>・応援職員等の受入体制の構築及び受入手順の明確化</p> | 震災・風水害編<br>(第2部 第5章<br>応急対応力、広域連携体制の強化)<br>修正概要⑫ | <p><b>エ 区災害時受援・支援計画の策定</b><br/> <u>区では、大規模災害が発生した際に、東京都、自治体スクラム支援会議参加自治体等の地方公共団体、協定締結団体、ボランティア団体等から人的支援を効率的に受け入れ、効果的に活用するための受援体制や対応する手順等の整備、支援物資を被災者に届ける体制等を構築するため、杉並区災害時受援・支援計画を令和2年度に策定した。</u><br/> <u>なお、他自治体等から派遣される応援職員等を受け入れる体制を確保するため、区災害対策本部の受援班が受援本部を設置し、区が実施する災害対策本部業務及び非常時優先業務(通常業務)から人的支援が必要な業務を精査した受援対象業務の状況に応じて、円滑に応援要請を実施する。</u></p> | 【新規】  |



| 実施する対策<br>(小分類) | 対応箇所  | 新記載内容   | 旧記載内容 |                  |     |   |       |  |     |   |      |
|-----------------|---|---|-------|------------------|-----|---|-------|--|-----|---|------|
| ・各種リエゾンとの情報連携方法 | 震災編<br>(第1部 第4章 応急対応力、広域連携体制の強化)  | <p><b>カ 先遣隊・リエゾンの活動拠点の設置及び情報共有</b><br/> <u>区は、東京都、自衛隊、スクラム自治体等から派遣される先遣隊やリエゾンを受け入れるため、速やかに防災センター（西棟6階第5・6会議室）へ先遣隊・リエゾンの活動拠点を設置する。</u><br/> <u>なお、先遣隊・リエゾンとの連携内容については、次のとおりである。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>先遣隊・リエゾンとの連携（概要）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長室会議で使用した資料の情報や本部長室会議での決定事項の伝達</li> <li>・本部長室会議への出席を依頼（検討）</li> <li>・先遣隊やリエゾンから情報の受け取り</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>指令情報班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の伝達</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>受援班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各班の受援ニーズの伝達</li> <li>・応援職員が従事する受援対象業務の支援内容、人数、対応期間等の調整</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> | 班名    | 先遣隊・リエゾンとの連携（概要） | 総務班 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長室会議で使用した資料の情報や本部長室会議での決定事項の伝達</li> <li>・本部長室会議への出席を依頼（検討）</li> <li>・先遣隊やリエゾンから情報の受け取り</li> </ul> | 指令情報班 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の伝達</li> </ul> | 受援班 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各班の受援ニーズの伝達</li> <li>・応援職員が従事する受援対象業務の支援内容、人数、対応期間等の調整</li> </ul> | 【新規】 |
| 班名              | 先遣隊・リエゾンとの連携（概要）  |   |       |                  |     |   |       |  |     |   |      |
| 総務班             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長室会議で使用した資料の情報や本部長室会議での決定事項の伝達</li> <li>・本部長室会議への出席を依頼（検討）</li> <li>・先遣隊やリエゾンから情報の受け取り</li> </ul> |   |       |                  |     |   |       |  |     |   |      |
| 指令情報班           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の伝達</li> </ul>  |   |       |                  |     |   |       |  |     |   |      |
| 受援班             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各班の受援ニーズの伝達</li> <li>・応援職員が従事する受援対象業務の支援内容、人数、対応期間等の調整</li> </ul>                                   |   |       |                  |     |   |       |  |     |   |      |
| ・受援業務シートへの作成・活用 | 震災・風水害編<br>(第2部 第5章 応急対応力、広域連携体制の強化)  | 【前記略】また、災害対策本部の拡販は、受援・支援計画にて作成した「受援業務シート」を活用し、応援職員が適切かつ迅速に受援対象業務が遂行できるよう支援を行う。  | 【新規】  |                  |     |   |       |  |     |   |      |

### 【災害廃棄物の適正な処理体制】

| 実施する対策<br>(小分類)           | 対応箇所                                      | 新記載内容   | 旧記載内容   |
|---------------------------|---|---|---|
| ・災害廃棄物処理連携体制の構築           | 震災・風水害編<br>(第2部 第12章 住民の生活の早期再建)<br>修正概要⑬ | <p><b>イ 関係機関との連絡体制の整備</b><br/> <u>区は、災害廃棄物処理全般において、他の特別区や清掃一組、国、都との相互協力体制のもと共同処理を実施する。</u><br/> <u>状況により、廃棄物処理業の許可を有する事業者等と直接委託を検討するとともに、区内団体との協定や清掃協議会を通じた協定により、民間事業者等から協力・支援を受け、処理体制の強化に向けて、定期的に協定の締結や協定内容の見直しを実施する。</u></p>                  | <p><b>イ 処理に必要な協力体制の整備</b><br/> 「がれき」の処理にあたっては、次の業務について資機材の提供を含め平常時に民間業者との協力体制を構築し、効率的に実施する。【別冊・資料 67、68】</p>                    |
| ・災害廃棄物発生量の推計、各災害廃棄物への対応方法 | 震災編<br>(第1部 第11章 住民の生活の早期再建)<br>修正概要⑭     | <p><b>イ 災害廃棄物処理基本方針及び災害廃棄物処理実行計画の策定</b><br/> <u>国の指針に基づき、区内の被害状況及び災害廃棄物発生状況等を踏まえ、災害廃棄物処理基本方針及び災害廃棄物処理実行計画を速やかに策定する。</u></p> <p><b>ウ 応急集積場所、一次仮置場の設置</b><br/> <u>区内の被害棟数に基づいて、がれきの発生量を推計し、関係課と調整のうえ、あらかじめ選定した候補地から決定し、応急集積場所、一次仮置場を設置する。</u></p> | <p><b>イ 緊急道路障害物除去作業に伴う「がれき」の搬入</b><br/> 発災直後、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路障害物除去作業（第2部第4章第5節の1）により収集した「がれき」を仮置場に搬入し、分別処理場にて廃木材、コンクリート</p> |

| 実施する対策<br>(小分類) | 対応箇所   | 新記載内容  | 旧記載内容 |        |     |  |    |  |    |  |   |
|-----------------|--|--|-------|--------|-----|--|----|--|----|--|---|
|                 |  | <p>応急集積場所を設置した場合、警察、消防、自衛隊の救助活動機関へ設置場所を報告する。</p> <p>必要面積が不足する場合は、国、都等の用地活用について各管理者と協議するとともに、私有地の借用を検討する。</p> <p><b>エ 仮置場等の管理運営</b></p> <p>仮置場等の管理運営を円滑に行うためには、多くの作業員と重機等の資機材が必要となるため、仮置場等の管理運営は、委託契約を締結し委託事業者が実施する。</p> <p><b>オ 環境対策、モニタリング</b></p> <p>災害廃棄物処理においては、収集運搬、仮置き、分別等の各段階において、環境への影響を最小とし、公衆衛生の確保に努める。</p> <p><b>カ 区民への広報</b></p> <p>迅速かつ適正に災害廃棄物の処理を行うためには、区への対応だけでなく、区民や事業者の協力が不可欠であるため、あらゆる媒体を通じて、周知を行う。</p> <p>また、災害廃棄物に関する情報、D.Waste-Net や地域ブロック協議会の取組等の周知に努める。</p> <table border="1" data-bbox="609 746 1514 1262"> <thead> <tr> <th data-bbox="609 746 786 783">発信内容</th> <th data-bbox="786 746 1514 783">主な周知内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="609 783 786 858">がれき</td> <td data-bbox="786 783 1514 858"> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場等の開設場所及び環境保全対策</li> <li>被災建築物の解体・撤去等に関する手続き</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="609 858 786 1150">ごみ</td> <td data-bbox="786 858 1514 1150"> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの排出・分別ルール</li> <li>収集の優先順位</li> <li>※生ごみ等の腐敗性の高いごみを優先的に収集し、可燃ごみや資源等、衛生面に支障のないごみについては、家庭で保管するよう協力を要請</li> <li>家屋の片づけにより発生する廃家電・粗大ごみ等の排出方法</li> <li>※仮置場等の開設場所、不法投棄の禁止</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="609 1150 786 1262">し尿</td> <td data-bbox="786 1150 1514 1262"> <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯トイレの排出方法</li> <li>※吸水ポリマー等で固形化した状態で、できる限り密閉し排出</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> | 発信内容  | 主な周知内容 | がれき | <ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場等の開設場所及び環境保全対策</li> <li>被災建築物の解体・撤去等に関する手続き</li> </ul> | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの排出・分別ルール</li> <li>収集の優先順位</li> <li>※生ごみ等の腐敗性の高いごみを優先的に収集し、可燃ごみや資源等、衛生面に支障のないごみについては、家庭で保管するよう協力を要請</li> <li>家屋の片づけにより発生する廃家電・粗大ごみ等の排出方法</li> <li>※仮置場等の開設場所、不法投棄の禁止</li> </ul> | し尿 | <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯トイレの排出方法</li> <li>※吸水ポリマー等で固形化した状態で、できる限り密閉し排出</li> </ul> | <p>がら、金属くず等に分類する。(予防対策 8 がれき処理 「仮置場について」 参照</p> <p><b>ウ 「がれき」の中間処理・再利用・最終処分</b></p> <p>分別処理場及び臨時集積所から分別して搬出された「がれき」は、破碎処理等の中間処理を行った後、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等関係法令に基づいて、次の品目ごとにできる限り再利用する。</p> <p>再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできるだけ減容減量化した上で、環境汚染防止に十分配慮しつつ、都が管理する既存の埋立処分場に搬入する。</p> <p>(ア) 廃木材</p> <p>破碎処理した後、チップ化し、製紙用、ボード用、燃料用等として再利用する。チップ化できないものについては、清掃工場において焼却処理する。</p> <p>(イ) コンクリートがら</p> <p>破碎処理し、路盤材、工事現場における埋め戻し材料、低地の埋立てによる地盤のかき上げ工事の材料等に再利用する。</p> <p>(ウ) 金属くず</p> <p>製鋼材料等に再利用する。</p> <p><b>エ 土石、竹木等の除去</b></p> <p>住家に流入した土石、竹木等障害物の除去は、該当する住家を早急に調査の上実施する。土石、竹木等の障害物の除去の対象となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害物のため、当面の日常生活が営みえない状態にあるもの(本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。)</li> <li>居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか</li> </ul> |
| 発信内容            | 主な周知内容   |  |       |        |     |  |    |  |    |  |   |
| がれき             | <ul style="list-style-type: none"> <li>仮置場等の開設場所及び環境保全対策</li> <li>被災建築物の解体・撤去等に関する手続き</li> </ul>   |  |       |        |     |  |    |  |    |  |   |
| ごみ              | <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの排出・分別ルール</li> <li>収集の優先順位</li> <li>※生ごみ等の腐敗性の高いごみを優先的に収集し、可燃ごみや資源等、衛生面に支障のないごみについては、家庭で保管するよう協力を要請</li> <li>家屋の片づけにより発生する廃家電・粗大ごみ等の排出方法</li> <li>※仮置場等の開設場所、不法投棄の禁止</li> </ul> |  |       |        |     |  |    |  |    |  |   |
| し尿              | <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯トイレの排出方法</li> <li>※吸水ポリマー等で固形化した状態で、できる限り密閉し排出</li> </ul>   |  |       |        |     |  |    |  |    |  |   |

| 実施する対策<br>(小分類) | 対応箇所 | 新記載内容 | 旧記載内容   |
|-----------------|------|-------|---|
|                 |      |       | <p>又は敷地等に運び込まれているため家への出入りが困難な状態にある場合であること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの</li> <li>・住家が半壊又は床上浸水したものであること</li> <li>・原則として、当該災害により直接被害を受けたものであること</li> </ul> |

### 【女性・外国人等の要配慮者対策の強化】

| 実施する対策<br>(小分類)      | 対応箇所                          | 新記載内容  | 旧記載内容   |    |          |      |      |       |                 |     |                |     |            |     |             |
|----------------------|-------------------------------|--|---|----|----------|------|------|-------|-----------------|-----|----------------|-----|------------|-----|-------------|
| ・災害時の乳幼児用液体ミルクの調達・提供 | 震災・風水害編<br>(第2部 第9章<br>避難者対策) | <p>・食糧及び資機材の備蓄<br/>区は、乳幼児、高齢者等に配慮した食糧の供給を図るため、粉ミルク、<u>液体ミルク</u>、<u>おかゆ等の備蓄を行っている。</u><br/>また、高齢者、障害者等に配慮し、災害時要配慮者への救助用資機材（万能担架、おんぶひもなど）を備蓄している。</p>  | <p>・食糧及び資器材の備蓄、トイレ対策<br/>乳幼児、高齢者等に配慮した食糧の供給を図るため、粉ミルク、おかゆ等の備蓄を行うとともに、高齢者・障害者等関連施設・団体に対し、災害時要配慮者向け食糧（流動食等）の備蓄の必要性について、普及啓発を強化する。<br/>また、区は、高齢者、障害者等に配慮し、車いすや災害時要配慮者への救助用資器材（万能担架、おんぶひもなど）を備蓄している。車いすにも対応できる仮設トイレ等も区立小中学校の改築に合わせ、順次備蓄品として配備を進めていく。また、車いすにも対応できる障害者用トイレが設置されている学校については、災害時に可能な限り当該施設を有効利用する。</p> |    |          |      |      |       |                 |     |                |     |            |     |             |
| ・全震災救援所への要配慮者テントの配備  | 震災・風水害編<br>(第2部 第9章<br>避難者対策) | <p><b>（1）感染予防対策物資の備蓄</b><br/>区は、震災救援所内での手段感染の防止を徹底するため、震災救援所の運営や避難者の感染予防で使用する物資を新たに備蓄する。<br/>ア 新たに追加した物品(震災救援所1カ所あたり)(令和2年12月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>物品名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェイスシールド</td> <td>15 個</td> </tr> <tr> <td>ゴム手袋</td> <td>100 双</td> </tr> <tr> <td>除菌消臭用漂白剤 (ハイター)</td> <td>1 本</td> </tr> <tr> <td>手指消毒剤 (500 ml)</td> <td>1 本</td> </tr> <tr> <td>手指消毒剤 (4l)</td> <td>1 本</td> </tr> </tbody> </table> | 物品名   | 数量 | フェイスシールド | 15 個 | ゴム手袋 | 100 双 | 除菌消臭用漂白剤 (ハイター) | 1 本 | 手指消毒剤 (500 ml) | 1 本 | 手指消毒剤 (4l) | 1 本 | <b>【新規】</b> |
| 物品名                  | 数量                            |  |   |    |          |      |      |       |                 |     |                |     |            |     |             |
| フェイスシールド             | 15 個                          |  |   |    |          |      |      |       |                 |     |                |     |            |     |             |
| ゴム手袋                 | 100 双                         |  |   |    |          |      |      |       |                 |     |                |     |            |     |             |
| 除菌消臭用漂白剤 (ハイター)      | 1 本                           |  |   |    |          |      |      |       |                 |     |                |     |            |     |             |
| 手指消毒剤 (500 ml)       | 1 本                           |  |   |    |          |      |      |       |                 |     |                |     |            |     |             |
| 手指消毒剤 (4l)           | 1 本                           |  |   |    |          |      |      |       |                 |     |                |     |            |     |             |



| 実施する対策<br>(小分類)  | 対応箇所                                      | 新記載内容  | 旧記載内容   |     |        |      |           |       |           |     |               |       |           |     |           |     |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
|--|---|--|---|-----|--------|------|-----------|-------|-----------|-----|---------------|-------|-----------|-----|-----------|-----|-----|----|--------------|----|-------------------|----|-------|-----|-----|-------|----|------|-----------|-------|--------|----|--|
|  |   | <table border="1" data-bbox="969 201 1563 461"> <tr><td>防護服セット</td><td>1 式</td></tr> <tr><td>医療用ガウン</td><td>30 着</td></tr> <tr><td>非接触式電子温度計</td><td>1～2 本</td></tr> <tr><td>非接触式電子体温計</td><td>1 本</td></tr> <tr><td>テント型プライベートルーム</td><td>2～4 張</td></tr> <tr><td>要配慮者用テント※</td><td>1 張</td></tr> <tr><td>ワンタッチ式テント</td><td>2 張</td></tr> </table> <p>※令和2年度から令和3年度にかけて2カ年計画で配備予定。</p> <p>イ 既存の物品(震災救援所 1カ所あたり)(令和2年12月現在)</p> <table border="1" data-bbox="981 536 1552 834"> <thead> <tr><th>物品名</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>手指消毒剤(800ml)</td><td>6本</td></tr> <tr><td>感染症対策除菌消臭剤(250ml)</td><td>4本</td></tr> <tr><td>防塵めがね</td><td>10個</td></tr> <tr><td>マスク</td><td>1000枚</td></tr> <tr><td>石鹸</td><td>200個</td></tr> <tr><td>ウエットティッシュ</td><td>1000個</td></tr> <tr><td>接触式体温計</td><td>1本</td></tr> </tbody> </table> | 防護服セット  | 1 式 | 医療用ガウン | 30 着 | 非接触式電子温度計 | 1～2 本 | 非接触式電子体温計 | 1 本 | テント型プライベートルーム | 2～4 張 | 要配慮者用テント※ | 1 張 | ワンタッチ式テント | 2 張 | 物品名 | 数量 | 手指消毒剤(800ml) | 6本 | 感染症対策除菌消臭剤(250ml) | 4本 | 防塵めがね | 10個 | マスク | 1000枚 | 石鹸 | 200個 | ウエットティッシュ | 1000個 | 接触式体温計 | 1本 |  |
| 防護服セット   | 1 式                                       |  |   |     |        |      |           |       |           |     |               |       |           |     |           |     |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 医療用ガウン   | 30 着                                      |  |   |     |        |      |           |       |           |     |               |       |           |     |           |     |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 非接触式電子温度計  | 1～2 本                                     |  |   |     |        |      |           |       |           |     |               |       |           |     |           |     |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 非接触式電子体温計  | 1 本                                       |  |   |     |        |      |           |       |           |     |               |       |           |     |           |     |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| テント型プライベートルーム  | 2～4 張                                     |  |   |     |        |      |           |       |           |     |               |       |           |     |           |     |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 要配慮者用テント※  | 1 張                                       |  |   |     |        |      |           |       |           |     |               |       |           |     |           |     |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| ワンタッチ式テント  | 2 張                                       |  |   |     |        |      |           |       |           |     |               |       |           |     |           |     |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 物品名  | 数量  |  |   |     |        |      |           |       |           |     |               |       |           |     |           |     |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 手指消毒剤(800ml)   | 6本  |  |   |     |        |      |           |       |           |     |               |       |           |     |           |     |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 感染症対策除菌消臭剤(250ml)  | 4本  |  |   |     |        |      |           |       |           |     |               |       |           |     |           |     |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 防塵めがね  | 10個                                       |  |   |     |        |      |           |       |           |     |               |       |           |     |           |     |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| マスク  | 1000枚                                     |  |   |     |        |      |           |       |           |     |               |       |           |     |           |     |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 石鹸   | 200個                                      |  |   |     |        |      |           |       |           |     |               |       |           |     |           |     |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| ウエットティッシュ  | 1000個                                     |  |   |     |        |      |           |       |           |     |               |       |           |     |           |     |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| 接触式体温計   | 1本  |  |   |     |        |      |           |       |           |     |               |       |           |     |           |     |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>語学ボランティア研修の実施</li> <li>区で発行している防災リーフレットの多言語化</li> </ul> | 震災・風水害編<br>(第2部 第2章 区民と地域の防災力向上)<br>修正概要⑩ | <p><b>(2) 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進</b></p> <p>区は、杉並区交流協会と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、多言語対応防災ガイドブック、英語版防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図る。</p> <p>また、都が作成する防災に関する多言語動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。</p>   | <p><b>【新規】</b></p>  |     |        |      |           |       |           |     |               |       |           |     |           |     |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>杉並区交流協会との協定見直し</li> </ul>                               | 震災・風水害編<br>(第2部 第2章 区民と地域の防災力向上)          | <p><b>(1) 地域の防災訓練に参加する外国人への支援</b></p> <p>区は、杉並区交流協会と災害時の語学ボランティアの派遣について協定を締結している。東日本大震災の経験を踏まえ、外国人に対する災害時の対応の周知や震災救援所での活動等について、協定の見直しについて検討を行う。また、東京都防災(語学)ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。</p>   | <p><b>(2) 区の実施内容</b></p> <p>区は、杉並区交流協会と災害時の語学ボランティアの派遣について協定を締結している。東日本大震災の教訓を踏まえ、外国人に対する災害時の対応の周知や震災救援所での活動等について、協定の見直しについて検討している。</p> <p>東京都防災(語学)ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。</p> |     |        |      |           |       |           |     |               |       |           |     |           |     |     |    |              |    |                   |    |       |     |     |       |    |      |           |       |        |    |  |

| 実施する対策<br>(小分類) | 対応箇所                                      | 新記載内容   | 旧記載内容   |
|-----------------|---|---|---|
| ・IT 機器の導入       | 震災・風水害編<br>(第2部 第6章 情報通信の確保)              | <p>4 ICT を活用した災害情報の収集及び発信</p> <p><u>近年の ICT の急速な発展を受け、当該技術の防災面における活用が求められている。</u></p> <p><u>区では、現在スマートフォン等を活用して、地震被害シミュレーションによる被害想定の結果を閲覧できるとともに、災害時に投稿写真などを共有し、震災救援所までの安全な避難経路を案内する機能を有する防災地図アプリケーション「すぎナビ」を展開し、災害情報の収集及び発信を行っている。</u>今後、発展が期待される AI、IOT 等の最新技術を防災対策に積極的に活用する研究を進める。</p>   | 【新規】  |
| ・女性防災人材の育成      | 震災・風水害編<br>(第2部 第2章 区民と地域の防災力向上)<br>修正概要⑮ | <p>2 地域による「共助」の推進</p> <p>「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を啓発していくとともに、地域における初期消火や救出・救護に関する実践的な防災訓練の実施や防災市民組織等の核となる「防災市民組織リーダー」の育成を通じ、地域防災活動の活性化を促進していく。</p> <p><u>また、区は、スタンドパイプや簡易水道消火器具(ハリヤー)といった初期消火器具について、防災市民組織の希望に応じて配備を進めるとともに、設置場所の周知を行う等、災害対応力の向上を図る。</u></p> <p><u>さらに、災害時の区民ニーズにきめ細かく対応するため、地域や職場で防災活動の核となる女性防災人材の育成を推進し、性別による役割の固定や偏りが起きないように男女の理解の促進を図る。</u></p> <p>なお、震災救援所運営連絡会など、区内の一定の地区の住民によって構成されている団体などは、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区防災計画を作成することができる。</p> <p>地区防災計画とは、地区住民等により自発的に行われる防災活動に関する計画であり、震災救援所運営連絡会が作成する震災救援所運営管理マニュアルなどがあたる。</p> <p>区は、震災救援所運営連絡会に対して、地区防災計画の作成支援を行う。</p> | <p>2 地域による共助の推進</p> <p>「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を啓発していくとともに、地域における初期消火や救出・救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。共助の中核を担う防災市民組織(町会・自治会等)の普及・拡大を積極的に図るとともに、地域そのものの連帯や絆を強化する様々な取組により地域の共助を推進していく。</p> <p>区は、防災市民組織に配布を進めているスタンドパイプについて、設置場所の案内表示による区民周知を図るとともに、防災市民組織への追加配備や駅周辺への新規配備を進め、災害対応力の向上を図る。</p> <p>震災救援所運営連絡会など、区内の一定の地区の住民によって構成されている団体などは、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区防災計画を作成することができる。</p> <p>地区防災計画とは、地区住民等により自発的に行われる防災活動に関する計画であり、震災救援所運営連絡会が作成する震災救援所運営管理マニュアルなどがあたる。</p> <p>区は、震災救援所運営連絡会に対して、地区防災計画の作成支援を行う。</p> |

【近年の地震の対応と経験を具体化】

| 実施する対策<br>(小分類)                  | 対応箇所  | 新記載内容  | 旧記載内容   |      |            |                       |             |                                   |           |   |                              |   |             |              |   |         |    |          |               |           |               |           |                 |
|----------------------------------|---|--|---------|------|------------|-----------------------|-------------|-----------------------------------|-----------|---|------------------------------|---|-------------|--------------|---|---------|----|----------|---------------|-----------|---------------|-----------|-----------------|
| <p>・旧杉並中継所や民間協定による地域内輸送拠点の確保</p> | <p>震災・風水害編<br/>(第2部 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進)</p>   | <p>(イ) 地域内輸送拠点の指定<br/>災害時において、区内においてより効果的な緊急輸送を図るために、地域内輸送拠点となる施設をあらかじめ指定する。地域内輸送拠点は、区の地域における支援物資の受入れ拠点であり、支援物資を受入拠点から震災救援所等に配分・輸送する際の拠点でもある。<br/>区は、次の施設を災害時の地域内輸送拠点として指定している。</p> <table border="1" data-bbox="562 459 1386 730"> <thead> <tr> <th>地域内輸送拠点</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>杉並区永福体育館</td> <td>杉並区永福 1-7-6</td> </tr> <tr> <td>杉並区上井草体育館</td> <td>杉並区上井草 3-34-1</td> </tr> <tr> <td>杉並区高円寺体育館</td> <td>杉並区高円寺南 2-36-31</td> </tr> <tr> <td>(仮称) 井草防災拠点(旧杉並中継所)※井草森公園を含む</td> <td>杉並区井草 4-15-18</td> </tr> <tr> <td>杉並区大宮前体育館</td> <td>杉並区南荻窪 4-1-1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※あらかじめ指定した地域内輸送拠点を都福祉保健局に報告する。</p>   | 地域内輸送拠点 | 住所   | 杉並区永福体育館   | 杉並区永福 1-7-6           | 杉並区上井草体育館   | 杉並区上井草 3-34-1                     | 杉並区高円寺体育館 | 杉並区高円寺南 2-36-31   | (仮称) 井草防災拠点(旧杉並中継所)※井草森公園を含む | 杉並区井草 4-15-18   | 杉並区大宮前体育館   | 杉並区南荻窪 4-1-1 | <p>(イ) 地域内輸送拠点の選定<br/>災害時において、区内においてより効果的な緊急輸送を図るために、地域内輸送拠点となる施設をあらかじめ指定する。地域内輸送拠点は、区の地域における支援物資の受入れ拠点であり、支援物資を受入拠点から震災救援所等に配分・輸送する際の拠点でもある。<br/>区は、次の施設を災害時の地域内輸送拠点として指定している。</p> <table border="1" data-bbox="1424 531 2170 683"> <thead> <tr> <th>地域内輸送拠点</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>杉並区永福体育館</td> <td>杉並区永福 3-51-17</td> </tr> <tr> <td>杉並区上井草体育館</td> <td>杉並区上井草 3-34-1</td> </tr> <tr> <td>杉並区高円寺体育館</td> <td>杉並区高円寺南 2-36-31</td> </tr> </tbody> </table> | 地域内輸送拠点 | 住所 | 杉並区永福体育館 | 杉並区永福 3-51-17 | 杉並区上井草体育館 | 杉並区上井草 3-34-1 | 杉並区高円寺体育館 | 杉並区高円寺南 2-36-31 |
| 地域内輸送拠点                          | 住所  |  |         |      |            |                       |             |                                   |           |   |                              |   |             |              |   |         |    |          |               |           |               |           |                 |
| 杉並区永福体育館                         | 杉並区永福 1-7-6   |  |         |      |            |                       |             |                                   |           |   |                              |   |             |              |   |         |    |          |               |           |               |           |                 |
| 杉並区上井草体育館                        | 杉並区上井草 3-34-1   |  |         |      |            |                       |             |                                   |           |   |                              |   |             |              |   |         |    |          |               |           |               |           |                 |
| 杉並区高円寺体育館                        | 杉並区高円寺南 2-36-31   |  |         |      |            |                       |             |                                   |           |   |                              |   |             |              |   |         |    |          |               |           |               |           |                 |
| (仮称) 井草防災拠点(旧杉並中継所)※井草森公園を含む     | 杉並区井草 4-15-18   |  |         |      |            |                       |             |                                   |           |   |                              |   |             |              |   |         |    |          |               |           |               |           |                 |
| 杉並区大宮前体育館                        | 杉並区南荻窪 4-1-1  |  |         |      |            |                       |             |                                   |           |   |                              |   |             |              |   |         |    |          |               |           |               |           |                 |
| 地域内輸送拠点                          | 住所  |  |         |      |            |                       |             |                                   |           |   |                              |   |             |              |   |         |    |          |               |           |               |           |                 |
| 杉並区永福体育館                         | 杉並区永福 3-51-17   |  |         |      |            |                       |             |                                   |           |   |                              |   |             |              |   |         |    |          |               |           |               |           |                 |
| 杉並区上井草体育館                        | 杉並区上井草 3-34-1   |  |         |      |            |                       |             |                                   |           |   |                              |   |             |              |   |         |    |          |               |           |               |           |                 |
| 杉並区高円寺体育館                        | 杉並区高円寺南 2-36-31   |  |         |      |            |                       |             |                                   |           |   |                              |   |             |              |   |         |    |          |               |           |               |           |                 |
| <p>・体育館や各教室へのエアコン設置</p>          | <p>震災・風水害編<br/>(第2部 第9章 避難者対策)<br/>(仮称)井草防災拠点(旧杉並中継所)※井草森公園を含む</p>  | <p>・空調設備の整備<br/>区は、小・中学校の教室や体育館に空調設備を整備した。</p> <table border="1" data-bbox="562 842 1966 1393"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>整備年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小・中学校の普通教室</td> <td>平成 22 年、平成 23 年度に設置完了</td> </tr> <tr> <td>小・中学校の屋内運動場</td> <td>令和元年度から 3 ヶ年で屋内運動場への空調設備設置等の整備を実施</td> </tr> <tr> <td>小学校の特別教室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>理科室<br/>平成 26 年度に設置完了</li> <li>家庭科室と図工室<br/>平成 28 年、平成 29 年・平成 30 年度に設置完了</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>中学校の特別教室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>理科室<br/>平成 26 年、平成 27 年度に設置完了</li> <li>家庭科室<br/>平成 28 年、平成 29 年、平成 30 年度に設置完了</li> <li>美術室<br/>令和元年度に設置完了</li> <li>技術室<br/>令和 2 年度に設置完了</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> | 対象      | 整備年度 | 小・中学校の普通教室 | 平成 22 年、平成 23 年度に設置完了 | 小・中学校の屋内運動場 | 令和元年度から 3 ヶ年で屋内運動場への空調設備設置等の整備を実施 | 小学校の特別教室  | <ul style="list-style-type: none"> <li>理科室<br/>平成 26 年度に設置完了</li> <li>家庭科室と図工室<br/>平成 28 年、平成 29 年・平成 30 年度に設置完了</li> </ul> | 中学校の特別教室                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>理科室<br/>平成 26 年、平成 27 年度に設置完了</li> <li>家庭科室<br/>平成 28 年、平成 29 年、平成 30 年度に設置完了</li> <li>美術室<br/>令和元年度に設置完了</li> <li>技術室<br/>令和 2 年度に設置完了</li> </ul> | <p>【新規】</p> |              |   |         |    |          |               |           |               |           |                 |
| 対象                               | 整備年度  |  |         |      |            |                       |             |                                   |           |   |                              |   |             |              |   |         |    |          |               |           |               |           |                 |
| 小・中学校の普通教室                       | 平成 22 年、平成 23 年度に設置完了   |  |         |      |            |                       |             |                                   |           |   |                              |   |             |              |   |         |    |          |               |           |               |           |                 |
| 小・中学校の屋内運動場                      | 令和元年度から 3 ヶ年で屋内運動場への空調設備設置等の整備を実施   |  |         |      |            |                       |             |                                   |           |   |                              |   |             |              |   |         |    |          |               |           |               |           |                 |
| 小学校の特別教室                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>理科室<br/>平成 26 年度に設置完了</li> <li>家庭科室と図工室<br/>平成 28 年、平成 29 年・平成 30 年度に設置完了</li> </ul>   |  |         |      |            |                       |             |                                   |           |   |                              |   |             |              |   |         |    |          |               |           |               |           |                 |
| 中学校の特別教室                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>理科室<br/>平成 26 年、平成 27 年度に設置完了</li> <li>家庭科室<br/>平成 28 年、平成 29 年、平成 30 年度に設置完了</li> <li>美術室<br/>令和元年度に設置完了</li> <li>技術室<br/>令和 2 年度に設置完了</li> </ul> |  |         |      |            |                       |             |                                   |           |   |                              |   |             |              |   |         |    |          |               |           |               |           |                 |

| 実施する対策<br>(小分類)               | 対応箇所  | 新記載内容   | 旧記載内容   |
|-------------------------------|---|---|---|
| ・ 体育館の天井落下防止工事                | 震災・風水害編<br>(第2部 第3章<br>安全な都市づくりの実現)             | <b>2-6 非構造部材の落下防止対策</b><br><u>区は、震災救援所に指定している学校施設等の天井材、照明器具等の非構造部材の落下防止対策を推進する。</u>   | 【新規】  |
| ・ 校内マンホールトイレ、防災用自家発電機の設置(改築校) | 震災・風水害編<br>(第2部 第9章<br>避難者対策)                   | <b>・トイレ対策</b><br><u>区では各震災救援所に、簡易トイレ、ペール缶トイレ、マンホールトイレを備蓄している。なお、マンホールトイレについては、車いす対応として洋式オプションを備蓄しているほか、当該施設に設置されている障害者用トイレを有効利用することとしている。</u><br><u>また、区立小中学校の改築に合わせて、学校敷地内に設置可能なマンホールトイレを整備していく。</u> | <b>・食糧及び資器材の備蓄、トイレ対策</b><br>乳幼児、高齢者等に配慮した食糧の供給を図るため、粉ミルク、おかゆ等の備蓄を行うとともに、高齢者・障害者等関連施設・団体に対し、災害時要配慮者向け食糧(流動食等)の備蓄の必要性について、普及啓発を強化する。<br>また、区は、高齢者、障害者等に配慮し、車いすや災害時要配慮者への救助用資器材(万能担架、おんぶひもなど)を備蓄している。車いすにも対応できる仮設トイレ等も区立小中学校の改築に合わせ、順次備蓄品として配備を進めていく。また、車いすにも対応できる障害者用トイレが設置されている学校については、災害時に可能な限り当該施設を有効利用する。 |
|                               | 震災・風水害編<br>(第2部 第4章<br>安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保) | <b>3 エネルギーの確保</b><br><u>(1) 太陽光発電機器は、震災救援所が設置されることとなる学校の大規模改修等に合わせ、整備を進めていく。</u><br><略>   | <b>3 エネルギーの確保</b><br>太陽光発電機器、家庭用燃料電池や蓄電池のエネルギー設備の普及を進め、いざという時のバックアップ機能の充実を図る。   |
| ・ 福祉救援所の拡充                    | 震災・風水害編<br>(第2部 第9章<br>避難者対策)                   | <b>1 避難体制の整備</b><br>的確な避難勧告等、避難誘導や衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保など、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する。<br><u>避難体制については、自宅が火災や建物倒壊等の危険性のある場合を除き、在宅避難を原則とするが、災害時要配慮者については、専門的なケアを必要とする者もいるため、福祉救援所の拡充を図る。</u><br><略>     | <b>1 避難体制の整備</b><br>的確な避難勧告・避難指示、避難誘導や衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保など、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する。<br>また、災害時要配慮者の支援対策として、震災救援所への避難を原則とする考え方から、自宅が火災や建物倒壊等の危険性のある場合を除き、在宅避難生活を原則とする考え方に転換を図る。<br>各震災救援所で作成した、災害時要配慮者のための避難支援計画により、平常時から避難行動要支援者の安否確認の手順を確認しておく。   |

| 実施する対策<br>(小分類)                         | 対応箇所   | 新記載内容  | 旧記載内容   |
|---|--|--|---|
| ・ブロック塀の安全対策支援                           | 震災・風水害編<br>(第2部 第3章<br>安全な都市づくり<br>の実現)<br>修正概要⑰     | <p><b>(2) ブロック塀等の安全対策支援</b><br/> <u>区は、震災時における児童生徒等の安全確保するため、通学路のブロック塀等の安全対策として撤去及び撤去部分の新設について優先して、改修工事助成制度を実施している。</u><br/> <u>また、通学路を含む不特定多数が通行する道路に面する塀等についても、安全対策として、同様の助成制度を実施している。</u></p>   | 【新規】  |
| ・杉並区低炭素化推進機器等導入助成(太陽エネルギー利用機器、蓄電システム機器) | 震災・風水害編<br>(第2部 第3章<br>安全な都市づくり<br>の実現)              | <p><b>(6) 杉並区低炭素化推進機器等導入助成制度</b><br/> <u>区は、エネルギーの使用効率を高めるとともに、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量を減らすことで、持続可能な社会の実現に寄与すること等を目的として、二酸化炭素排出が無い、あるいは少ないエネルギー機器である、太陽エネルギー利用機器、蓄電システム機器、省エネルギー機器、省エネルギー住宅、雨水タンクに対して導入経費を助成している。</u></p>   | 【新規】  |
| ・協定の協力要請の対象や応援要請方法の再確認                  | 震災・風水害編<br>(第2部 第5章<br>応急対応力、広域<br>連携体制の強化)<br>修正概要⑱ | <p><b>エ 協定の実効性の確保</b><br/> <u>区は、協定締結団体等と連携し、協定の内容から、支援を受けるまでの具体的な手順等を整備し、協定締結団体等と協力した訓練等を実施することで、防災体制の充実を図る。</u></p>  | 【新規】  |
| ・協定事業者を含めた業務手順のマニュアル化                   | 震災・風水害編<br>(第2部 第10章<br>物流・備蓄・輸送<br>対策の推進)           | <p><b>4 輸送体制の整備</b><br/> <u>区は、地域内輸送拠点及び支援物資等受入拠点から避難所等への支援物資の輸送に関して、東京都トラック協会杉並支部、ヤマト運輸(株)、佐川急便(株)と事前協議、業務手順のマニュアル化、訓練等を行うことで、区内における支援物資の輸送体制を構築する。【別冊・資料●】</u><br/> <u>なお、発災時に渋滞の発生により、物資搬送が困難と想定される地域へは、例えば小型トラックや荷台付き二輪車の活用、周辺の災害備蓄倉庫での対応など、対策を検討する。</u></p> | <p><b>4 輸送体制の整備</b><br/> 区は、支援物資等受入拠点及び地域内輸送拠点から震災救護所等への支援物資の輸送に関して、「災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定」に基づき、東京都トラック協会杉並支部と事前協議や訓練等を行うことで、区内における支援物資の輸送体制を構築する。【別冊・資料71】<br/> また、区は、震災救護所、第二次救護所、福祉救護所などへの輸送体制について、東京都トラック協会杉並支部とも連携し、区内における救護物資の輸送ネットワークを構築する。</p> |
| ・タブレットを活用した物資ニーズを把握するシステムの導入検討          | 震災・風水害編<br>(第2部 第6章<br>情報通信の確保)                      | <p><b>7 支援システムへの登録</b><br/> <u>区は、内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、区内に備蓄している備蓄物資や地域内輸送拠点の登録を実施する。</u></p>  | 【新規】  |



| 実施する対策<br>(小分類)            | 対応箇所                                  | 新記載内容  | 旧記載内容  |
|----------------------------|---------------------------------------|--|--|
| ・防災ラジオによる情報伝達の検討           | 震災・風水害編<br>(第2部 第6章<br>情報通信の確保)       | <p><b>(2) 取組内容</b></p> <p>区は、防災行政無線(同報系)の整備や代替手段の確保により、区民への情報伝達体制を構築する。</p> <p>災害・避難情報などをいち早く住民へ伝達する手段として緊急速報メール(エリアメール)を導入している。</p> <p>区内で地震、風水害その他の災害が発生、もしくは発生する恐れがある場合に、放送等をもって災害時の情報を区民に迅速かつ正確に伝えることを目的として株式会社ジェイコム東京と覚書を結んでいる。</p> <p><b>【別冊・資料●、●】</b></p> <p>救護所へ避難せず在宅で生活をしている災害時要配慮者に対して、区は地域包括支援センター(ケア24)、障害者自立生活支援センター及び震災救護所等と連携し、情報提供体制の整備に努める。</p> <p><u>また、停電時における情報伝達・情報収集手段として、停電時にも使用できるスマートフォンやラジオの活用など、多角的に新たな情報伝達の仕組みとして検討する。</u></p> | <p><b>(2) 詳細な取組内容</b></p> <p>区は、防災行政無線(同報系)の整備や代替手段の確保により、区民への情報伝達体制を構築する。</p> <p>災害・避難情報などをいち早く住民へ伝達する手段として緊急速報メール(エリアメール)を平成25年度に導入した。</p> <p>杉並区内で地震、風水害その他の災害が発生、もしくは発生する恐れがある場合に、放送等をもって災害時の情報を区民に迅速かつ正確に伝えることを目的として株式会社ジェイコム東京と覚書を結んでいる。<b>【別冊・資料91、92】</b></p> <p>救護所へ避難せず在宅で生活をしている災害時要配慮者に対して、区は地域包括支援センター(ケア24)、障害者自立生活支援センター及び震災救護所等と連携し、情報提供体制の整備に努める。</p> |
| ・協定に基づく燃料給油の優先順位の決定        | 震災編<br>(第1部 第9章<br>物流・備蓄・輸送<br>対策の推進) | <p><b>(エ) 燃料の確保</b></p> <p>車両用燃料について、「災害時における緊急車両用燃料等の供給に関する協定」に基づき、東京都石油商業組合杉並中野支部から調達する。<b>【別冊・資料●】</b></p> <p><u>また、区内の被害状況を踏まえ、燃料給油に係る優先順位を検討して、庁内に周知する。</u></p>   | <p><b>(エ) 燃料の確保</b></p> <p>車両用燃料について、「災害時における緊急車両用燃料等の供給に関する協定」に基づき、東京都石油商業組合杉並支部、東京都石油業協同組合杉並支部から調達する。<b>【別冊・資料72】</b></p>  |
| ・避難行動要支援者名簿の有効活用と福祉関係者との連携 | 震災・風水害編<br>(第2部 第9章<br>避難者対策)         | <p><u>ツ 地域包括支援センターと連携した避難行動の周知</u></p> <p><u>区は、高齢者における避難行動の理解促進を図るため、地域包括支援センター(ケア24)との連携方法を検討する。今後、地域包括支援センター(ケア24)の窓口やケアマネージャーを通じて、地域の高齢者に対して区が推奨する避難行動を説明する体制を整備するとともに、避難行動要支援者名簿の有効活用を検討する。</u></p>   | <b>【新規】</b>  |
| ・家庭内循環備蓄の周知・推進             | 震災・風水害編<br>(第2部 第2章<br>区民と地域の防災力向上)   | <p><b>1-1 区民による自助の備え</b></p> <p><b>(1) 自らの生命、身体及び財産を自らが守るための対策の推進</b></p> <p>区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保</li> <li>・日頃からの出火の防止</li> <li>・消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備</li> </ul>   | <p><b>1-1 区民による自助の備え</b></p> <p><b>(1) 自らの生命、身体及び財産を自らが守るための対策の推進</b></p> <p>区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保</li> <li>・日頃からの出火の防止</li> </ul>  |

| 実施する対策<br>(小分類)   | 対応箇所   | 新記載内容  | 旧記載内容   |      |   |  |  |     |      |   |   |
|---|--|--|---|------|---|--|--|-----|------|---|---|
|   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止</li> <li>・ブロック塀の点検補修など、<u>住居</u>の外部の安全対策</li> <li>・水（1日分の最低必要量1人3ℓ）及び食糧の<u>最低3日分</u>程度の備蓄、トイレの確保、並びに医薬品・携帯ラジオ、女性用品や乳幼児用品、衛生用品など非常持出用品の準備</li> <li>・災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認</li> <li>・<u>買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え</u></li> <li>・<u>家庭内循環備蓄方式（ローリングストック方式）での食料備蓄</u></li> <li>・<u>自転車を安全に利用するための、適切な点検整備</u></li> <li>・<u>保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策</u></li> <li>・<u>自動車へのこまめな満タン給油</u></li> <li>・<u>区や都が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加</u></li> <li>・町会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力</li> <li>・災害時のボランティアへ積極的に参加</li> <li>・災害時要配慮者の地域たすけあいネットワーク（地域の手）への登録</li> <li>・災害情報の収集方法について確認</li> <li>・災害発生時に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、震災救援所、避難場所及び避難経路等の確認・点検</li> <li>・各種保険会社、銀行など災害時に必要な手続のための書類や連絡先をすぐに確認できるよう準備</li> <li>・過去の災害から得られた経験の伝承等による防災への寄与</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備</li> <li>・家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止</li> <li>・ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策</li> <li>・水（1日分の最低必要量1人3ℓ）及び食糧の3日分程度の備蓄、トイレの確保、並びに医薬品・携帯ラジオなど非常持出用品の準備</li> <li>・災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認</li> <li>・都や区が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加</li> <li>・町会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力</li> <li>・災害時のボランティアへ積極的に参加</li> <li>・災害時要配慮者の地域たすけあいネットワーク（地域の手）への登録</li> <li>・災害情報の収集方法について確認</li> <li>・災害発生時に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、震災救援所、避難場所及び避難経路等の確認・点検</li> <li>・各種保険会社、銀行など災害時に必要な手続のための書類や連絡先をすぐに確認できるよう準備</li> <li>・過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与</li> </ul> |      |   |  |  |     |      |   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・すぎナビの活用・推進</li> </ul> | 震災・風水害編<br>（第2部 第6章<br>情報通信の確保）  | <p><b>4 <u>すぎナビ</u>を活用した災害情報の収集・発信方法の強化</b></p> <p><b>（1）対策内容と役割分担</b></p> <p>災害情報システムとして、<u>防災地図アプリケーション「すぎナビ」</u>を活用する。また、区民等にその活用方法について普及啓発を図る。</p> <table border="1" data-bbox="528 1219 1368 1369"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 1219 645 1257">機関名</th> <th data-bbox="645 1219 1368 1257">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 1257 645 1369">区</td> <td data-bbox="645 1257 1368 1369"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>防災地図アプリケーション「すぎナビ」</u>を活用した災害情報システムの構築</li> <li>・災害情報システムの活用方法の区民等への普及啓発</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p><b>（2）取組内容</b></p>  | 機関名   | 対策内容 | 区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>防災地図アプリケーション「すぎナビ」</u>を活用した災害情報システムの構築</li> <li>・災害情報システムの活用方法の区民等への普及啓発</li> </ul> | <p><b>4 災害時情報共有システムを活用した災害情報の収集・発信方法の強化</b></p> <p><b>（1）対策内容と役割分担</b></p> <p>災害時情報共有システムとして、GIS（地理空間情報システム）を活用する。また、区民等にその活用方法について普及啓発を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1413 1267 2179 1401"> <thead> <tr> <th data-bbox="1413 1267 1541 1321">機関名</th> <th data-bbox="1541 1267 2179 1321">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1413 1321 1541 1401">区</td> <td data-bbox="1541 1321 2179 1401"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・GIS（地理空間情報システム）を活用した災害時情報共有システムの構築</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> | 機関名 | 対策内容 | 区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・GIS（地理空間情報システム）を活用した災害時情報共有システムの構築</li> </ul> |
| 機関名   | 対策内容   |  |   |      |   |  |  |     |      |   |   |
| 区   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>防災地図アプリケーション「すぎナビ」</u>を活用した災害情報システムの構築</li> <li>・災害情報システムの活用方法の区民等への普及啓発</li> </ul> |  |   |      |   |  |  |     |      |   |   |
| 機関名   | 対策内容   |  |   |      |   |  |  |     |      |   |   |
| 区   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・GIS（地理空間情報システム）を活用した災害時情報共有システムの構築</li> </ul>  |  |   |      |   |  |  |     |      |   |   |

| 実施する対策<br>(小分類) | 対応箇所                               | 新記載内容   | 旧記載内容   |  |                                    |
|-----------------|------------------------------------|---|---|--|------------------------------------|
|                 |                                    | <p>区は、次の対応を可能とする災害情報システムを構築し、運用する。</p> <p>ア 災害発生時に、現地の被害状況等について区民等から直接情報提供を受け、その情報を、<u>防災地図アプリケーション「すぎナビ」</u>を使用して速やかに把握する。</p> <p>イ 最新の被害状況や避難経路等の情報を区民に発信・共有することにより、安全な避難誘導を行うなど、二次災害の発生防止につなげる。</p> <p>また、区民等へ災害情報システムの活用方法の普及啓発を図る。</p> | <table border="1" data-bbox="1413 199 2181 272"> <tr> <td data-bbox="1413 199 1541 272"></td> <td data-bbox="1541 199 2181 272"> <p>・災害時情報共有システムの活用方法の区民等への普及啓発</p> </td> </tr> </table> <p>(2) 詳細な取組内容</p> <p>区は、次の対応を可能とする災害時情報共有システムを構築し、運用する。</p> <p>ア 災害発生時に、現地の被害状況等について区民等から直接情報提供を受け、その情報を、GIS（地理空間情報システム）を使用して速やかに把握する。</p> <p>イ 最新の被害状況や避難経路等の情報を区民に発信・共有することにより、安全な避難誘導を行うなど、二次災害の発生防止につなげる。</p> <p>また、区民等へ災害時情報共有システムの活用方法の普及啓発を図る。</p> |  | <p>・災害時情報共有システムの活用方法の区民等への普及啓発</p> |
|                 | <p>・災害時情報共有システムの活用方法の区民等への普及啓発</p> |   |   |  |                                    |

### 【地震に強い防災まちづくり】

| 実施する対策<br>(小分類)         | 対応箇所                                   | 新記載内容   | 旧記載内容   |
|-------------------------|--|---|---|
| <p>・馬橋公園・都立高井戸公園の拡張</p> | <p>震災・風水害編<br/>(第2部 第9章<br/>避難者対策)</p> | <p>(イ) 一時避難地の整備</p> <p>現在、区内には東京都が指定した避難場所以外に大きな公園や空地はほとんど存在しない。よって既存の民間空地の広域でのネットワーク化や大規模工場跡地等について、一時避難地として計画し、安全で効率的、効果的な一時避難地の確保を行うとともに、東京都の避難場所の指定を受けることを目指して整備する。</p> <p>一時避難地においては、情報伝達その他各種連絡に備える態勢を整備する。</p> <p><u>なお、区立馬橋公園、区立塚山公園等一時避難地に整備については、近隣のオープンスペースや震災救援所と合わせて行うことで、都の指定を目指す。</u></p> | <p>(イ) 一時避難地の整備</p> <p>現在区内には東京都が指定した避難場所以外に大きな公園や空地はほとんど存在しない。よって既存の民間空地の広域でのネットワーク化や大規模工場跡地等について、一時避難地として計画し、安全で効率的、効果的な一時避難地の確保を行うとともに、東京都の避難場所の指定を受けることを目指して整備する。</p> <p>一時避難地においては、情報伝達その他各種連絡に備える態勢を整備する。</p> |



| 実施する対策<br>(小分類)                                     | 対応箇所  | 新記載内容  | 旧記載内容  |     |        |                |        |                 |              |                 |   |      |     |        |                |        |                 |
|---|---|--|--|-----|--------|----------------|--------|-----------------|--------------|-----------------|---|------|-----|--------|----------------|--------|-----------------|
| <p>・下高井戸お<br/>おぞら公園<br/>一帯の広域<br/>避難場所へ<br/>の指定</p> | <p>震災・風水害編<br/>(第2部 第9章<br/>避難者対策)<br/>修正概要⑱</p>  | <p>(ア) 一時避難地の位置付け<br/>東京都により指定された避難場所までの避難距離が長い、避難場所が偏在しているなど、必ずしも区民にとって安全で安心できる避難場所が十分に確保されている状況とはいえない。このような状況を改善するために、区では、大地震により、周辺が大火災に発展する恐れがあるとき、又は、周辺に小火災が発生したとき、周辺住民が一時的に避難する場所(ただし、周辺の火災が拡大し、ふく射熱から身を守ることができなくなった場合等、安全性が確保できなくなった場合は、区長の避難の指示等により、避難場所に避難するものとする。)として、防災空地を兼ねた公園(防災公園)等を一時避難地として指定するとともに、避難場所として都の指定を目指して整備を行っている。</p> <p>なお、下高井戸おおぞら公園一帯(永福南公園・下高井戸おおぞら公園を含む)については、地理的かつ面積的にも避難場所の必要性があり、明大和泉校舎一帯と合わせて避難場所として指定することで、より広域避難場所としての機能を最大限発揮することができるため、都の指定を目指し整備を行う。</p> <table border="1" data-bbox="546 791 1370 946"> <thead> <tr> <th>指定施設</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区立馬橋公園</td> <td>杉並区高円寺北 4-35-5</td> </tr> <tr> <td>区立塚山公園</td> <td>杉並区下高井戸 5-23-12</td> </tr> <tr> <td>区立下高井戸おおぞら公園</td> <td>杉並区下高井戸 2-28-23</td> </tr> </tbody> </table> | 指定施設   | 所在地 | 区立馬橋公園 | 杉並区高円寺北 4-35-5 | 区立塚山公園 | 杉並区下高井戸 5-23-12 | 区立下高井戸おおぞら公園 | 杉並区下高井戸 2-28-23 | <p>(ア) 一時避難地の位置付け<br/>東京都により指定された避難場所までの避難距離が長い、避難場所が偏在しているなど、必ずしも区民にとって安全で安心できる避難場所が十分に確保されている状況とはいえない。このような状況を改善するために、区では、大地震により、周辺が大火災に発展する恐れがあるとき、又は、周辺に小火災が発生したとき、周辺住民が一時的に避難する場所(ただし、周辺の火災が拡大し、ふく射熱から身を守ることができなくなった場合等、安全性が確保できなくなった場合は、区長の避難の指示等により、避難場所に避難するものとする。)として、防災空地を兼ねた公園(防災公園)を一時避難地として指定するとともに、避難場所として指定を目指して整備を行っている。</p> <p>一時避難地指定基準【別冊・資料 113】に基づき現在指定しているのは、次の公園等である。</p> <table border="1" data-bbox="1464 754 2130 871"> <thead> <tr> <th>指定施設</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区立馬橋公園</td> <td>杉並区高円寺北 4-35-5</td> </tr> <tr> <td>区立塚山公園</td> <td>杉並区下高井戸 5-23-12</td> </tr> </tbody> </table> | 指定施設 | 所在地 | 区立馬橋公園 | 杉並区高円寺北 4-35-5 | 区立塚山公園 | 杉並区下高井戸 5-23-12 |
| 指定施設  | 所在地   |  |  |     |        |                |        |                 |              |                 |   |      |     |        |                |        |                 |
| 区立馬橋公園  | 杉並区高円寺北 4-35-5                                    |  |  |     |        |                |        |                 |              |                 |   |      |     |        |                |        |                 |
| 区立塚山公園  | 杉並区下高井戸 5-23-12                                   |  |  |     |        |                |        |                 |              |                 |   |      |     |        |                |        |                 |
| 区立下高井戸おおぞら公園  | 杉並区下高井戸 2-28-23                                   |  |  |     |        |                |        |                 |              |                 |   |      |     |        |                |        |                 |
| 指定施設  | 所在地   |  |  |     |        |                |        |                 |              |                 |   |      |     |        |                |        |                 |
| 区立馬橋公園  | 杉並区高円寺北 4-35-5                                    |  |  |     |        |                |        |                 |              |                 |   |      |     |        |                |        |                 |
| 区立塚山公園  | 杉並区下高井戸 5-23-12                                   |  |  |     |        |                |        |                 |              |                 |   |      |     |        |                |        |                 |
| <p>・阿佐ヶ谷駅<br/>北東地区ま<br/>ちづくりの<br/>推進</p>            | <p>震災・風水害編<br/>(第2部 第3章<br/>安全な都市づくり<br/>の実現)</p> | <p>(2) 防災都市づくりの推進<br/>区は、蚕糸試験場跡地周辺では、建築物の建替え等の機会を捉えて、地区計画道路の拡幅整備等を推進する。</p> <p>阿佐谷南・高円寺南地区では、平成21年に策定した「阿佐谷南・高円寺南地区防災まちづくり計画」に従って、優先整備路線の拡幅等を推進する。さらに、都の不燃化特区制度を活用し、地区の不燃領域率の向上を図る。</p> <p>また、整備地域として指定されている阿佐谷・高円寺周辺地域内の阿佐ヶ谷駅北東地区では、「阿佐ヶ谷駅北東地区まちづくり計画」を策定し、これに基づき地区計画の都市計画決定や土地区画整理事業の施行認可などを行った。この地区の特性を踏まえ、防災まちづくりを推進する。なお、その他の地域についても、順次防災まちづくりに取り組む。</p>  | <p>(2) 防災都市づくりの推進<br/>区は、蚕糸試験場跡地周辺では、建築物の建替え等の機会を捉えて、地区計画道路の拡幅整備等を推進する。</p> <p>阿佐谷南・高円寺南地区では、平成21年に策定した「阿佐谷南・高円寺南地区防災まちづくり計画」に従って、優先整備路線の拡幅等を推進する。さらに、都の不燃化特区制度を活用し、不燃化対策をさらに促進する。</p> <p>方南町地区でも、不燃化特区の指定申請を行い、不燃化のまちづくりの取組をさらに推進する。</p> <p>その他、整備地域として指定されているが未着手部分がある阿佐谷・高円寺周辺地域についても、順次防災まちづくりに取り組む。</p> |     |        |                |        |                 |              |                 |   |      |     |        |                |        |                 |

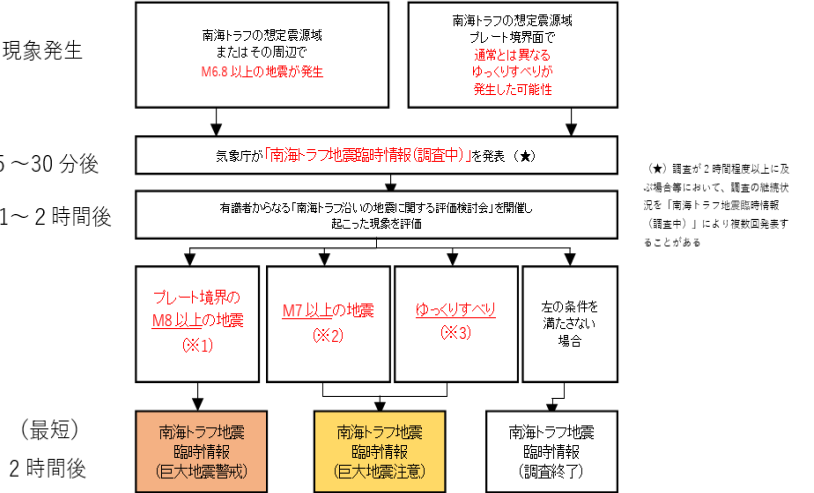
| 実施する対策<br>(小分類)                     | 対応箇所   | 新記載内容   | 旧記載内容   |
|-------------------------------------|--|---|---|
|                                     |  | <p><u>方南一丁目地区についても、不燃化特区制度を活用し、地区の不燃領域率の向上を図る。</u></p>  |   |
| <p>・木造密集地域の不燃化の促進及び狭あい道路拡張整備の強化</p> | <p>震災・風水害編<br/>(第2部 第3章<br/>安全な都市づくりの実現)</p>             | <p>(5) 震災救援所周辺及び緊急道路障害物除去路線沿道の不燃化区は、災害時の避難路の確保や迅速な消火・救援・救助活動のために、震災救援所(区立小中学校等)周辺及びそれに至る緊急道路障害物除去路線沿道において、耐火性能の高い建物を建築する方に建築資金の一部を助成し、建築物の不燃化を促進する。<br/><u>また、地震被害シミュレーションの結果を踏まえ、被害想定の大い地域を不燃化建替費用の助成対象に加え、不燃化の更なる促進を図る。</u></p>   | <p>(5) 震災救援所周辺及び緊急道路障害物除去路線沿道の不燃化区は、災害時の避難路の確保や迅速な消火・救援・救助活動のために、震災救援所(区立小中学校等)周辺及びそれに至る緊急道路障害物除去路線沿道において、耐火性能の高い建物を建築する方に建築資金の一部を助成し、建築物の不燃化を促進する。</p>   |
|                                     | <p>震災・風水害編<br/>(第2部 第4章<br/>安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保)</p> | <p><b>(2) 区の道路整備</b><br/><u>(都市計画道路整備)</u><br/>都市計画道路は、延焼遮断帯の形成、避難路・緊急車両等の通行空間の確保など防災機能等を有しており、現在、平成28年3月に東京都と特別区及び26市2町で策定した「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」に基づき整備を進めている。<u>優先整備路線のうち、都市計画道路補助線街路第132号線については、令和2年4月に一部区間(青梅街道～関根橋先約606m)の事業認可を取得し、事業を進めている。</u><br/><u>(生活道路整備)</u><br/>体系的な道路網の整備を行うため、平成29年3月に策定した「すぎなみの道づくり(道路整備方針)」を策定した。道路の機能ごとに主要生活道路、主要区画道路に分類し、計画幅員を定め、計画幅員8mから12mの主要生活道路の中から防災性、安全性を向上させるため道路拡幅を行う必要性が高い道路を優先整備路線として選定し、事業着手に向けて測量、調査を行っている。<br/><u>(狭あい道路整備)</u><br/>狭あい道路の整備は、災害時における円滑な避難及び通行を確保するため、「杉並区実行計画」に掲げる年間整備目標10,000mの達成に向けて、火災危険度の高い地区や重点整備路線等で拡幅整備を推進していく。<br/><u>(無電柱化整備)</u><br/>平成29年11月に策定した「杉並区無電柱化推進方針」で整備効</p> | <p><b>(2) 区の道路整備</b><br/>舗装の劣化状況や道路の重要度に応じ、修繕や路面の改良を行っている。平成24年度から3年間の「杉並区実行計画」では、年間の路面改良面積を4万㎡として改良工事を実施している。<br/>また、震災時に倒壊の恐れがある電柱の無電柱化工事を近年では平成17年度～18年度に桃井三丁目、平成18年度～21年度に高円寺南四丁目、平成21年度～22年度に和泉三丁目、平成22年度から荻窪四丁目の主要な1路線の整備を進めている。<br/>平成16年に策定された「区部における都市計画道路の整備方針」において、杉並区施行優先整備路線として、補助132号線、補助215号線、補助227号線の3路線を選定し、事業化に向けた検討を行っている。<br/>一方、生活道路においては、平成27年度からの3年間の「杉並区実行計画」で、火災危険度の高い重点地域内における拡幅整備の取組を強化するため、年間の拡幅整備延長を9,000mとした。</p> |

| 実施する対策<br>(小分類)            | 対応箇所  | 新記載内容  | 旧記載内容   |
|----------------------------|---|--|---|
|                            |   | <p>果の高い路線として選定した杉並保健所前の区道(特別区道第2096-1号路線)について、現在、整備を進めている。また、都市計画道路事業に着手した都市計画道路補助線街路第132号線については、道路整備に併せて無電柱化整備を進めている。</p>   |   |
| <p>・南海トラフ地震等防災対策の事前の備え</p> | <p>震災編<br/>(第3部 第2章<br/>南海トラフ地震等<br/>防災対策の事前の<br/>備え)</p> | <p><b>第2章 南海トラフ地震等防災対策の事前の備え</b><br/><b>第1節 広報及び教育</b></p> <p>南海トラフ地震等による災害に対応するためには、区民の意識とその活動のあり方が最大の課題となる。</p> <p>区民が南海トラフ地震等による災害に対し、的確な行動がとれるように区及び防災関係機関は、平常時から広報及び教育を行い、地震に関する知識と防災対応を啓発指導する。</p> <p><b>1 広報</b></p> <p>平常時から南海トラフ地震等防災対策の内容、杉並区の地域の予想震度、南海トラフに関連する情報が発表された際にとる防災措置の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と社会的混乱の防止を図る。</p> <p>内容は次に掲げる事項について行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震についての教育、啓発及び指導</li> <li>・南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件【別冊・資料●】</li> <li>・杉並区の地域の予想震度及び被害程度</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報が発表された場合や南海トラフ地震等が発生した場合における区民のとりべき措置</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報が発表された場合や南海トラフ地震等が発生した場合における事業者のとりべき措置</li> <li>・防災関係機関が行う措置</li> </ul> <p>主な例を示すと次のとおりである。</p> <p><b>ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報発表時の時差退社の協力及び優先乗車の方法</li> <li>・その他防災上必要な事項</li> </ul> <p><b>イ 道路交通の混乱防止のための広報</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震臨時情報発表時の交通規制の内容</li> <li>・自動車利用の自粛の呼びかけ</li> </ul> | <p><b>第3章 東海地震事前対策の事前の備え</b><br/><b>第1節 広報及び教育</b></p> <p>地震予知を前提とした東海地震に対応するためには、区民の意識とその活動のあり方が最大の課題となる。</p> <p>区民が東海地震を正しく受けとめ、これに対する的確な行動がとれるように区及び防災関係機関は、平常時から広報及び教育を行い、地震に関する知識と防災対応を啓発指導する。</p> <p><b>1 広報</b></p> <p>地震予知を防災に正しく活かすため、平常時から警戒宣言の内容、杉並区の地域の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と社会的混乱の防止を図る。</p> <p>広報の基本的な流れは、①平常時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられたときから地震発生まで、④注意情報が解除されたときとする。</p> <p>広報内容は次に掲げる事項について行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東海地震についての教育、啓発及び指導</li> <li>・警戒宣言、地震予知情報について【別冊・資料139】</li> <li>・杉並区の地域の予想震度及び被害程度</li> <li>・区民のとりべき措置</li> <li>・事業者のとりべき措置</li> <li>・警戒宣言時に防災関係機関が行う措置</li> <li>・気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が地震発生の恐れがなくなったと認められた場合の準備体制の解除を発表する広報</li> </ul> <p>主な例を示すと次のとおりである。</p> <p><b>ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容</li> </ul> |

| 実施する対策<br>(小分類) | 対応箇所 | 新記載内容   | 旧記載内容  |
|-----------------|------|---|--|
|                 |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他防災上必要な事項</li> <li>ウ 電話の大混雑防止のための広報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震臨時情報発表時の電話利用の自粛</li> <li>・電話回線の大混雑と規制の内容</li> </ul> </li> <li>エ 買急ぎによる混乱防止のための広報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活関連物資取扱店の営業</li> <li>・生活関連物資の流通状況と買急ぎをする必要のないこと</li> </ul> </li> <li>オ 預貯金引き出し等による混乱防止のための広報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行、郵便局等金融機関の営業</li> <li>・預貯金を急いで引き出す必要のないこと</li> </ul> </li> <li>カ その他の広報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気・ガス等の使用上の注意</li> </ul> </li> </ul> <p>広報の方法等は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷物による広報<br/>区広報をはじめ、各防災関係機関の各種広報、印刷物により防災知識の普及を図る。</li> <li>・映画等による広報<br/>防災講演会・防災懇談会などを積極的に開催し、防災知識の普及を図る。</li> <li>・インターネット等による広報<br/>ホームページ等に速報情報を掲載し、混乱防止を図る。</li> </ul> <p><b>2 教育指導</b></p> <p>区及び学校等は、<u>下記の教育指導方法について児童・生徒等及び関係職員に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し周知を図る。</u></p> <p><b>2-1 教育指導方法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒に対しては、「防災ノート～災害と安全～」を活用することで防災教育を行う。</li> <li>・教職員に対しては、「<u>安全教育プログラム</u>」における必ず指導する基本的事項（地震発生時の安全行動、登下校（園）時等の安全行動等）に基づき指導する。</li> <li>・保護者に対しては、PTA 等の活動を通じて周知徹底を図る。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法</li> <li>・その他防災上必要な事項</li> <li>イ 道路交通の混乱防止のための広報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒宣言時の交通規制の内容</li> <li>・自動車利用の自粛の呼びかけ</li> <li>・その他防災上必要な事項</li> </ul> </li> <li>ウ 電話の大混雑防止のための広報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒宣言時の電話利用の自粛</li> <li>・電話回線の大混雑と規制の内容</li> </ul> </li> <li>エ 買急ぎによる混乱防止のための広報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活関連物資取扱店の営業</li> <li>・生活関連物資の流通状況と買急ぎをする必要のないこと</li> </ul> </li> <li>オ 預貯金引き出し等による混乱防止のための広報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行、郵便局等金融機関の営業</li> <li>・預貯金を急いで引き出す必要のないこと</li> </ul> </li> <li>カ その他の広報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気・ガス等の使用上の注意</li> </ul> </li> </ul> <p>広報の方法等は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷物による広報<br/>区広報をはじめ、各防災関係機関の各種広報、印刷物により防災知識の普及を図る。</li> <li>・映画等による広報<br/>防災講演会・防災懇談会などを積極的に開催し、防災知識の普及を図る。</li> <li>・インターネット等による広報<br/>ホームページ等に速報情報を掲載し、混乱防止を図る。</li> </ul> <p><b>2 教育指導</b></p> <p>区及び学校等は、次の事項について関係職員及び児童・生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。</p> <p><b>2-1 教育指導事項</b></p> <p>(1) 地震に関する基本的事項</p> |



| 実施する対策<br>(小分類)                   | 対応箇所   | 新記載内容  | 旧記載内容   |
|-----------------------------------|--|--|---|
|                                   |  |  | <p>(2) 教職員の分担<br/> (3) 警戒宣言時の臨時休業措置並びに児童・生徒及び保護者の行動基準<br/> (4) 児童・生徒の下校(園)時等の安全措置<br/> (5) 学校(園)に残留する児童・生徒等の保護方法<br/> (6) 警戒解除宣言後の措置<br/> (7) その他の防災措置</p> <p><b>2-2 教育指導方法</b><br/> ・児童・生徒に対しては、上記の教育指導事項を盛り込んだ防災副読本「じしんにそなえて」により防災教育を行う。<br/> ・教職員に対しては、研修等の機会を通じて地震防災教育を行う。<br/> ・保護者に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底を図る。</p>   |
| <p>・南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応</p> | <p>震災編<br/> (第3部 第3章 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応)<br/> 修正概要⑳</p> | <p><b>第3章 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応</b><br/> <u>南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まった場合に気象庁から発表さえる「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合の対応について定める。</u></p> | <p><b>第4章 東海地震に関連する調査情報(臨時)・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発表されるまでの対応</b></p> <p>東海地震に関連する調査情報(臨時)及び注意情報は、観測データの変化に伴い、段階的に気象庁から発表される。本章では、これらの情報に応じて実施すべき対応措置について定める。ただし、前兆現象がとらえられないまま、突発的に地震が発生する可能性があることを念頭において行動する必要がある。</p> <p><b>第1節 東海地震に関連する調査情報(臨時)発表時の対応</b></p> <p><b>1 区及び防災関係機関の配備態勢</b><br/> 東海地震に関連する調査情報(臨時)は、従来の解説情報及び観測情報の低レベルのものに相当する。この情報の発令は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を維持しながら、情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。</p> <p><b>2 区の情報活動</b><br/> 区危機管理室は、「情報監視態勢」をとり、都総務局総合防</p> |

| 実施する対策<br>(小分類)          | 対応箇所                                     | 新記載内容  | 旧記載内容  |        |      |                          |  |  |  |
|--------------------------|--|--|--|--------|------|--------------------------|--|--|--|
|                          |  | <p>【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】</p>  <p>※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)<br/> ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)<br/> ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)</p> <p>(資料) 気象庁「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について(令和元年5月31日)</p> <p>※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正</p> <p>★ 調査が2時間程度以上に及ぶ場合において、調査の継続状況を「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」により複数回発表することがある</p> <p>※左の条件を満たさない場合</p> | <p>災部等から情報収集を行い、区各部、防災関係機関等に情報を伝達する。</p> <p>なお、休日・夜間等勤務時間外においては、区休日・夜間警戒本部が必要な対応を行う。</p> <p><b>第2節 東海地震注意報発表時の対応</b></p> <p><b>1 区及び防災関係機関の配備態勢</b></p> <p>東海地震注意情報(以下「注意情報」という。)が発表された場合は、区及び防災関係機関は担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を行い、情報の共有を図る。</p> <p>従来の判定会招集連絡報は廃止され、判定会の開催は注意情報の中で報じられることとなった。また、注意情報は、本情報の解除を伝える場合にも発表される。</p> <p><b>2 区の情報活動</b></p> <p>注意情報発表時においては、非常配備態勢をとり、都総務局総合防災部等から情報収集を行い、区各部及び防災関係機関等に情報を伝達する。</p> <p>情報の伝達系統及び伝達方法は、次頁「東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図」のとおりとする。各機関内部の伝達系統等については、各々の機関で定めておくものとする。</p> |        |      |                          |  |  |  |
|                          |  | <p><b>第1節 南海トラフ地震臨時情報の発表時の対応</b></p> <p><b>1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合</b></p> <p>南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の区の体制については、次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="528 1153 1361 1410"> <thead> <tr> <th>ケース</th> <th>発生した事象</th> <th>区の体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合</td> <td>南海トラフの想定震源域又はその周辺でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合</td> <td>区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。<br/>区内で発生した震度が5強以上の場</td> </tr> </tbody> </table>  | ケース  | 発生した事象 | 区の体制 | 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合 | 南海トラフの想定震源域又はその周辺でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合 | 区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。<br>区内で発生した震度が5強以上の場 |  |
| ケース                      | 発生した事象                                   | 区の体制   |  |        |      |                          |  |  |  |
| 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合 | 南海トラフの想定震源域又はその周辺でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合 | 区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。<br>区内で発生した震度が5強以上の場   |  |        |      |                          |  |  |  |

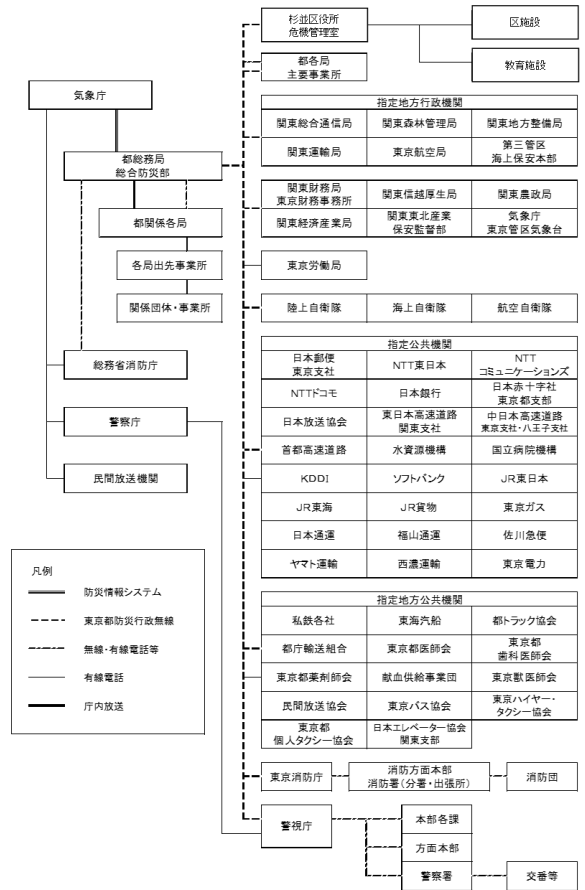
| 実施する対策<br>(小分類)             | 対応箇所                        | 新記載内容   |  | 旧記載内容  |        |      |      |                             |                             |   |           |  |
|-----------------------------|-----------------------------|---|--|--|--------|------|------|-----------------------------|-----------------------------|---|-----------|--|
|                             |                             |   | <p>合、<u>非常配備態勢を確立する。</u></p> <p><u>通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合</u></p> <p><u>地震は未発生であるが、以降、地震が発生する可能性があるため、情報監視態勢を確立する。</u></p> <p><u>また、都総務局総合防災部等から情報収集を行い、区各部、防災関係機関等に情報を伝達する。</u></p> <p><u>なお、休日・夜間等勤務時間外においては、区休日・夜間警戒本部が必要な対応を行う。</u></p> | <p>図表：東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図</p> <p>3 伝達体制等<br/>&lt;略&gt;</p> <p>4 伝達事項<br/>&lt;略&gt;</p> <p>5 活動体制<br/>&lt;略&gt;</p> <p>6 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報<br/>&lt;略&gt;</p> <p>6-1 区の広報対応措置</p> <p>社会的混乱防止のため、区民等に対し、注意情報の内容とその意味についてわかりやすく周知するとともに、適切な対応を呼びかける。具体的には、旅行の自粛、児童生徒の登下校等に対する安全確保、交通機関の運行状況の把握、火元の管理や家具の転倒・落下・移動防止ほかの安全対策の実施等である。</p> |        |      |      |                             |                             |   |           |  |
|                             |                             | <p><b>2 防災対応等を示すキーワードが付記された南海トラフ地震臨時情報が発表された場合</b></p> <p>南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表後、さらに南海トラフ地震に関する情報が発表された場合の区の体制については、次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="526 1114 1393 1409"> <thead> <tr> <th>ケース</th> <th>発生した事象</th> <th>区の体制</th> <th>警戒期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</td> <td>プレート境界のマグニチュード8以上の地震が発生した場合</td> <td>区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。<br/>区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立</td> <td>現象発生から1週間</td> </tr> </tbody> </table> |  | ケース  | 発生した事象 | 区の体制 | 警戒期間 | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 | プレート境界のマグニチュード8以上の地震が発生した場合 | 区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。<br>区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立 | 現象発生から1週間 |  |
| ケース                         | 発生した事象                      | 区の体制  | 警戒期間   |  |        |      |      |                             |                             |   |           |  |
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 | プレート境界のマグニチュード8以上の地震が発生した場合 | 区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。<br>区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立   | 現象発生から1週間  |  |        |      |      |                             |                             |   |           |  |

| 実施する対策<br>(小分類)             | 対応箇所  | 新記載内容   |  |     | 旧記載内容   |    |    |     |   |     |   |
|-----------------------------|---|---|--|-----|---|----|----|-----|---|-----|---|
|                             |   |   |  | する。 | <p>なお、気象庁が注意情報の解除を発表し、これを受けて政府等が準備体制を解除した場合は、区においても迅速に同様の発表を行う</p> <p><b>6-2 放送機関が行う主な放送内容</b></p> <p>(1) 注意情報の報道</p> <p>(2) 観測データの解説</p> <p>(3) 注意情報に至った経過と今後の段取り</p> <p>(4) 混乱防止の呼びかけ</p> <p>(5) 家庭や職場等での心得</p> <p>7 注意情報時の混乱防止措置</p> <p>注意情報の発表等による混乱を防止するために行われる、各防災関係機関の対応は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1464 646 2130 1399"> <thead> <tr> <th data-bbox="1464 646 1621 694">機関</th> <th data-bbox="1621 646 2130 694">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1464 694 1621 1066">杉並区</td> <td data-bbox="1621 694 2130 1066"> <p>1 対応措置の内容</p> <p>(1) 混乱防止に必要な情報の収集伝達</p> <p>(2) 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡及び実施の協力</p> <p>(3) 区集会施設等の利用者に対しては、その旨を正確に周知するとともに、冷静な行動を要請する。</p> <p>2 対応機関</p> <p>危機管理室が関係部、各防災関係機関の協力を得て対処する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1464 1066 1621 1399">警視庁</td> <td data-bbox="1621 1066 2130 1399"> <p>注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて、正確な情報の収集に努めるとともに、住民、運転者等に対して冷静な対応を呼びかける。</p> <p>駅、主要交差点、混乱が発生する恐れがある場所に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導等を行う。</p> </td> </tr> </tbody> </table> | 機関 | 内容 | 杉並区 | <p>1 対応措置の内容</p> <p>(1) 混乱防止に必要な情報の収集伝達</p> <p>(2) 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡及び実施の協力</p> <p>(3) 区集会施設等の利用者に対しては、その旨を正確に周知するとともに、冷静な行動を要請する。</p> <p>2 対応機関</p> <p>危機管理室が関係部、各防災関係機関の協力を得て対処する。</p> | 警視庁 | <p>注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて、正確な情報の収集に努めるとともに、住民、運転者等に対して冷静な対応を呼びかける。</p> <p>駅、主要交差点、混乱が発生する恐れがある場所に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導等を行う。</p> |
| 機関                          | 内容  |   |  |     |   |    |    |     |   |     |   |
| 杉並区                         | <p>1 対応措置の内容</p> <p>(1) 混乱防止に必要な情報の収集伝達</p> <p>(2) 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡及び実施の協力</p> <p>(3) 区集会施設等の利用者に対しては、その旨を正確に周知するとともに、冷静な行動を要請する。</p> <p>2 対応機関</p> <p>危機管理室が関係部、各防災関係機関の協力を得て対処する。</p> |   |  |     |   |    |    |     |   |     |   |
| 警視庁                         | <p>注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて、正確な情報の収集に努めるとともに、住民、運転者等に対して冷静な対応を呼びかける。</p> <p>駅、主要交差点、混乱が発生する恐れがある場所に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導等を行う。</p>   |   |  |     |   |    |    |     |   |     |   |
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 | プレート境界のマグニチュード7～8の地震が発生した場合   | <p>区内で発生した震度が5弱の場合、災害即応態勢を確立する。</p> <p>区内で発生した震度が5強以上の場合、非常配備態勢を確立する。</p>   | 現象発生から1週間                                    |     |   |    |    |     |   |     |   |
|                             | 通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合  | <p>区内で震度が5弱以上の揺れが発生していない場合は、引き続き情報監視態勢で情報収集を継続する。</p> <p>なお、休日・夜間等勤務時間外においては、情報監視態勢が確立されるまでの間は、区休日・夜間警戒本部が必要な対応を行う。</p> | ゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間 |     |   |    |    |     |   |     |   |
| 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合   | 上記の条件を満たさない場合   | 区内で震度が5弱以上の揺れが発生していない場合は、情報監視態勢を終了する。   | 二  |     |   |    |    |     |   |     |   |



### 3 南海トラフ地震臨時情報の伝達体制

図表：南海トラフ地震臨時情報の連絡伝達系統図



| 機 関 名 | 内 容  |
|-------|--|
| 杉 並 区 | <p>危機管理室は、都総務局から南海トラフ地震臨時情報を受けた場合、各種無線、有線電話、その他の手段を活用して、直ちに区各部、区出先機関及び施設（教育施設を含む。）に伝達する。</p> <p>また、防災行政無線、災害情報メール、ホームページ、SNS等を活用して、直ちに南海トラフ地震臨時情報を区民に周知する。</p> |

NTT 東日本

区及び関係機関から指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。

- (1) 情報収集と伝達
- (2) 通信の利用制限等の措置
- (3) 災害用伝言ダイヤルの提供準備
- (4) 対策要員の確保及び広域応援
- (5) 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保
- (6) 通信建物、設備等の巡視と点検

東日本旅客鉄道

テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道するほか、次の混乱防止措置を実施する。

- 1 状況に応じて適切な放送を行い、旅客の鎮静化に努める。
- 2 階段規制、改札規制等の入場制限の実施と併せて状況判断を早めに行って、旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。

東京地下鉄

- 1 職員を非常招集するとともに、状況により警察官の応援を要請する。
- 2 旅客の安全を図るため、状況に応じて適切な放送を行い、旅客に協力要請をする。

京王電鉄

- 1 報道機関に対する情報提供を行い、混雑緩和の協力要請を行う。
- 2 旅客に対して放送、掲示等による案内や混雑状況に応じて改札規制等を実施する。

西武鉄道

旅客の混乱防止と円滑な輸送を行うため、状況により、次の措置をとる。

- 1 掲示・放送等を活用し、正確な情報

| 実施する対策<br>(小分類) | 対応箇所 | 新記載内容   | 旧記載内容   |
|-----------------|------|---|---|
|                 |      | <p>総務部及び教育委員会事務局は、直ちに各種学校に対し、南海トラフ地震臨時情報を伝達する。</p> <p>総務部、保健福祉部、子ども家庭部は、直ちに高齢者関連施設、障害者関連施設、私立保育園、幼稚園、無認可保育所等に対し、南海トラフ地震臨時情報を伝達する。</p> <p>総務部、保健福祉部、子ども家庭部、教育委員会事務局は、上記伝達を行うにあたって、あらかじめ連絡網を作成、周知徹底を図らなければならない。</p> <p>勤務時間外における区職員への伝達は、区職員非常呼集要綱に基づき、連絡網により伝達する。</p> <p>危機管理室は、消防署（消防団を含む）と連携して必要な対策を行う。</p> <p><b>警 視 庁</b> 都総務局又は警察庁から通報を受けたときは、直ちに一斉通報により全所属に伝達する。</p> <p><b>東京消防庁</b> 都総務局から通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、庁内各部課、消防方面本部、消防署（分署・出張所）及び消防団に伝達する。</p> <p><b>その他の防災機関</b> 都総務局から通報を受けたときは、直ちに各部課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。</p> <p><b>4 南海トラフ地震臨時情報の広報</b></p> <p>社会的混乱防止のため、区民等に対し、南海トラフ地震臨時情報の内容とその意味についてわかりやすく周知するとともに、特に注意が必要な期間において、適切な対応を呼びかける。</p> <p>具体的には、旅行の自粛、火元の管理や家具の転倒・落下・移動防止ほかの安全対策の実施等である。</p> <p>なお、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査終了）を発表した場合は、区においても迅速に同様の発表を実施する。</p> | <p>提供に努める。</p> <p>2 必要により、警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努める。</p> |

| 実施する対策<br>(小分類) | 対応箇所 | 新記載内容   |                             |  | 旧記載内容 |
|-----------------|------|---|-----------------------------|--|-------|
|                 |      | 種類  | 発生した事象                      | 注意期間（警戒期間）                                   |       |
|                 |      | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合   | プレート境界のマグニチュード8以上の地震が発生した場合 | 現象発生から1週間                                    |       |
|                 |      | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合   | プレート境界のマグニチュード7～8の地震が発生した場合 | 現象発生から1週間                                    |       |
|                 |      |   | 通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合      | ゆっくりすべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間 |       |
|                 |      | <p>5 混乱防止措置</p> <p>南海トラフ地震臨時情報の発表による混乱を防止するために必要に応じて危機管理室が関係部、各防災関係機関の協力を得て対処する。</p> <p>(1) 混乱防止に必要な情報の収集伝達</p> <p>(2) 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡及び実施の協力</p> <p>(3) 区集会施設等の利用者に対しては、その旨を正確に周知するとともに、冷静な行動を要請する。</p> |                             |  |       |

【その他防災体制の充実】

| 実施する対策<br>(小分類)              | 対応箇所  | 新記載内容   | 旧記載内容   |      |   |   |  |     |      |   |   |
|------------------------------|---|---|---|------|---|---|--|-----|------|---|---|
| ・区有施設及び民間施設の一時滞在者受入施設の確保     | 震災・風水害編<br>(第2部 第8章<br>帰宅困難者対策)   | <p><b>3 一時滞在施設の確保</b><br/> <b>(1) 対策内容と役割分担</b><br/>           駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能になるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、このような帰宅困難者を一時的に受入れる施設(一時滞在施設)を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="544 459 1384 730"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 459 698 507">機関名</th> <th data-bbox="698 459 1384 507">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 507 698 730">区</td> <td data-bbox="698 507 1384 730"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する施設や都立・私立高校、民間施設等を一時滞在施設として指定することを検討、指定後は区民・事業者等に周知するとともに、事業者に対して協力を要請。</li> <li>・事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> | 機関名   | 対策内容 | 区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する施設や都立・私立高校、民間施設等を一時滞在施設として指定することを検討、指定後は区民・事業者等に周知するとともに、事業者に対して協力を要請。</li> <li>・事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請。</li> </ul> | <p>3 一時滞在施設の確保<br/>           (1) 対策内容と役割分担<br/>           駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能になるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、このような帰宅困難者を一時的に受入れる施設(一時滞在施設)を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="1458 536 2181 767"> <thead> <tr> <th data-bbox="1458 536 1568 584">機関名</th> <th data-bbox="1568 536 2181 584">対策内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1458 584 1568 767">区</td> <td data-bbox="1568 584 2181 767"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する施設を一時滞在施設として指定することを検討、指定後は区民・事業者等に周知するとともに、事業者に対して協力を要請。</li> <li>・事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> | 機関名 | 対策内容 | 区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する施設を一時滞在施設として指定することを検討、指定後は区民・事業者等に周知するとともに、事業者に対して協力を要請。</li> <li>・事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請。</li> </ul> |
| 機関名                          | 対策内容  |   |   |      |   |   |  |     |      |   |   |
| 区                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する施設や都立・私立高校、民間施設等を一時滞在施設として指定することを検討、指定後は区民・事業者等に周知するとともに、事業者に対して協力を要請。</li> <li>・事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請。</li> </ul> |   |   |      |   |   |  |     |      |   |   |
| 機関名                          | 対策内容  |   |   |      |   |   |  |     |      |   |   |
| 区                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・所管する施設を一時滞在施設として指定することを検討、指定後は区民・事業者等に周知するとともに、事業者に対して協力を要請。</li> <li>・事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請。</li> </ul>               |   |   |      |   |   |  |     |      |   |   |
| ・【仮称】永福三丁目複合施設、座高円寺・杉並公会堂の活用 | 震災・風水害編<br>(第2部 第8章<br>帰宅困難者対策)   | <p><b>6 一時滞在施設の確保</b><br/> <b>【前記略】</b>区が行った指定は、各地域区民センター、杉並芸術会館(座高円寺)、杉並公会堂であり、併せて民間施設の指定を進めてきた。<br/> <b>3 一時滞在施設の確保</b><br/> <b>【前記略】</b>区立施設では、新たに永福三丁目複合施設を追加するとともに、今後、施設規模や立地条件等を踏まえ拡大を図る。併せて民間施設との協議を行い、指定を進める。</p>   | 【新規】  |      |   |   |  |     |      |   |   |
| ・区内宿泊施設との協定締結                | 震災・風水害編<br>(第2部 第9章<br>避難者対策)<br>修正概要㉑  | <p><b>オ 宿泊施設の活用</b>区は、国、都、事業者団体と連携し、災害時要配慮者の避難者対応や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、区内の宿泊施設(ホテル、旅館等)の活用を検討する。</p>   | 【新規】  |      |   |   |  |     |      |   |   |
| ・JR4 駅の滞留者対策の強化、訓練の充実        | 震災・風水害編<br>(第2部 第8章<br>帰宅困難者対策)   | <p>(イ) 駅前滞留者対策連絡会に対する支援<br/>           JR各駅(荻窪駅、西荻窪駅、阿佐ヶ谷駅、高円寺駅)における各駅の駅前滞留者対策への取組支援、訓練を拡充する。</p>   | <p>(イ) 駅前滞留者対策協議会に対する支援<br/>           JR各駅(西荻窪駅、阿佐ヶ谷駅、高円寺駅)における駅前滞留者対策協議会の設置、訓練を拡充する。</p>                            |      |   |   |  |     |      |   |   |
| ・区民、事業者の取組支援・啓発              | 震災・風水害編<br>(第2部 第8章<br>帰宅困難者対策)   | <p><b>ア 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知</b><br/>           区及び都は、区民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例等の内容について、ホームページ、パンフレットの配布等により普及啓発を図る。</p>  | <p>ア 東京都帰宅困難者対策条例の周知<br/>           区及び都は、区民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例等について、ホームページ、パンフレットの配布等によ</p> |      |   |   |  |     |      |   |   |

| 実施する対策<br>(小分類)                 | 対応箇所   | 新記載内容   | 旧記載内容     |         |          |          |           |              |              |               |                |   |          |          |           |          |                               |           |                                |                                 |                                |
|---------------------------------|--|---|-----------|---------|----------|----------|-----------|--------------|--------------|---------------|----------------|---|----------|----------|-----------|----------|-------------------------------|-----------|--------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
|                                 |  | <p><u>帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画の活用や従業員の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定する制度などを通じて、対策に協力する区民・企業等の拡大を図る。</u></p> <p>都市開発の機会を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、従業員用の防災品備蓄倉庫等の整備を促進する。</p>  | り普及啓発を図る。 |         |          |          |           |              |              |               |                |   |          |          |           |          |                               |           |                                |                                 |                                |
| <p>・遺体安置所の再配置<br/>(下高井戸運動場)</p> | <p>震災・風水害編<br/>(第2部 第7章<br/>医療救護・保健等<br/>対策)</p> | <p><b>ア 遺体収容所の指定</b></p> <p>遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内施設</li> <li>・震災救援所や医療救護所等他の用途と競合しない施設</li> <li>・検視・検案スペースの確保可能な一定の広さを有する施設</li> <li>・<u>身元の不明な遺体</u>の一時保存場所として使用可能な施設</li> <li>・搬送車両の駐車スペースを確保できる施設</li> </ul> <table border="1" data-bbox="533 710 1424 826"> <tr> <td>杉並警察署管内</td> <td>荻窪警察署管内</td> <td>高井戸警察署管内</td> </tr> <tr> <td>杉並区荻窪体育館</td> <td>杉並区妙正寺体育館</td> <td>杉並区下高井戸区民集会所</td> </tr> <tr> <td>杉並区荻窪 3-47-2</td> <td>杉並区清水 3-20-12</td> <td>杉並区下高井戸 3-26-1</td> </tr> </table> <p>※ 遺体収容所に適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を実施する。このため被害想定に基づき、現実的な遺体収容先について事前に確保する。</p> | 杉並警察署管内   | 荻窪警察署管内 | 高井戸警察署管内 | 杉並区荻窪体育館 | 杉並区妙正寺体育館 | 杉並区下高井戸区民集会所 | 杉並区荻窪 3-47-2 | 杉並区清水 3-20-12 | 杉並区下高井戸 3-26-1 | <p>ア 遺体収容所の指定</p> <p>遺体収容所は、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内施設</li> <li>・震災救援所や医療救護所等他の用途と競合しない施設</li> <li>・検視・検案スペースの確保可能な一定の広さを有する施設</li> <li>・身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設</li> <li>・搬送車両の駐車スペースを確保できる施設</li> </ul> <p>なお、指定にあたっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。</p> <p>区は、大規模災害等により多数の死亡者が発生する場合に備え、都及び警察署等と協議し、遺体を迅速に収容する体制を確立するため、遺体収容所の事前指定を行っている。</p> <table border="1" data-bbox="1451 930 2190 1102"> <tr> <td>杉並警察署管内。</td> <td>荻窪警察署管内。</td> <td>高井戸警察署管内。</td> </tr> <tr> <td>区立荻窪体育館。</td> <td>区立妙正寺体育館<br/>※(平成28年4月まで休館予定)。</td> <td>区立大宮前体育館。</td> </tr> <tr> <td>杉並区荻窪 3-47-2。<br/>電話：3220-3381。</td> <td>杉並区清水 3-20-12。<br/>電話：3399-4224。</td> <td>杉並区南荻窪 2-1-1。<br/>電話：3334-4618。</td> </tr> </table> <p>※建て替え等による休館中のため使用できない施設があった場合は、災害時の区内施設の状況を鑑み、代替の遺体収容所となる施設を使用する。</p> <p>※遺体収容所に適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を実施する。このため被害想定に基づき、現実的な遺体収容先について事前に確保する。</p> | 杉並警察署管内。 | 荻窪警察署管内。 | 高井戸警察署管内。 | 区立荻窪体育館。 | 区立妙正寺体育館<br>※(平成28年4月まで休館予定)。 | 区立大宮前体育館。 | 杉並区荻窪 3-47-2。<br>電話：3220-3381。 | 杉並区清水 3-20-12。<br>電話：3399-4224。 | 杉並区南荻窪 2-1-1。<br>電話：3334-4618。 |
| 杉並警察署管内                         | 荻窪警察署管内  | 高井戸警察署管内  |           |         |          |          |           |              |              |               |                |   |          |          |           |          |                               |           |                                |                                 |                                |
| 杉並区荻窪体育館                        | 杉並区妙正寺体育館  | 杉並区下高井戸区民集会所  |           |         |          |          |           |              |              |               |                |   |          |          |           |          |                               |           |                                |                                 |                                |
| 杉並区荻窪 3-47-2                    | 杉並区清水 3-20-12                                    | 杉並区下高井戸 3-26-1  |           |         |          |          |           |              |              |               |                |   |          |          |           |          |                               |           |                                |                                 |                                |
| 杉並警察署管内。                        | 荻窪警察署管内。   | 高井戸警察署管内。   |           |         |          |          |           |              |              |               |                |   |          |          |           |          |                               |           |                                |                                 |                                |
| 区立荻窪体育館。                        | 区立妙正寺体育館<br>※(平成28年4月まで休館予定)。                    | 区立大宮前体育館。   |           |         |          |          |           |              |              |               |                |   |          |          |           |          |                               |           |                                |                                 |                                |
| 杉並区荻窪 3-47-2。<br>電話：3220-3381。  | 杉並区清水 3-20-12。<br>電話：3399-4224。                  | 杉並区南荻窪 2-1-1。<br>電話：3334-4618。  |           |         |          |          |           |              |              |               |                |   |          |          |           |          |                               |           |                                |                                 |                                |



| 実施する対策<br>(小分類)          | 対応箇所                         | 新記載内容  | 旧記載内容  |
|--------------------------|------------------------------|--|--|
| ・ヤフー防災情報アプリ通知発信          | 震災・風水害編<br>(第2部 第6章 情報通信の確保) | 2 住民等への情報提供<br>【前記略】また、「ヤフー防災情報アプリ」を活用して、区の避難所開設情報や避難勧告等の防災に関する情報を発信し、 <u>区民等への情報提供体制を整備している。</u>  | 【新規】   |
| ・デジタルサイネージ<br>(電光掲示板)の設置 | 震災・風水害編<br>(第2部 第6章 情報通信の確保) | 6 <u>デジタルサイネージの活用</u><br>区は、区役所本庁舎内の広告付きデジタルサイネージを活用し、区民への多様な情報提供内容を検討する。  | 【新規】   |
| ・個別受信機・IP無線機の配備          | 震災・風水害編<br>(第2部 第6章 情報通信の確保) | 1 <u>行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡</u><br>現在使用している地域防災無線設備は、無線設備規則の改正により令和4年12月1日以降使用できない設備(スプリアス規格)のため、IP無線機に入れ替えるとともに、情報連携のため新たに指定した一時滞在施設や民間福祉救援所に配置する。また、それらの機器の使用方法を訓練等により習熟させ、 <u>強固な連絡体制を構築するとともに、それらを補完する多様な通信手段を配備するなど、行政機関内の情報連絡体制を確保する。</u>   | 1 <u>行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡</u><br>防災行政無線の機能拡充に加え、それを補完する多様な通信手段を配備するなど、行政機関内の情報連絡体制を確保する。また、それらの機器の使用方法を訓練等により習熟させ、 <u>強固な連絡体制を構築する。</u> |
| ・富士山噴火から生じる降灰に対する予防対策の整備 | 震災編<br>(第4部第2章 具体的な取組【予防対策】) | <u>第1節 防災知識の普及啓発等</u><br><u>降灰が発生した場合、大きな混乱が予想されるため、対応できるように防災知識の周知徹底等を図る</u><br>1 <u>区民、事業者等への普及啓発</u><br>区は、区民、事業者等に対して次の内容を降灰対策の防災知識として啓発する。<br>(1) 気象庁が発表する火山の噴火 警報、噴火予報、降灰予報等の促進<br>(2) マスク、目を守るゴーグル、水、食糧、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品の準備<br>(3) 降灰を屋内に浸入させないための対策及び家族の役割分担の決定<br>(4) インターネット、携帯電話等で配信する降灰注意報等の情報確認<br>(5) 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、側溝の詰まり等を取り除く等の対策<br>2 <u>防災市民組織への普及啓発</u><br>区は、防災市民組織に対して、降灰被害に関する知識の普及、避難時の注意事項及び降灰被害発生時の支援体制の整備を降灰対策として啓発する。<br>3 <u>事業所への普及啓発</u><br>区は、事業者に対して、降灰被害を想定した自衛消防隊の活動能力の充実及び強化を降灰対策として啓発する。 | 【新規】   |
| ・降灰除去や収集・処分等の災害対策の検討     | 震災編<br>(第4部第3章 具体的な取組【応急対策】) | <u>第9節 宅地等の降灰対策</u><br>宅地等に降った降灰は、所有者又は管理者が対応することが原則であるが、降灰が長期間続いた場合は、宅地、公園等に大きな被害を与えるため、区は、区民では降灰の処理が困難な対策を実施する。<br>1 <u>一時的な集積場所の確保</u><br>区は、がれき仮置場等の活用を検討し、降灰の一時的な集積場所を確保する。   | 【新規】   |

| 実施する対策<br>(小分類) | 対応箇所                                | 新記載内容  | 旧記載内容 |
|-----------------|-------------------------------------|--|-------|
|                 | 修正概要㉔                               | <p>降灰の一時的な集積の際には、降灰をシート等で覆うことで、風による飛散防止を実施する。<br/> <u>なお、降灰盛土の崩壊防止のために盛土高5m以下を目安とする。</u></p> <p><b>2 宅地等の降灰の収集方法等の周知</b><br/> <u>区は、宅地等に降った降灰について、区民による降灰の収集方法や運搬の方法を決定し、周知する。</u><br/> <u>なお、上記の周知事項については、区内の降灰を踏まえて次の内容を含めるものとする。</u><br/> <u>(1) ごみ袋を使用した降灰の収集方法（ごみ袋を二重にする、降灰を入れたらごみ袋の口を閉じるなど）</u><br/> <u>(2) 降灰を収集したごみ袋の置き場</u><br/> <u>(3) 区による降灰の回収方法</u></p> <p><b>3 降灰袋の配布検討</b><br/> <u>区内への降灰状況や区民によって収集された降灰の収集場所や収集対応の状況を踏まえて、区民に対して降灰袋の配布を検討する。</u></p>  |       |
|                 | 震災編<br>(第4部第3章<br>具体的な取組【応<br>急対策】) | <p><b>第10節 降灰の収集及び処分</b></p> <p><b>1 宅地等以外の降灰の収集</b><br/> <u>区は、区施設に降った降灰を収集し、一時的な集積場所に運搬する。</u><br/> <u>なお、宅地以外に降った火山灰の収集及び運搬については、各施設管理者が行うものとする。</u></p> <p><b>2 降灰の回収・運搬の実施</b><br/> <u>区は、一般廃棄物とは別に運搬を実施するため、民間事業者等に対して宅地等で置き場を巡回し、出されている降灰のごみ袋を回収及び運搬する対応を要請する。</u><br/> <u>降灰が続いたり、多量の降灰が発生したりしている場合は、民間事業者等による収集及び運搬の実施頻度を増加させるなどの対策を行う。</u></p> <p><b>3 収集した降灰の処分に係る調整</b><br/> <u>区は、一時的な集積場所に集めた降灰の処分方法を都及び関係機関と検討し、決定した内容に基づいて降灰を処分する。</u></p> <p><b>4 降灰量等測定の実施</b><br/> <u>都都市整備局から降灰量等の測定方法の指導を受け、区内の降灰の測定を実施する。</u></p> <p><b>5 被害額の算定及び報告</b><br/> <u>区は、降灰から生じる区内の被害額を算定し、都都市整備局に報告する。</u></p> | 【新規】  |

杉並区地域防災計画（令和3年修正）【風水害編】 主要修正項目及び具体的な記載（新旧）

【平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風等の対応と経験を具体化】

| 実施する対策<br>(小分類)              | 対応箇所  | 新記載内容  | 旧記載内容   |                       |                           |      |    |    |       |         |     |      |                                      |                       |                      |       |     |      |                                       |       |                           |       |     |      |  |       |          |
|------------------------------|---|--|---|-----------------------|---------------------------|------|----|----|-------|---------|-----|------|--------------------------------------|-----------------------|----------------------|-------|-----|------|---------------------------------------|-------|---------------------------|-------|-----|------|--|-------|----------|
| <p>・水害対応時において実施する通常業務の検討</p> | <p>震災・風水害編<br/>(第3部 第6章<br/>応急対応力、広域<br/>連携体制の強化)</p> | <p><b>1 業務継続計画の策定</b><br/>区では、震災時用に業務継続計画（震災編）を策定しているが、風水害においても非常時優先業務（通常業務）を絞り込むことで、区の機能継続を図る。</p>  | <p>【新規】</p>   |                       |                           |      |    |    |       |         |     |      |                                      |                       |                      |       |     |      |                                       |       |                           |       |     |      |  |       |          |
| <p>・災害廃棄物処理の搬入場所、処理方法等</p>   | <p>風水害編<br/>(第1部 第9章<br/>住民の生活の早期<br/>再建)</p>         | <p><b>(2) 災害廃棄物処理基本方針及び災害廃棄物処理実行計画の策定</b><br/>国の指針に基づき、区内の被害状況及び災害廃棄物発生状況等を踏まえ、災害廃棄物処理基本方針及び災害廃棄物処理実行計画を速やかに策定する。</p> <p><b>(3) 応急集積場所、一次仮置場の設置</b><br/>区内の被害棟数に基づいて、がれきの発生量を推計し、関係課と調整のうえ、あらかじめ選定した候補地から決定し、応急集積場所、一次仮置場を設置する。<br/>応急集積場所を設置した場合、警察、消防、自衛隊の救助活動機関へ設置場所を報告する。<br/>必要面積が不足する場合は、国、都等の用地活用について各管理者と協議するとともに、私有地の借用を検討する。</p> <p><b>(4) 仮置場等の管理運営</b><br/>仮置場等の管理運営を円滑に行うためには、多くの作業員と重機等の資機材が必要となるため、仮置場等の管理運営は、委託契約を締結し委託事業者が実施する。</p> <p><b>(5) 環境対策、モニタリング</b><br/>災害廃棄物処理においては、収集運搬、仮置き、分別等の各段階において、環境への影響を最小とし、公衆衛生の確保に努める。</p> <p><b>(6) 区民への広報</b><br/>迅速かつ適正に災害廃棄物の処理を行うためには、区の対応だけでなく、区民や事業者の協力が不可欠であるため、あらゆる媒体を通じて、周知を行う。<br/>また、災害廃棄物に関する情報、D.Waste-Net や地域ブロック協議会の取組等の周知に努める。</p> | <p>(2) 緊急道路障害物除去作業に伴う「がれき」の搬入<br/>発災直後、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路障害物除去作業により収集した「がれき」を下記の一時的置き場に搬入し、分別処理場にて廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分類する。</p> <table border="1" data-bbox="1532 762 2181 1026"> <thead> <tr> <th>仮置場</th> <th>設置者</th> <th>設置時期</th> <th>目的</th> <th>面積</th> <th>搬入対象物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時積み置き場</td> <td>杉並区</td> <td>第1段階</td> <td>・輸送効率を高めるための積替基地<br/>・緊急道路のがれきの一時的置き場</td> <td>約300m<sup>2</sup>以上</td> <td>緊急道路のがれき、人命救助のためのがれき</td> </tr> <tr> <td>分別処理場</td> <td>杉並区</td> <td>第2段階</td> <td>・輸送効率を高めるための積替基地<br/>・破碎・分別処理プラントの設置場所</td> <td>最低1ha</td> <td>一時積み置き場のがれき、倒壊建物の解体・撤去がれき</td> </tr> <tr> <td>臨時集積場</td> <td>杉並区</td> <td>第3段階</td> <td>・輸送効率を高めるための積替基地<br/>・23区分別集積場が円滑に機能するまでの暫定的な貯留施設</td> <td>最低1ha</td> <td>分別済みのがれき</td> </tr> </tbody> </table> <p>分別処理場及び臨時集積所から分別して搬出された「がれき」は、破碎処理等の中間処理を行った後、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等関係法令に基づいて、最大限、再利用及び再資源化を図る。</p> <p>(4) 処理に必要な協力体制の整備<br/>「がれき」の処理にあたっては、次の業務について資機材の提供を含め、平常時に民間業者との協力体制を構築し、効率的に実施する。【別冊・資料 67、68】</p> | 仮置場                   | 設置者                       | 設置時期 | 目的 | 面積 | 搬入対象物 | 一時積み置き場 | 杉並区 | 第1段階 | ・輸送効率を高めるための積替基地<br>・緊急道路のがれきの一時的置き場 | 約300m <sup>2</sup> 以上 | 緊急道路のがれき、人命救助のためのがれき | 分別処理場 | 杉並区 | 第2段階 | ・輸送効率を高めるための積替基地<br>・破碎・分別処理プラントの設置場所 | 最低1ha | 一時積み置き場のがれき、倒壊建物の解体・撤去がれき | 臨時集積場 | 杉並区 | 第3段階 | ・輸送効率を高めるための積替基地<br>・23区分別集積場が円滑に機能するまでの暫定的な貯留施設 | 最低1ha | 分別済みのがれき |
| 仮置場                          | 設置者   | 設置時期   | 目的  | 面積                    | 搬入対象物                     |      |    |    |       |         |     |      |                                      |                       |                      |       |     |      |                                       |       |                           |       |     |      |  |       |          |
| 一時積み置き場                      | 杉並区   | 第1段階   | ・輸送効率を高めるための積替基地<br>・緊急道路のがれきの一時的置き場  | 約300m <sup>2</sup> 以上 | 緊急道路のがれき、人命救助のためのがれき      |      |    |    |       |         |     |      |                                      |                       |                      |       |     |      |                                       |       |                           |       |     |      |  |       |          |
| 分別処理場                        | 杉並区   | 第2段階   | ・輸送効率を高めるための積替基地<br>・破碎・分別処理プラントの設置場所   | 最低1ha                 | 一時積み置き場のがれき、倒壊建物の解体・撤去がれき |      |    |    |       |         |     |      |                                      |                       |                      |       |     |      |                                       |       |                           |       |     |      |  |       |          |
| 臨時集積場                        | 杉並区   | 第3段階   | ・輸送効率を高めるための積替基地<br>・23区分別集積場が円滑に機能するまでの暫定的な貯留施設  | 最低1ha                 | 分別済みのがれき                  |      |    |    |       |         |     |      |                                      |                       |                      |       |     |      |                                       |       |                           |       |     |      |  |       |          |

| 実施する対策<br>(小分類)                    | 対応箇所  | 新記載内容   | 旧記載内容  |        |     |  |    |   |    |  |   |
|------------------------------------|---|---|--|--------|-----|--|----|---|----|--|---|
|                                    |   | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="517 197 658 240">発信内容</td> <td data-bbox="658 197 1491 240">主な周知内容</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 240 658 320">がれき</td> <td data-bbox="658 240 1491 320"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場等の開設場所及び環境保全対策</li> <li>・被災建築物の解体・撤去等に関する手続き</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 320 658 576">ごみ</td> <td data-bbox="658 320 1491 576"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの排出・分別ルール</li> <li>・収集の優先順位</li> <li>※<u>生ごみ等の腐敗性の高いごみを優先的に収集し、不燃ごみや資源等、衛生面に支障のないごみについては、家庭で保管するよう協力を要請</u></li> <li>・家屋の片づけにより発生する廃家電・粗大ごみ等の排出方法</li> <li>※<u>仮置場等の開設場所、不法投棄の禁止</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 576 658 651">し尿</td> <td data-bbox="658 576 1491 651"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯トイレの排出方法</li> <li>※<u>吸水ポリマー等で固形化した状態で、できる限り密閉し排出</u></li> </ul> </td> </tr> </table> | 発信内容   | 主な周知内容 | がれき | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場等の開設場所及び環境保全対策</li> <li>・被災建築物の解体・撤去等に関する手続き</li> </ul> | ごみ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの排出・分別ルール</li> <li>・収集の優先順位</li> <li>※<u>生ごみ等の腐敗性の高いごみを優先的に収集し、不燃ごみや資源等、衛生面に支障のないごみについては、家庭で保管するよう協力を要請</u></li> <li>・家屋の片づけにより発生する廃家電・粗大ごみ等の排出方法</li> <li>※<u>仮置場等の開設場所、不法投棄の禁止</u></li> </ul> | し尿 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯トイレの排出方法</li> <li>※<u>吸水ポリマー等で固形化した状態で、できる限り密閉し排出</u></li> </ul> | <p>ア 倒壊建物の解体・「がれき」の撤去<br/> (ア) 倒壊建物の解体業務<br/> (イ) 発生「がれき」の撤去業務</p> <p>イ 「がれき」仮置き場の設置<br/> (ア) 仮置き場の維持管理業務<br/> (イ) 仮置き場からの「がれき」の搬出</p> <p>ウ 「がれき」の中間処理・再利用・最終処分<br/> (ア) 廃木材・コンクリートがら等破砕処理<br/> (イ) 廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供<br/> (ウ) 再利用施設への搬入<br/> (エ) 再利用施設での優先的な処理<br/> (オ) 最終処分場への「がれき」の搬入</p> |
| 発信内容                               | 主な周知内容  |   |  |        |     |  |    |   |    |  |   |
| がれき                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場等の開設場所及び環境保全対策</li> <li>・被災建築物の解体・撤去等に関する手続き</li> </ul>  |   |  |        |     |  |    |   |    |  |   |
| ごみ                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの排出・分別ルール</li> <li>・収集の優先順位</li> <li>※<u>生ごみ等の腐敗性の高いごみを優先的に収集し、不燃ごみや資源等、衛生面に支障のないごみについては、家庭で保管するよう協力を要請</u></li> <li>・家屋の片づけにより発生する廃家電・粗大ごみ等の排出方法</li> <li>※<u>仮置場等の開設場所、不法投棄の禁止</u></li> </ul> |   |  |        |     |  |    |   |    |  |   |
| し尿                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯トイレの排出方法</li> <li>※<u>吸水ポリマー等で固形化した状態で、できる限り密閉し排出</u></li> </ul>  |   |  |        |     |  |    |   |    |  |   |
| <p>・電話による問合せ増加が見込まれる場合の対応要員の確保</p> | <p>震災・風水害編<br/> (第3部 第7章 情報通信の確保)<br/> 修正概要①</p>  | <p>3 問合せ窓口の整備</p> <p><u>発災後、被害の程度により電話の問合せが急増する。このことにより、円滑な電話対応が困難になることが想定されるため、窓口業務に精通した職員の優先活用や要員増強による窓口体制を強化する。また、AI 技術を活用した自動対話を可能とするチャットボットなどを活用することで問合せ対応の更なる充実を図る。</u></p>   | <p>【新規】</p>  |        |     |  |    |   |    |  |   |
| <p>・水害時の避難所の再配置</p>                | <p>風水害編<br/> (第1部 第7章 避難者対策) など<br/> 修正概要②</p>  | <p>(1) 開設場所</p> <p>避難所には、区立全小・中学校及び区施設等を基本的にあてるが、現在の河川状況、杉並区水害ハザードマップからみて、まず浸水や土砂災害など災害状況に応じて被災地に近い区施設(荻窪地域区民センター、杉並会館、杉並第二小学校、和田小学校、大宮中学校、久我山会館、高井戸東小学校、方南小学校、杉並第一小学校、杉並第三小学校、東田小学校、桃井第三小学校、四宮小学校、荻窪小学校、高井戸小学校、堀之内小学校、永福小学校、阿佐ヶ谷中学校、中瀬中学校、荻窪中学校、松ノ木中学校、泉南中学校、高井戸第三小学校)に開設するものとする。<u>また、杉並会館及び久我山会館への多数の避難者が発生した場合、補助避難所(桃井第一小学校、高井戸第二小学校)を開設する。さらに、地域集会施設等で避難生活を行う場合に備え、管理運営受託業者との契約書・仕様書への必要事項の記載や、協定締結等を進める。</u></p>   | <p>(1) 開設場所</p> <p>避難所には、区立全小・中学校及び区施設等を基本的にあてるが、現在の河川状況、杉並区水害ハザードマップからみて、まず浸水や土砂災害など災害状況に応じて被災地に近い区施設(荻窪地域区民センター、杉並会館、杉並第二小学校、和田小学校、大宮中学校、久我山会館、高井戸東小学校、方南小学校、杉並第一小学校、杉並第三小学校、東田小学校、桃井第三小学校、四宮小学校、荻窪小学校、高井戸小学校、堀之内小学校、永福小学校、阿佐ヶ谷中学校、中瀬中学校、荻窪中学校、松ノ木中学校、泉南中学校)に開設するものとする。また、地域集会施設等で避難生活</p> |        |     |  |    |   |    |  |   |

| 実施する対策<br>(小分類)           | 対応箇所  | 新記載内容   | 旧記載内容   |    |     |   |  |    |    |     |   |
|---------------------------|---|---|---|----|-----|---|--|----|----|-----|---|
|                           |   |   | を行う場合に備え、管理運営受託業者との契約書・仕様書への必要事項の記載や、協定締結等を進める。 |    |     |   |  |    |    |     |   |
| <p>・避難における収容状況の定期的な周知</p> | <p>風水害編<br/>(第1部 第5章<br/>情報通信の確保)</p>   | <p><b>1 広報活動</b></p> <table border="1" data-bbox="510 309 1413 748"> <thead> <tr> <th data-bbox="510 309 611 344">区分</th> <th data-bbox="611 309 1413 344">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 344 611 748">杉並区</td> <td data-bbox="611 344 1413 748"> <p>区は、災害が発生し又は発生する恐れのあるときは、各防災関係機関との密接な連携のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。</p> <p>1 災害発生直後の広報</p> <p>(1) 災害の規模、気象・地象の状況等の災害情報</p> <p>(2) ガス、石油ストーブ等の火災予防の注意</p> <p>(3) <u>開設している避難所及び各避難所の避難者の収容状況(一定時間毎)</u></p> <p>(4) <u>避難の際の注意と避難誘導経路の周知</u></p> <p>(5) <u>災害時要配慮者等への支援の呼びかけ</u></p> <p>(6) <u>デマ情報に対する注意</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> | 区分  | 内容 | 杉並区 | <p>区は、災害が発生し又は発生する恐れのあるときは、各防災関係機関との密接な連携のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。</p> <p>1 災害発生直後の広報</p> <p>(1) 災害の規模、気象・地象の状況等の災害情報</p> <p>(2) ガス、石油ストーブ等の火災予防の注意</p> <p>(3) <u>開設している避難所及び各避難所の避難者の収容状況(一定時間毎)</u></p> <p>(4) <u>避難の際の注意と避難誘導経路の周知</u></p> <p>(5) <u>災害時要配慮者等への支援の呼びかけ</u></p> <p>(6) <u>デマ情報に対する注意</u></p> | <p><b>1 広報活動</b></p> <table border="1" data-bbox="1529 309 2177 893"> <thead> <tr> <th data-bbox="1529 309 1644 344">区分</th> <th data-bbox="1644 309 2177 344">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1529 344 1644 893">杉並区</td> <td data-bbox="1644 344 2177 893"> <p>区は、災害が発生し又は発生する恐れのあるときは、各防災関係機関との密接な連携のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。</p> <p>1 災害発生直後の広報</p> <p>(1) 災害の規模、気象・地象の状況等の災害情報</p> <p>(2) ガス、石油ストーブ等の火災予防の注意</p> <p>(3) 開設している避難所及び各避難所の避難者の収容状況(一定時間毎)</p> <p>(4) 災害時要配慮者等への支援の呼びかけ</p> <p>(5) デマ情報に対する注意</p> <p>&lt;略&gt;</p> </td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 内容 | 杉並区 | <p>区は、災害が発生し又は発生する恐れのあるときは、各防災関係機関との密接な連携のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。</p> <p>1 災害発生直後の広報</p> <p>(1) 災害の規模、気象・地象の状況等の災害情報</p> <p>(2) ガス、石油ストーブ等の火災予防の注意</p> <p>(3) 開設している避難所及び各避難所の避難者の収容状況(一定時間毎)</p> <p>(4) 災害時要配慮者等への支援の呼びかけ</p> <p>(5) デマ情報に対する注意</p> <p>&lt;略&gt;</p> |
| 区分                        | 内容  |   |   |    |     |   |  |    |    |     |   |
| 杉並区                       | <p>区は、災害が発生し又は発生する恐れのあるときは、各防災関係機関との密接な連携のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。</p> <p>1 災害発生直後の広報</p> <p>(1) 災害の規模、気象・地象の状況等の災害情報</p> <p>(2) ガス、石油ストーブ等の火災予防の注意</p> <p>(3) <u>開設している避難所及び各避難所の避難者の収容状況(一定時間毎)</u></p> <p>(4) <u>避難の際の注意と避難誘導経路の周知</u></p> <p>(5) <u>災害時要配慮者等への支援の呼びかけ</u></p> <p>(6) <u>デマ情報に対する注意</u></p> |   |   |    |     |   |  |    |    |     |   |
| 区分                        | 内容  |   |   |    |     |   |  |    |    |     |   |
| 杉並区                       | <p>区は、災害が発生し又は発生する恐れのあるときは、各防災関係機関との密接な連携のもとに、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。</p> <p>1 災害発生直後の広報</p> <p>(1) 災害の規模、気象・地象の状況等の災害情報</p> <p>(2) ガス、石油ストーブ等の火災予防の注意</p> <p>(3) 開設している避難所及び各避難所の避難者の収容状況(一定時間毎)</p> <p>(4) 災害時要配慮者等への支援の呼びかけ</p> <p>(5) デマ情報に対する注意</p> <p>&lt;略&gt;</p>   |   |   |    |     |   |  |    |    |     |   |



| 実施する対策<br>(小分類)                                 | 対応箇所                                     | 新記載内容  | 旧記載内容   |  |  |                       |                                       |                                    |                      |  |       |               |  |       |  |            |  |            |         |   |            |   |                                       |              |                |            |         |  |                      |   |        |              |             |            |         |  |                       |   |                                    |   |              |           |         |  |  |   |                      |           |  |  |  |  |                |   |                 |   |
|---|--|--|---------|--|--|-----------------------|---------------------------------------|------------------------------------|----------------------|--|-------|---------------|--|-------|--|------------|--|------------|---------|---|------------|---|---------------------------------------|--------------|----------------|------------|---------|--|----------------------|---|--------|--------------|-------------|------------|---------|--|-----------------------|---|------------------------------------|---|--------------|-----------|---------|--|--|---|----------------------|-----------|--|--|--|--|----------------|---|-----------------|---|
| ・特別警報時の対応方針の策定                                  | 風水害編<br>(第1部 第4章<br>応急対応力、広域<br>連携体制の強化) | <p>4 気象情報と区の体制等</p> <table border="1" data-bbox="510 236 1906 954"> <thead> <tr> <th colspan="4" data-bbox="510 236 1003 316">気象庁等の情報</th> <th data-bbox="1003 236 1339 316" rowspan="2">区の体制</th> <th data-bbox="1339 236 1563 316" rowspan="2">区の発令<br/>情報</th> <th colspan="2" data-bbox="1563 236 1906 316">区民が<br/>とるべき行動</th> </tr> <tr> <th data-bbox="510 316 656 368">危険度分布</th> <th colspan="2" data-bbox="656 316 1003 368">相当する<br/>警戒レベル</th> <th data-bbox="1563 316 1637 368">警戒レベル</th> <th data-bbox="1637 316 1906 368"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 368 656 467">大雨<br/>特別警報</td> <td data-bbox="656 368 813 467"></td> <td data-bbox="813 368 943 467">氾濫<br/>発生情報</td> <td data-bbox="943 368 1003 467">5<br/>相当</td> <td data-bbox="1003 368 1339 467" rowspan="2"> <b>水防非常配備態勢</b><br/><br/> <b>水防出動<br/>配備態勢</b> </td> <td data-bbox="1339 368 1563 467">災害発生<br/>情報</td> <td data-bbox="1563 368 1637 467">5</td> <td data-bbox="1637 368 1906 467">災害がすでに発生して<br/>おり、命を守るための<br/>最善の行動をとる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 467 656 566">土砂災害<br/>警戒情報</td> <td data-bbox="656 467 813 566">極めて危険<br/>非常に危険</td> <td data-bbox="813 467 943 566">氾濫<br/>危険情報</td> <td data-bbox="943 467 1003 566">4<br/>相当</td> <td data-bbox="1003 467 1339 566" rowspan="3">           (勤務時間外等)<br/> <b>都市型<br/>災害対策<br/>緊急部隊</b> </td> <td data-bbox="1339 467 1563 566">避難指示<br/>(緊急)<br/>避難勧告</td> <td data-bbox="1563 467 1637 566">4</td> <td data-bbox="1637 467 1906 566">速やかに避難</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 566 656 665">大雨警報<br/>洪水警報</td> <td data-bbox="656 566 813 665">警戒<br/>(警報級)</td> <td data-bbox="813 566 943 665">氾濫<br/>警戒情報</td> <td data-bbox="943 566 1003 665">3<br/>相当</td> <td data-bbox="1003 566 1339 665" rowspan="2"> <b>警戒<br/>配備<br/>態勢</b><br/><br/> <b>情報連絡態勢</b> </td> <td data-bbox="1339 566 1563 665">避難準備・<br/>高齢者等<br/>避難開始</td> <td data-bbox="1563 566 1637 665">3</td> <td data-bbox="1637 566 1906 665">避難準備が整い次第、<br/>避難開始／高齢者等は<br/>速やかに避難</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 665 656 869">大雨警報に<br/>切り替える<br/>可能性の<br/>高い注意報<br/>大雨・洪水<br/>注意報</td> <td data-bbox="656 665 813 869">注意<br/>(注意報級)</td> <td data-bbox="813 665 943 869">氾濫<br/>注意報</td> <td data-bbox="943 665 1003 869">2<br/>相当</td> <td data-bbox="1003 665 1339 869"></td> <td data-bbox="1339 665 1563 869"></td> <td data-bbox="1563 665 1637 869">2</td> <td data-bbox="1637 665 1906 869">ハザードマップ等で避<br/>難行動を確認</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 869 656 954">早期<br/>注意報</td> <td data-bbox="656 869 813 954"></td> <td data-bbox="813 869 943 954"></td> <td data-bbox="943 869 1003 954"></td> <td data-bbox="1003 869 1339 954"></td> <td data-bbox="1339 869 1563 954">職員の連絡体制を<br/>確認</td> <td data-bbox="1563 869 1637 954">1</td> <td data-bbox="1637 869 1906 954">災害への心構えを高め<br/>る</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 杉並区に大雨・洪水注意報が発令された場合、情報連絡態勢をとる。(第●部第●章●節参照)<br/>           ただし、台風の接近や雨雲レーダー、雨量推計等から、大雨警報に切り替える可能性の高い注意報であると判断される場合は、警報発令前であっても、必要と判断される場合は、警戒配備態勢、水防出動配備態勢、都市型災害対策緊急部隊のいずれかの態勢をとる。</p> <p>(2) 杉並区に大雨・洪水警報が発令された場合、原則、水防出動配備態勢、または警戒配備態勢とし、勤務時間外の場合は、都市型災害対策緊急部隊で対応する。</p> <p>なお、区民に対し、必要に応じて「避難準備・高齢者等避難開始」の発令を検討する。発令を行う場合は、固定系防災行政無線により周知を図るとともに、広報車、ホームページ、SNS、携帯電話会社の3社(NTTドコモ、au、ソフトバンク)が運用している「緊急速報メール(エリアメール)」、CATV(J:COM)及び紙媒体等を活用する。</p> <p>(3) 交通機関の計画運休情報や台風の接近情報、進路予測、雨量風量情報等を総合的に勘案し、必要と判断される場合は、予め所要の人員の追加招集を行う。</p> <p>(4) 杉並区に土砂災害警戒情報が発令された場合、水防出動配備態勢で対応する。</p> | 気象庁等の情報 |  |  |                       | 区の体制                                  | 区の発令<br>情報                         | 区民が<br>とるべき行動        |  | 危険度分布 | 相当する<br>警戒レベル |  | 警戒レベル |  | 大雨<br>特別警報 |  | 氾濫<br>発生情報 | 5<br>相当 | <b>水防非常配備態勢</b><br><br><b>水防出動<br/>配備態勢</b> | 災害発生<br>情報 | 5 | 災害がすでに発生して<br>おり、命を守るための<br>最善の行動をとる。 | 土砂災害<br>警戒情報 | 極めて危険<br>非常に危険 | 氾濫<br>危険情報 | 4<br>相当 | (勤務時間外等)<br><b>都市型<br/>災害対策<br/>緊急部隊</b> | 避難指示<br>(緊急)<br>避難勧告 | 4 | 速やかに避難 | 大雨警報<br>洪水警報 | 警戒<br>(警報級) | 氾濫<br>警戒情報 | 3<br>相当 | <b>警戒<br/>配備<br/>態勢</b><br><br><b>情報連絡態勢</b> | 避難準備・<br>高齢者等<br>避難開始 | 3 | 避難準備が整い次第、<br>避難開始／高齢者等は<br>速やかに避難 | 大雨警報に<br>切り替える<br>可能性の<br>高い注意報<br>大雨・洪水<br>注意報 | 注意<br>(注意報級) | 氾濫<br>注意報 | 2<br>相当 |  |  | 2 | ハザードマップ等で避<br>難行動を確認 | 早期<br>注意報 |  |  |  |  | 職員の連絡体制を<br>確認 | 1 | 災害への心構えを高め<br>る | <p style="text-align: right;"><b>【新規】</b></p> |
| 気象庁等の情報   |  |  |         | 区の体制   | 区の発令<br>情報                               | 区民が<br>とるべき行動         |                                       |                                    |                      |  |       |               |  |       |  |            |  |            |         |   |            |   |                                       |              |                |            |         |  |                      |   |        |              |             |            |         |  |                       |   |                                    |   |              |           |         |  |  |   |                      |           |  |  |  |  |                |   |                 |   |
| 危険度分布   | 相当する<br>警戒レベル                            |  | 警戒レベル   |  |  |                       |                                       |                                    |                      |  |       |               |  |       |  |            |  |            |         |   |            |   |                                       |              |                |            |         |  |                      |   |        |              |             |            |         |  |                       |   |                                    |   |              |           |         |  |  |   |                      |           |  |  |  |  |                |   |                 |   |
| 大雨<br>特別警報                                      |  | 氾濫<br>発生情報   | 5<br>相当 | <b>水防非常配備態勢</b><br><br><b>水防出動<br/>配備態勢</b>  | 災害発生<br>情報                               | 5                     | 災害がすでに発生して<br>おり、命を守るための<br>最善の行動をとる。 |                                    |                      |  |       |               |  |       |  |            |  |            |         |   |            |   |                                       |              |                |            |         |  |                      |   |        |              |             |            |         |  |                       |   |                                    |   |              |           |         |  |  |   |                      |           |  |  |  |  |                |   |                 |   |
| 土砂災害<br>警戒情報                                    | 極めて危険<br>非常に危険                           | 氾濫<br>危険情報   | 4<br>相当 |  | (勤務時間外等)<br><b>都市型<br/>災害対策<br/>緊急部隊</b> | 避難指示<br>(緊急)<br>避難勧告  | 4                                     | 速やかに避難                             |                      |  |       |               |  |       |  |            |  |            |         |   |            |   |                                       |              |                |            |         |  |                      |   |        |              |             |            |         |  |                       |   |                                    |   |              |           |         |  |  |   |                      |           |  |  |  |  |                |   |                 |   |
| 大雨警報<br>洪水警報                                    | 警戒<br>(警報級)                              | 氾濫<br>警戒情報   | 3<br>相当 | <b>警戒<br/>配備<br/>態勢</b><br><br><b>情報連絡態勢</b> |  | 避難準備・<br>高齢者等<br>避難開始 | 3                                     | 避難準備が整い次第、<br>避難開始／高齢者等は<br>速やかに避難 |                      |  |       |               |  |       |  |            |  |            |         |   |            |   |                                       |              |                |            |         |  |                      |   |        |              |             |            |         |  |                       |   |                                    |   |              |           |         |  |  |   |                      |           |  |  |  |  |                |   |                 |   |
| 大雨警報に<br>切り替える<br>可能性の<br>高い注意報<br>大雨・洪水<br>注意報 | 注意<br>(注意報級)                             | 氾濫<br>注意報  | 2<br>相当 |  |  |                       |                                       | 2                                  | ハザードマップ等で避<br>難行動を確認 |  |       |               |  |       |  |            |  |            |         |   |            |   |                                       |              |                |            |         |  |                      |   |        |              |             |            |         |  |                       |   |                                    |   |              |           |         |  |  |   |                      |           |  |  |  |  |                |   |                 |   |
| 早期<br>注意報                                       |  |  |         |  | 職員の連絡体制を<br>確認                           | 1                     | 災害への心構えを高め<br>る                       |                                    |                      |  |       |               |  |       |  |            |  |            |         |   |            |   |                                       |              |                |            |         |  |                      |   |        |              |             |            |         |  |                       |   |                                    |   |              |           |         |  |  |   |                      |           |  |  |  |  |                |   |                 |   |

| 実施する対策<br>(小分類)         | 対応箇所  | 新記載内容  | 旧記載内容       |  |              |       |            |   |                |   |    |  |             |                        |             |
|-------------------------|---|--|-------------|--|--------------|-------|------------|---|----------------|---|----|--|-------------|------------------------|-------------|
|                         |   | <p>ただし、大雨警報（土砂災害）の危険度分布で、「極めて危険」（濃い紫色）の表記がなされた場合は、土砂災害がすでに発生しているにもかかわらずおかしくない状況であるため、水防非常配備態勢で対応することとし、勤務時間外の場合は、原則、都市型災害対策緊急部隊を招集し対応する。また、必要な場合、態勢を水防非常配備態勢に拡大し、所要の人員を追加招集する。</p> <p>なお、区民に対し、必要に応じて「避難勧告」または、「避難指示(緊急)」の発令を検討する。発令を行う場合は、固定系防災行政無線により周知を図るとともに、広報車、ホームページ、SNS、携帯電話会社の3社（NTTドコモ、au、ソフトバンク）が運用している「緊急速報メール（エリアメール）」、CATV（J:COM）及び紙媒体等を活用する。</p> <p>(5)杉並区に大雨特別警報が発令された場合、水防非常配備態勢で対応する。また、水防出動配備態勢または都市型災害対策緊急部隊により対応を行っていた場合は、所要の人員を追加招集する。</p> <p>なお、水防非常配備態勢では、災害への対応が難しい場合は、人員の追加招集や防災関係機関への協力依頼等を行い、全力をもって避難者対策に取り組むこととする。</p>  |             |  |              |       |            |   |                |   |    |  |             |                        |             |
| <p>・杉並区災害廃棄物処理計画の策定</p> | <p>震災・風水害編<br/>(第3部 第11章 住民の生活の早期再建の推進)</p> | <p><b>2 区災害廃棄物処理計画の作成</b></p> <p>区は、災害廃棄物対策指針や東京都災害廃棄物処理計画等と整合を図り、大規模災害発生時に、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することにより、区民の生活環境の保全と公衆衛生の確保、早期の復旧・復興を実現するため、杉並区災害廃棄物処理計画を策定した。</p> <table border="1" data-bbox="546 780 1910 1265"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="546 780 817 820">廃棄物の種類</th> <th data-bbox="817 780 1910 820">対象とする廃棄物の具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="546 820 607 1190" rowspan="4">一般廃棄物</td> <td data-bbox="607 820 817 967">災害<br/>がれき等</td> <td data-bbox="817 820 1910 967"> <p>損壊家屋の撤去等に伴い排出される廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がれき（コンクリート系混合物（コンクリートがら）、木質系混合物（木くず）、金属系混合物（金属くず）、可燃系混合物、不燃系混合物）</li> <li>・廃家電等、廃自動車・廃タイヤ等、危険物・有害物等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="607 967 817 1118">ごみ（生活ごみ、避難所ごみ）</td> <td data-bbox="817 967 1910 1118"> <p>災害時に排出されるごみ、片づけごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・割れたガラス食器類や破損した家具などの粗大ごみ等</li> <li>震災救護所から排出されるごみ</li> <li>・残飯、汚れた紙類等の可燃ごみやプラスチック製容器包装、段ボール等の資源等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="607 1118 817 1190">し尿</td> <td data-bbox="817 1118 1910 1190"> <p>簡易トイレ、ペール缶トイレ、マンホールトイレからのくみ取りし尿や災害に伴って便槽へ流入した汚水</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="607 1190 817 1265">生活ごみ、し尿（通常）</td> <td data-bbox="817 1190 1910 1265"> <p>通常生活で排出されるごみ、し尿</p> </td> </tr> </tbody> </table> | 廃棄物の種類      |  | 対象とする廃棄物の具体例 | 一般廃棄物 | 災害<br>がれき等 | <p>損壊家屋の撤去等に伴い排出される廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がれき（コンクリート系混合物（コンクリートがら）、木質系混合物（木くず）、金属系混合物（金属くず）、可燃系混合物、不燃系混合物）</li> <li>・廃家電等、廃自動車・廃タイヤ等、危険物・有害物等</li> </ul> | ごみ（生活ごみ、避難所ごみ） | <p>災害時に排出されるごみ、片づけごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・割れたガラス食器類や破損した家具などの粗大ごみ等</li> <li>震災救護所から排出されるごみ</li> <li>・残飯、汚れた紙類等の可燃ごみやプラスチック製容器包装、段ボール等の資源等</li> </ul> | し尿 | <p>簡易トイレ、ペール缶トイレ、マンホールトイレからのくみ取りし尿や災害に伴って便槽へ流入した汚水</p> | 生活ごみ、し尿（通常） | <p>通常生活で排出されるごみ、し尿</p> | <p>【新規】</p> |
| 廃棄物の種類                  |   | 対象とする廃棄物の具体例   |             |  |              |       |            |   |                |   |    |  |             |                        |             |
| 一般廃棄物                   | 災害<br>がれき等                                  | <p>損壊家屋の撤去等に伴い排出される廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がれき（コンクリート系混合物（コンクリートがら）、木質系混合物（木くず）、金属系混合物（金属くず）、可燃系混合物、不燃系混合物）</li> <li>・廃家電等、廃自動車・廃タイヤ等、危険物・有害物等</li> </ul>  |             |  |              |       |            |   |                |   |    |  |             |                        |             |
|                         | ごみ（生活ごみ、避難所ごみ）                              | <p>災害時に排出されるごみ、片づけごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・割れたガラス食器類や破損した家具などの粗大ごみ等</li> <li>震災救護所から排出されるごみ</li> <li>・残飯、汚れた紙類等の可燃ごみやプラスチック製容器包装、段ボール等の資源等</li> </ul>  |             |  |              |       |            |   |                |   |    |  |             |                        |             |
|                         | し尿  | <p>簡易トイレ、ペール缶トイレ、マンホールトイレからのくみ取りし尿や災害に伴って便槽へ流入した汚水</p>   |             |  |              |       |            |   |                |   |    |  |             |                        |             |
|                         | 生活ごみ、し尿（通常）                                 | <p>通常生活で排出されるごみ、し尿</p>   |             |  |              |       |            |   |                |   |    |  |             |                        |             |
| <p>・多機関連携型タイムラインの検討</p> | <p>風水害編<br/>(第3部第2章 安全な都市づくりの実現)</p>        | <p>近年は、地球温暖化の長期的な影響等から、豪雨災害が頻発している。台風は強大化の一途を辿っており、「令和元年台風第15号(房総半島台風)」では、電柱の倒壊による停電等、千葉県に大きな被害をもたらした。また、30年に一度の勢力と言われた「令和元年台風第19号(東日本台風)」では、大雨により各地で川の氾濫、浸水被害が発生し、東日本全域に大きな被害を出した。特別区においても、他区で初めて大雨特別警報が発令されたり、交通機関</p>   | <p>【新規】</p> |  |              |       |            |   |                |   |    |  |             |                        |             |

| 実施する対策<br>(小分類)                  | 対応箇所                                     | 新記載内容  | 旧記載内容       |
|----------------------------------|--|--|-------------|
|                                  |  | <p>が計画運休を行ったりするなど大きな影響を及ぼした。</p> <p>また、「平成30年7月豪雨(西日本豪雨)」や「令和2年7月豪雨(九州北部豪雨)」など、線状降水帯による豪雨や、局地的大雨(ゲリラ豪雨)等による急激な河川水位の上昇、土砂災害等の発生が危惧されている。区内でも平成17年9月や平成30年8月に発生した局地的大雨(ゲリラ豪雨)は、大きな被害をもたらした。</p> <p>これらの豪雨災害への対応では、防災関係機関の連携した対応が欠かせない。そのため、水害発生前後に対応方針を定めるのではなく、予め防災関係機関が連携した「多機関連携型水害対応タイムライン(防災行動計画)」の策定について、検討を進めていく。</p> <p>なお、併せて「多機関連携型水害対応タイムライン(防災行動計画)」の策定と連動し、道路閉塞や道路冠水、停電といった情報を防災関係機関で共有し、区民向けに発信を行う体制の構築に向けた検討を行う。</p>  |             |
| <p>・停電情報の共有方法の検討</p>             | <p>風水害編<br/>(第3部第2章<br/>安全な都市づくりの実現)</p> | <p>近年は、地球温暖化の長期的な影響等から、豪雨災害が頻発している。台風は強大化の一途を辿っており、「令和元年台風第15号(房総半島台風)」では、電柱の倒壊による停電等、千葉県に大きな被害をもたらした。また、30年に一度の勢力と言われた「令和元年台風第19号(東日本台風)」では、大雨により各地で川の氾濫、浸水被害が発生し、東日本全域に大きな被害を出した。特別区においても、他区で初めて大雨特別警報が発令されたり、交通機関が計画運休を行ったりするなど大きな影響を及ぼした。</p> <p>また、「平成30年7月豪雨(西日本豪雨)」や「令和2年7月豪雨(九州北部豪雨)」など、線状降水帯による豪雨や、局地的大雨(ゲリラ豪雨)等による急激な河川水位の上昇、土砂災害等の発生が危惧されている。区内でも平成17年9月や平成30年8月に発生した局地的大雨(ゲリラ豪雨)は、大きな被害をもたらした。</p> <p>これらの豪雨災害への対応では、防災関係機関の連携した対応が欠かせない。そのため、水害発生前後に対応方針を定めるのではなく、予め防災関係機関が連携した「多機関連携型水害対応タイムライン(防災行動計画)」の策定について、検討を進めていく。</p> <p>なお、併せて「多機関連携型水害対応タイムライン(防災行動計画)」の策定と連動し、道路閉塞や道路冠水、停電といった情報を防災関係機関で共有し、区民向けに発信を行う体制の構築に向けた検討を行う。(再掲)</p> | <p>【新規】</p> |
| <p>・公共交通機関と連携した計画運休時の対応方針の整備</p> | <p>風水害編<br/>(第1部第4章<br/>水防機関の活動)</p>     | <p><b>4 台風の影響が大きいと見込まれる場合の区の対応</b></p> <p><b>(1) 防災対策推進会議の開催</b></p> <p>区は、気象庁及び都から発生した台風に関する台風情報、進路予測、気象警報等を確認し、次の条件に該当する場合、防災対策推進会議を開催する。</p> <p>ア 区内における台風の影響が大きいと見込まれる場合</p> <p>イ 交通機関から計画運休の情報を受けた場合</p> <p><b>(2) 区内での情報共有及び区立施設の対応に関する調整</b></p> <p>防災対策推進会議では、区各部と台風や交通機関の計画運休に関する情報共有を行い、学校、保育園、地域区民センター等の区立施設の休館・閉鎖等の判断を各部に依頼することで、区立施設の対応について調整する。</p> <p>また、併せて水防態勢の決定等を行い、各部に通知する。</p>  | <p>【新規】</p> |

| 実施する対策<br>(小分類)                   | 対応箇所  | 新記載内容   | 旧記載内容       |
|-----------------------------------|---|---|-------------|
|                                   |   | <p>(3) 対応の流れ</p> <pre> graph TD     A["気象庁・都<br/>台風の接近情報、<br/>進路予測、雨量風量情<br/>報"] --&gt; B["防災対策推進会議<br/>の開催"]     C["各交通機関<br/>計画運休の実施連絡"] --&gt; B     D["※"] --&gt; B     B --&gt; E["水防態勢の決定<br/>避難所の開設規模<br/>参集時間"]     E --&gt; F["区各部との<br/>情報共有"]     F --&gt; G["所管する区立<br/>施設の対応の<br/>決定"]   </pre> <p>※区内への影響が小さいと見込まれる場合等もしくは、防災対策推進会議を開催する暇がない場合は、関係部課長の協議により、副区長が決定する。</p> |             |
| <p>・災害時要配慮者利用施設等への避難確保計画作成の推進</p> | <p>震災・風水害編<br/>(第3部 第2章<br/>風水害対策における到達状況、課題、対策の方向性等)</p> | <p><u>2 地域による共助の推進(災害リスクを有する事業所による取組)</u><br/>要配慮者等への支援の具体化を図る。また、洪水浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に立地する災害時要配慮者利用施設及び地下街等の管理者等が、避難確保計画の作成等を着実に推進することで、該当事業所における防災体制を強化し、災害時要配慮者等の人的被害の発生を防ぐための共助の仕組みを構築する。</p>   | <p>【新規】</p> |
| <p>・自主避難所の指定</p>                  | <p>震災・風水害編<br/>(第3部 第9章<br/>避難者対策)<br/>修正概要③</p>          | <p><u>(2) 自主避難所の指定</u><br/>自主避難所は、台風の接近に伴う警戒や、小規模水害の発生への恐れなどがある場合に、区民が自主的に避難する避難所である。<br/>指定避難所は、区が避難準備・高齢者等避難開始等の避難に関する情報を発令した場合に開設する避難所(水害・土砂災害時)である。<br/>区では、指定避難所(水害・土砂災害時)に指定している施設を自主避難所としても指定することで、避難準備・高齢者等避難開始等の避難に関する情報の発令前の段階から避難可能な体制とする。</p>   | <p>【新規】</p> |

| 実施する対策<br>(小分類)                       | 対応箇所   | 新記載内容  | 旧記載内容  |       |                    |  |                 |  |              |  |                    |
|---------------------------------------|--|--|--|-------|--------------------|--|-----------------|--|--------------|--|--------------------|
| <p>・自己判定方式でのり災証明書の申請受付</p>            | <p>風水害編<br/>(第1部 第9章<br/>住民の生活の早期<br/>再建)<br/>修正概要④</p>  | <p><b>(2) 自己判定方式の採用検討</b><br/> <u>区内の被害概況から明らかに準半壊に至らない程度の被害に該当する家屋について、現地による調査を実施せずに、被災者が撮影した写真から、り災証明書を迅速に交付する「自己判定方式」の採用に向け検討を進める。</u><br/> <u>なお、自己判定方式で提出された資料等で、準半壊以上となる可能性がある場合は、従来通り現地調査により判定する必要がある。</u><br/> <u>自己判定方式の手順(例)は、次のとおり。</u></p> <table border="1" data-bbox="524 416 1890 1007"> <thead> <tr> <th data-bbox="524 416 801 456">内容</th> <th data-bbox="801 416 1890 456">手順(例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="524 456 801 746"> <u>自己判定方式実施の広報</u> </td> <td data-bbox="801 456 1890 746"> <u>自己判定方式を実施する場合、被災者に対して自己判定方式を実施する旨を広報する。</u><br/> <b>【広報内容】</b><br/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己判定方式が実施できる条件(準半壊に至らない程度の被害で自ら結果に合意できるなど)</li> <li>・自己判定方式の申請書類等の受付窓口</li> <li>・自己判定方式による申請受付の開始時期</li> <li>・被災状況の写真撮影等</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="524 746 801 858"> <u>申請書類等の周知</u> </td> <td data-bbox="801 746 1890 858"> <u>自己判定方式を実施する被災者に対して、申請書類を周知する。</u><br/>           ー申請に必要な書類等について説明した書類<br/>           ー申請書類の記載方法や写真の撮影方法等が分かる書類等         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="524 858 801 1007"> <u>申請の受付</u> </td> <td data-bbox="801 858 1890 1007"> <u>り災証明書に係る窓口等で、自己判定方式の申請を受け付ける。</u><br/> <u>受付後、申請書類の内容を確認し、明らかに「準半壊に至らない(一部損壊)」程度の被害であることが確認でき、本人の同意が得られれば被害の程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」のり災証明書を交付する。</u> </td> </tr> </tbody> </table> | 内容   | 手順(例) | <u>自己判定方式実施の広報</u> | <u>自己判定方式を実施する場合、被災者に対して自己判定方式を実施する旨を広報する。</u><br><b>【広報内容】</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>・自己判定方式が実施できる条件(準半壊に至らない程度の被害で自ら結果に合意できるなど)</li> <li>・自己判定方式の申請書類等の受付窓口</li> <li>・自己判定方式による申請受付の開始時期</li> <li>・被災状況の写真撮影等</li> </ul> | <u>申請書類等の周知</u> | <u>自己判定方式を実施する被災者に対して、申請書類を周知する。</u><br>ー申請に必要な書類等について説明した書類<br>ー申請書類の記載方法や写真の撮影方法等が分かる書類等 | <u>申請の受付</u> | <u>り災証明書に係る窓口等で、自己判定方式の申請を受け付ける。</u><br><u>受付後、申請書類の内容を確認し、明らかに「準半壊に至らない(一部損壊)」程度の被害であることが確認でき、本人の同意が得られれば被害の程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」のり災証明書を交付する。</u> | <p><b>【新規】</b></p> |
| 内容                                    | 手順(例)  |  |  |       |                    |  |                 |  |              |  |                    |
| <u>自己判定方式実施の広報</u>                    | <u>自己判定方式を実施する場合、被災者に対して自己判定方式を実施する旨を広報する。</u><br><b>【広報内容】</b><br><ul style="list-style-type: none"> <li>・自己判定方式が実施できる条件(準半壊に至らない程度の被害で自ら結果に合意できるなど)</li> <li>・自己判定方式の申請書類等の受付窓口</li> <li>・自己判定方式による申請受付の開始時期</li> <li>・被災状況の写真撮影等</li> </ul> |  |  |       |                    |  |                 |  |              |  |                    |
| <u>申請書類等の周知</u>                       | <u>自己判定方式を実施する被災者に対して、申請書類を周知する。</u><br>ー申請に必要な書類等について説明した書類<br>ー申請書類の記載方法や写真の撮影方法等が分かる書類等   |  |  |       |                    |  |                 |  |              |  |                    |
| <u>申請の受付</u>                          | <u>り災証明書に係る窓口等で、自己判定方式の申請を受け付ける。</u><br><u>受付後、申請書類の内容を確認し、明らかに「準半壊に至らない(一部損壊)」程度の被害であることが確認でき、本人の同意が得られれば被害の程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」のり災証明書を交付する。</u>   |  |  |       |                    |  |                 |  |              |  |                    |
| <p>・ハザードマップ、東京マイ・タイムラインを活用した講座の実施</p> | <p>震災・風水害編<br/>(第3部 第1章<br/>区民と地域の防災力<br/>向上)</p>  | <p><b>(2) 防災教育の充実</b><br/> <b>ア 区</b><br/> <u>防災セミナーや各種講演会、水害出前講座等を開催し、区民の防災知識の向上を図る。また、小・中学校等の避難訓練や防災教育の年間計画を把握して普及活動との連携を進めるとともに、避難確保計画が、全校で策定されるよう取組を推進する。</u><br/> <b>イ 消防署</b><br/> <u>消防署は、全国で発生した水害の課題や経験、過去の消防活動の経験等を踏まえ、次の対策を推進する。</u></p>  | <p>2 防災教育の充実<br/>         消防署は、次の対策を推進する。<br/> <b>ア</b> 児童生徒を対象とした「はたらく消防の写生会」の開催や防火ポスターの募集を行うとともに、総合防災教育の推進と普及を図り、防災知識の向上を図っていく。<br/> <b>イ</b> 地域住民に対しては、講演会等を開催し、防災意識の啓発を図っていく。<br/> <b>ウ</b> 教育機関等と連携し、児童生徒に対し発達段階に応じた総合防災教育を実施し、防災意識の向</p> |       |                    |  |                 |  |              |  |                    |



| 実施する対策<br>(小分類)    | 対応箇所   | 新記載内容   | 旧記載内容  |
|--------------------|--|---|--|
|                    |  | <p><u>(ア) 区と連携して水害ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等の地域の防災対策に関する情報の提供を通じて、風水害に備えることの重要性等を普及啓発する。</u></p> <p><u>(イ) 都と連携して「東京マイ・タイムライン」の普及啓発等を実施する。</u></p> <p><u>(ウ) 家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。</u></p> <p><u>(エ) 都民防災教育センターにおいて防災知識の普及啓発を図るとともに、風水害コーナーで災害疑似体験訓練を実施する。</u></p> <p><u>(オ) 児童生徒に対し、発達段階に応じた防災教育を実施し、災害から、自らと家族を守る防災意識の向上を図る。</u></p> <p><u>(カ) 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成指導を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。</u></p> | <p>上と、災害に対し自らと家族や地域を守る力の向上を図る。</p> <p>エ 防災市民組織、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成を図り、それぞれの対象にあわせた防災教育を推進し、防災意識と防災行動力の向上を図る。</p> <p>オ 都民防災教育センター等を拠点とし、地域の防災教育を推進する。</p> <p>カ 事業所における風水害の軽減を図るには、管理権原者、防火管理者等に対し、その重要性を認識させる必要があることから、防火管理者講習、消防計画作成時等をとらえ、防災意識の高揚を図る。</p> <p>キ 区民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。</p> <p>ク 区と連携を図り、区民の防災教育を推進する。<br/> (ア) 災害履歴、地形図、浸水予想区域図、水害ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等を活用して、地域の防災対策に関する情報を提供する。<br/> (イ) 家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。</p> |
| <p>・土嚢ストッカーの整備</p> | <p>震災・風水害編<br/>(第2部 第4章<br/>安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保)</p> | <p><u>土のうストッカーは、平成27年度から、区民が自由に土のうを持ち出すことができるように設置しており、過去に浸水被害が多発した地域の対策として、阿佐ヶ谷駅、久我山駅周辺など、現在区内16箇所に設置している。今後も、新たな浸水被害の発生等、区内の状況を踏まえながら増設に取り組んでいく。</u></p>  | <p>【新規】</p>  |

| 実施する対策<br>(小分類)                | 対応箇所                                     | 新記載内容  | 旧記載内容   |
|--------------------------------|--|--|---|
| ・避難所における収容状況の定期的な周知            | 風水害編<br>(第1部 第7章<br>避難者対策)               | 【前記略】一定時間毎に避難者収容人数を水害応急対策室救援本部又は災害対策本部救援部に報告する。  | 【新規】  |
| ・緊急時のアクセス増によるサーバーダウン対策         | 震災・風水害編<br>(第3部 第7章<br>情報通信の確保)<br>修正概要⑤ | 1 ホームページのアクセス集中対策<br>台風接近等に伴う避難所開設などの特に重要な情報を周知した場合、区ホームページへのアクセス集中により、閲覧に時間がかかる等の問題が生じているため、キャッシュサイトを活用するなどの緊急時のアクセス集中対策を実施する。  | 【新規】  |
| ・Twitter、facebook等のSNSの活用強化    | 震災・風水害編<br>(第3部 第2章<br>安全な都市づくりの実現)      | (7) インターネット等を活用した区民への情報提供<br>区内の雨量情報や河川の水位情報、避難所の開設状況などを、ホームページに掲載するほか、SNS等を活用し、迅速な災害情報の提供を行う。   | 6 インターネット等を活用した区民への情報提供<br>区内の雨量情報や河川の水位情報、避難所の開設状況などを、ホームページに掲載するほか、ツイッター等を活用し、迅速な災害情報の提供を行う |
| ・体育館や各教室へのエアコン設置               | 震災・風水害編<br>(第3部 第9章<br>避難者対策)            | 震災・風水害編第2部第9章 避難者対策 体育館や各教室へのエアコンの設置と同じ。   | 【新規】  |
| ・近隣区(練馬区等)との避難所の共有と避難者受け入れ体制整備 | 風水害編<br>(第1部 第7章 避難者対策)<br>修正概要⑥         | 4 近隣区市への協力要請<br>被害状況に応じて、近隣の区市と連携し、避難者相互の受け入れや避難所として使用可能な施設の提供について、相互に協力する体制整備に向けた検討を進める。  | 【新規】  |
| ・東京都寄託物資の積極的受け入れ               | 風水害編<br>(第1部第8章 物流・備蓄・輸送対策)              | 【前記略】また、想定以上の避難者が避難した場合等必要に応じて、積極的に都の寄託物資等を活用していく。<br>1 避難所における避難者への給与<br>区では、避難所において食糧の給与の必要が生じたとき、個包装であることや調理が不要といった観点に基づき備蓄している、「水害対策備蓄食料」を避難者へ配布する。<br>また、食糧、毛布、カーペット等、都の寄託物資も併せて活用する。 | 【新規】  |

【新型コロナウイルス感染症対策の強化】

| 実施する対策<br>(小分類)         | 対応箇所                                   | 新記載内容   | 旧記載内容 |
|-------------------------|--|---|-------|
| ・ 水害時の行動指針の拡充           | 震災・風水害編<br>(第3部 第9章<br>避難者対策)<br>修正概要⑦ | <p><u>(1) 水害時避難所隊行動指針等の見直し</u><br/>           避難所は、3密（密閉・密集・密接）となりやすいため、従来の体育館、一部の特別教室での避難者受け入れではなく、校舎等を最大限広く使用した受け入れを行う。また、感染症が拡大しやすい環境であることから、発熱等の症状がある避難者の専用スペースの設定、感染症対策に配慮した避難者の受付方法や避難所運営ルールの拡充を水害時避難所隊行動指針において行った。</p>   | 【新規】  |
| ・ ソーシャルディスタンスを踏まえた避難所運営 | 風水害編<br>(第1部 第7章<br>避難者対策)<br>修正概要⑧    | <p><u>(2) 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所の運営方法</u><br/>           区は、避難者同士による感染拡大や区職員を媒体とした感染拡大を防止するため、感染拡大防止に配慮のうえ、次の内容を避難者の協力を求めながら実施する。<br/>           ア 避難所内でのマスクの着用や手洗い、手指消毒の周知<br/>           イ 避難者同士の間隔の確保<br/>           ウ 定期的な換気の実施<br/>           エ 施設内の手すり、ドアノブ等の共有スペースの定期的な消毒の実施<br/>           オ 可能な限り、トイレ等の共有部分のゾーンニングの徹底（体調不良者スペース等の立入禁止を含む）<br/>           カ 区職員のマスク、使い捨て手袋、フェイスシールド等の着用</p> | 【新規】  |
| ・ 避難者の受入方法              | 風水害編<br>(第1部 第7章<br>避難者対策)             | <p><u>(1) 避難者の受入</u><br/>           区は、受付窓口で避難者の状態を把握したうえで、容態に応じて複数の避難スペースを案内する。また、濃厚接触者の避難を確認した場合、区水害応急対策室に報告する。</p>   | 【新規】  |
| ・ 避難所ルールの設置             | 震災・風水害編<br>(第3部 第9章<br>避難者対策)          | <p><u>(2) 避難者の受入体制等の検討</u><br/>           新型コロナウイルス感染症対策では、これまでに明らかになった情報に基づいて、感染拡大防止対策を実施している。しかしながら、新型コロナウイルス感染症に関する情報は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議においても変更される可能性があるとしてされている。このことから、区は、新たに発表される情報に基づいて、避難所における避難者の受入体制や運営方法を検討のうえ、適宜、見直す。</p>  | 【新規】  |
| ・ 運営方法(体調不良者スペース)       | 風水害編<br>(第1部 第7章<br>避難者対策)<br>修正概要⑨    | <p><u>(3) 体調不良者スペースの対応</u><br/>           区は開設マニュアルの施設利用計画に基づき、「濃厚接触者」と「体調不良者」とで、専用スペースをそれぞれ設定する。</p>   | 【新規】  |

| 実施する対策<br>(小分類) | 対応箇所                                      | 新記載内容   | 旧記載内容 |
|-----------------|---|---|-------|
| ・感染予防対策物品の備蓄品強化 | 震災・風水害編<br>(第3部 第10章 物流・備蓄・輸送対策)<br>修正概要⑩ | <b>3 備蓄品の充実</b><br>区は、従来より、避難所開設及び運営にあたって必要な災害応急対策用器材を水害用初動セットとして備蓄している。<br>平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨等の対応と経験を踏まえ、飲料水、コッペパン、テレビ、ケトル等の物資を追加で備蓄した。また、新型コロナウイルス感染症対策等として、非接触式体温計、ゴム手袋、次亜塩素酸漂白剤、手指消毒剤、フェイスシールド、医療用ガウン等を備蓄した。 | 【新規】  |
| ・都立高校等の避難所指定    | 震災・風水害編<br>(第3部 第9章 避難者対策)                | <u>(5)都立高校等の避難所活用</u><br>区は、大規模な風水害の発生、またはそれに準ずる災害が発生した場合、もしくは発生するおそれがある場合、必要に応じて都立高校、私立高校、私立大学に協力を依頼し、避難所を増設し、避難者の受け入れを行う。そのため、平時より情報共有や協力関係の構築に努める。   | 【新規】  |

### 【杉並区水害ハザードマップを踏まえた対策の具体化】

| 実施する対策<br>(小分類)    | 対応箇所                             | 新記載内容   | 旧記載内容  |
|--------------------|----------------------------------|---|--|
| ・在宅避難を支える自助の取組の具体化 | 震災・風水害編<br>(第3部 第1章 区民と地域の防災力向上) | <b>1 区民等の役割</b><br><u>(1) 区民は、自己や家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力して、地域住民の安全確保にも努めなければならない。</u><br><u>(2) 区民は、自ら災害に備えて、次の手段を講ずるよう努めなければならない。</u><br><u>ア「自らの命は自らが守る」意識を持つ</u><br><u>イ 自らの判断で避難行動を実施</u><br><u>ウ 早期避難の重要性の理解</u><br><u>エ 避難情報や洪水、強風、土砂災害等に関する知識や技術の習得</u><br><u>オ 水害ハザードマップ等を活用した危険箇所の把握</u><br><u>カ 食糧や飲料水など生活必需品の備蓄などによる備え</u><br><u>キ 水害対策に必要な用具の準備</u><br><u>ク 災害時の連絡方法や避難所や避難経路についての確認</u><br><u>ケ 雨量、河川水位情報、河川監視映像の確認</u><br><u>コ 建築物などの安全性の向上</u><br><u>サ 自宅等への浸水防止対策の習得</u> | <b>第1節 区民等の役割</b><br>1 区民は、自己や家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力して、地域住民の安全確保にも努めなければならない。<br>2 区民は、自ら災害に備えて、次の手段を講ずるよう努めなければならない。<br>(1) 建築物などの安全性の向上<br>(2) 食糧や飲料水など生活必需品の備蓄<br>(3) 水害に必要な用具の準備<br>(4) 避難所や避難経路についての確認<br>(5) 避難情報や洪水、強風、土砂災害等に関する知識や技術の習得<br>(6) 自宅等への浸水防止対策の習得<br>(7) 水害ハザードマップ等を活用した危険箇所の把握<br>3 区民は、区などの行政機関が行う防災事業に協力す |

| 実施する対策<br>(小分類)                      | 対応箇所   | 新記載内容  | 旧記載内容                                |                     |                                  |  |                                  |  |                           |   |      |
|--------------------------------------|--|--|--------------------------------------|---------------------|----------------------------------|--|----------------------------------|--|---------------------------|---|------|
|                                      |  | (3) 区民は、区などの行政機関が行う防災事業に協力するとともに、地域の自主的な防災活動に参加するように努めなければならない。  | るとともに、地域の自主的な防災活動に参加するように努めなければならない。 |                     |                                  |  |                                  |  |                           |   |      |
| ・垂直避難の推奨<br>・避難所以外の水平避難の推奨(近隣の親族の家等) | 震災・風水害編<br>(第3部 第9章<br>避難者対策)<br>修正概要⑪⑫  | <p><b>(3) 警戒期における避難行動の周知</b></p> <p>区内では、「想定し得る最大規模の降雨」による浸水が発生した場合であっても、ほとんどの地域で浸水深が2.0m未満であり、かつ、浸水の継続が想定される時間は比較的短いことから、垂直避難(屋内安全確保)による身の安全の確保を推奨し、周知する。</p> <p>なお、垂直避難(屋内安全確保)を行ったとしても、身の安全の確保が困難な場合には、「立退き避難が必要な居住者等に求める行動」に基づき、水平避難(避難所への避難や家族、友人宅等への避難)を行うことを周知する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難情報</th> <th>立退き避難が必要な居住者等に求める行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>【警戒レベル3】</b><br/>           避難準備・高齢者等避難開始         </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>特に、土砂災害警戒区域や河川沿いでは、避難準備が整い次第、避難所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <b>【警戒レベル4】</b><br/>           避難勧告、避難指示(緊急)         </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</li> <li>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。(避難指示(緊急)が発令された場合)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <b>【警戒レベル5】</b><br/>           災害発生情報         </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>区が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難勧告等に関するガイドライン(平成31年3月)を参考に作成</p> | 避難情報                                 | 立退き避難が必要な居住者等に求める行動 | <b>【警戒レベル3】</b><br>避難準備・高齢者等避難開始 | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>特に、土砂災害警戒区域や河川沿いでは、避難準備が整い次第、避難所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> </ul> | <b>【警戒レベル4】</b><br>避難勧告、避難指示(緊急) | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</li> <li>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。(避難指示(緊急)が発令された場合)</li> </ul> | <b>【警戒レベル5】</b><br>災害発生情報 | <ul style="list-style-type: none"> <li>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>区が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul> | 【新規】 |
| 避難情報                                 | 立退き避難が必要な居住者等に求める行動  |  |                                      |                     |                                  |  |                                  |  |                           |   |      |
| <b>【警戒レベル3】</b><br>避難準備・高齢者等避難開始     | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</li> <li>その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> <li>特に、土砂災害警戒区域や河川沿いでは、避難準備が整い次第、避難所へ立退き避難することが強く望まれる。</li> </ul> |  |                                      |                     |                                  |  |                                  |  |                           |   |      |
| <b>【警戒レベル4】</b><br>避難勧告、避難指示(緊急)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</li> <li>災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。(避難指示(緊急)が発令された場合)</li> </ul>   |  |                                      |                     |                                  |  |                                  |  |                           |   |      |
| <b>【警戒レベル5】</b><br>災害発生情報            | <ul style="list-style-type: none"> <li>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>区が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>  |  |                                      |                     |                                  |  |                                  |  |                           |   |      |

【「防災事業の緊急総点検」の結果の基づき着手した取組の反映】

| 実施する対策<br>(小分類)   | 対応箇所                                   | 新記載内容   | 旧記載内容 |
|-------------------|--|---|-------|
| ・東京マイ・タイムラインの作成支援 | 震災・風水害編<br>(第3部 第9章<br>避難者対策)<br>修正概要⑬ | <p><b>(8)「東京マイ・タイムライン」の普及・作成支援</b></p> <p>区民一人ひとりが、災害リスク、防災気象情報、避難場所、避難のタイミング等を理解し、水害からの避難行動を事前に確認するツールである「東京マイ・タイムライン」について、普及・啓発を行うとともに、「水害講座」を通じて、作成の支援を行う。</p> | 【新規】  |



| 実施する対策<br>(小分類)           | 対応箇所 | 新記載内容  | 旧記載内容 |
|---------------------------|------|--|-------|
| ・非常用発電設備の浸水対策の支援          | ー    | 「セーフ シティ東京防災プラン」の記載事項を検討した結果、都主体の役割として判断したため、本計画の修正には未反映。<br>【参考】セーフ シティ東京防災プラン進捗レポート 2019<br>災害拠点病院及び災害拠点連携病院が行う自家発電設備の浸水対策等に 必要な経費を助成することで、体制強化を促進           |       |
| ・大規模地下街の避難経路や雨水流入箇所の把握・整理 | ー    | 「セーフ シティ東京防災プラン」の記載事項を検討した結果、都主体の役割として判断したため、本計画の修正には未反映。<br>【参考】セーフ シティ東京防災プラン進捗レポート 2019<br>大規模地下街における浸水対策の更なる充実に向け、避難経路や雨水流入箇所を 施設管理者とともに把握・整理などを行うための調査を実施 |       |

### 【東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会の取組の反映】

| 実施する対策<br>(小分類)      | 対応箇所                                    | 新記載内容  | 旧記載内容        |      |                 |                       |     |     |      |
|----------------------|---|--|--------------|------|-----------------|-----------------------|-----|-----|------|
| ・洪水時における河川管理者からの情報提供 | 震災・風水害編<br>(第3部 第2章<br>安全な都市づくり<br>の実現) | <p><b>(16) 東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針</b></p> <p>東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会では、東京都管理河川の特性を踏まえた中で、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、迅速な氾濫水の排水等を実施するため、達成すべき減災目標を支える3つの柱に基づいた取組を設定している。</p> <p>達成すべき減災目標を支える3つの柱及びそれに基づいた取組については下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標達成に向けた3つの柱</th> <th>取組項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円滑かつ迅速な避難のための取組</td> <td>洪水時における河川管理者からの情報提供</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>   | 目標達成に向けた3つの柱 | 取組項目 | 円滑かつ迅速な避難のための取組 | 洪水時における河川管理者からの情報提供   | <略> | <略> | 【新規】 |
| 目標達成に向けた3つの柱         | 取組項目                                    |  |              |      |                 |                       |     |     |      |
| 円滑かつ迅速な避難のための取組      | 洪水時における河川管理者からの情報提供                     |  |              |      |                 |                       |     |     |      |
| <略>                  | <略>                                     |  |              |      |                 |                       |     |     |      |
| ・水害対応タイムラインの作成       | 震災・風水害編<br>(第3部 第2章<br>安全な都市づくり<br>の実現) | <p><b>(16) 東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針</b></p> <p>東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会では、東京都管理河川の特性を踏まえた中で、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、迅速な氾濫水の排水等を実施するため、達成すべき減災目標を支える3つの柱に基づいた取組を設定している。</p> <p>達成すべき減災目標を支える3つの柱及びそれに基づいた取組については下記のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標達成に向けた3つの柱</th> <th>取組項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円滑かつ迅速な避難のための取組</td> <td>避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table> | 目標達成に向けた3つの柱 | 取組項目 | 円滑かつ迅速な避難のための取組 | 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 | <略> | <略> | 【新規】 |
| 目標達成に向けた3つの柱         | 取組項目                                    |  |              |      |                 |                       |     |     |      |
| 円滑かつ迅速な避難のための取組      | 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認                   |  |              |      |                 |                       |     |     |      |
| <略>                  | <略>                                     |  |              |      |                 |                       |     |     |      |

| 実施する対策<br>(小分類)         | 対応箇所                                    | 新記載内容  | 旧記載内容        |      |                 |                      |                 |                              |      |
|-------------------------|---|--|--------------|------|-----------------|----------------------|-----------------|------------------------------|------|
| ・水害ハザードマップ、浸水実績等の周知     | 震災・風水害編<br>(第3部 第2章<br>安全な都市づくり<br>の実現) | <p>(16) 東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針</p> <p>東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会では、東京都管理河川の特徴を踏まえた中で、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、迅速な氾濫水の排水等を実施するため、達成すべき減災目標を支える3つの柱に基づいた取組を設定している。</p> <p>達成すべき減災目標を支える3つの柱及びそれに基づいた取組については下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="544 363 1731 483"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 363 981 403">目標達成に向けた3つの柱</th> <th data-bbox="981 363 1731 403">取組項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 403 981 443">円滑かつ迅速な避難のための取組</td> <td data-bbox="981 403 1731 443">水害ハザードマップの作成、改良と周知</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 443 981 483">&lt;略&gt;</td> <td data-bbox="981 443 1731 483">&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>                         | 目標達成に向けた3つの柱 | 取組項目 | 円滑かつ迅速な避難のための取組 | 水害ハザードマップの作成、改良と周知   | <略>             | <略>                          | 【新規】 |
| 目標達成に向けた3つの柱            | 取組項目                                    |  |              |      |                 |                      |                 |                              |      |
| 円滑かつ迅速な避難のための取組         | 水害ハザードマップの作成、改良と周知                      |  |              |      |                 |                      |                 |                              |      |
| <略>                     | <略>                                     |  |              |      |                 |                      |                 |                              |      |
| ・区民、関係機関が連携した避難訓練の充実    | 震災・風水害編<br>(第3部 第2章<br>安全な都市づくり<br>の実現) | <p>(16) 東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針</p> <p>東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会では、東京都管理河川の特徴を踏まえた中で、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、迅速な氾濫水の排水等を実施するため、達成すべき減災目標を支える3つの柱に基づいた取組を設定している。</p> <p>達成すべき減災目標を支える3つの柱及びそれに基づいた取組については下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="544 678 1731 801"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 678 981 718">目標達成に向けた3つの柱</th> <th data-bbox="981 678 1731 718">取組項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 718 981 758">円滑かつ迅速な避難のための取組</td> <td data-bbox="981 718 1731 758">住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 758 981 801">&lt;略&gt;</td> <td data-bbox="981 758 1731 801">&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>                       | 目標達成に向けた3つの柱 | 取組項目 | 円滑かつ迅速な避難のための取組 | 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実 | <略>             | <略>                          | 【新規】 |
| 目標達成に向けた3つの柱            | 取組項目                                    |  |              |      |                 |                      |                 |                              |      |
| 円滑かつ迅速な避難のための取組         | 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実                    |  |              |      |                 |                      |                 |                              |      |
| <略>                     | <略>                                     |  |              |      |                 |                      |                 |                              |      |
| ・排水ポンプ等機材の適切な保全と保守点検の実施 | 震災・風水害編<br>(第3部 第2章<br>安全な都市づくり<br>の実現) | <p>(16) 東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針</p> <p>東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会では、東京都管理河川の特徴を踏まえた中で、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、迅速な氾濫水の排水等を実施するため、達成すべき減災目標を支える3つの柱に基づいた取組を設定している。</p> <p>達成すべき減災目標を支える3つの柱及びそれに基づいた取組については下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="544 1002 1731 1161"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 1002 981 1042">目標達成に向けた3つの柱</th> <th data-bbox="981 1002 1731 1042">取組項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 1042 981 1082">&lt;略&gt;</td> <td data-bbox="981 1042 1731 1082">&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td data-bbox="544 1082 981 1161">迅速な氾濫水の排水に関する取組</td> <td data-bbox="981 1082 1731 1161">排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等</td> </tr> </tbody> </table> | 目標達成に向けた3つの柱 | 取組項目 | <略>             | <略>                  | 迅速な氾濫水の排水に関する取組 | 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 | 【新規】 |
| 目標達成に向けた3つの柱            | 取組項目                                    |  |              |      |                 |                      |                 |                              |      |
| <略>                     | <略>                                     |  |              |      |                 |                      |                 |                              |      |
| 迅速な氾濫水の排水に関する取組         | 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等            |  |              |      |                 |                      |                 |                              |      |
| ・水防上注意を要する箇所の共同点検の実施    | 震災・風水害編<br>(第3部 第2章<br>安全な都市づくり<br>の実現) | <p>(16) 東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針</p> <p>東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会では、東京都管理河川の特徴を踏まえた中で、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、迅速な氾濫水の排水等を実施するため、達成すべき減災目標を支える3つの柱に基づいた取組を設定している。</p> <p>達成すべき減災目標を支える3つの柱及びそれに基づいた取組については下記のとおりとする。</p>   | 【新規】         |      |                 |                      |                 |                              |      |

| 実施する対策<br>(小分類)  | 対応箇所  | 新記載内容   |                          | 旧記載内容        |      |                 |                                    |               |                          |             |     |             |
|--|---|---|--------------------------|--------------|------|-----------------|------------------------------------|---------------|--------------------------|-------------|-----|-------------|
|  |   | 目標達成に向けた3つの柱  | 取組項目                     |              |      |                 |                                    |               |                          |             |     |             |
|  |   | <略>   | <略>                      |              |      |                 |                                    |               |                          |             |     |             |
|  |   | 的確な水防活動のための取組   | 水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等 |              |      |                 |                                    |               |                          |             |     |             |
|  |   | <略>   | <略>                      |              |      |                 |                                    |               |                          |             |     |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>実践的な水防訓練の検討</li> </ul>                        | 震災・風水害編<br>(第3部 第2章<br>安全な都市づくり<br>の実現)       | <p><b>(16) 東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針</b><br/>           東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会では、東京都管理河川の特性を踏まえた中で、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、迅速な氾濫水の排水等を実施するため、達成すべき減災目標を支える3つの柱に基づいた取組を設定している。</p> <p>達成すべき減災目標を支える3つの柱及びそれに基づいた取組については下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="539 512 1733 667"> <thead> <tr> <th>目標達成に向けた3つの柱</th> <th>取組項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>的確な水防活動のための取組</td> <td>水防訓練の充実</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>                          |                          | 目標達成に向けた3つの柱 | 取組項目 | <略>             | <略>                                | 的確な水防活動のための取組 | 水防訓練の充実                  | <略>         | <略> | <b>【新規】</b> |
| 目標達成に向けた3つの柱   | 取組項目  |   |                          |              |      |                 |                                    |               |                          |             |     |             |
| <略>  | <略>   |   |                          |              |      |                 |                                    |               |                          |             |     |             |
| 的確な水防活動のための取組  | 水防訓練の充実                                       |   |                          |              |      |                 |                                    |               |                          |             |     |             |
| <略>  | <略>   |   |                          |              |      |                 |                                    |               |                          |             |     |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者の個別避難計画策定の検討及び水害時適用の仕組みの構築</li> </ul> | 震災・風水害編<br>(第3部 第2章<br>安全な都市づくり<br>の実現)       | <p><b>(16) 東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針</b><br/>           東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会では、東京都管理河川の特性を踏まえた中で、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、迅速な氾濫水の排水等を実施するため、達成すべき減災目標を支える3つの柱に基づいた取組を設定している。</p> <p>達成すべき減災目標を支える3つの柱及びそれに基づいた取組については下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="539 847 1733 1002"> <thead> <tr> <th>目標達成に向けた3つの柱</th> <th>取組項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円滑かつ迅速な避難のための取組</td> <td>要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>   |                          | 目標達成に向けた3つの柱 | 取組項目 | 円滑かつ迅速な避難のための取組 | 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認 | <略>           | <略>                      | <b>【新規】</b> |     |             |
| 目標達成に向けた3つの柱   | 取組項目  |   |                          |              |      |                 |                                    |               |                          |             |     |             |
| 円滑かつ迅速な避難のための取組  | 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認            |   |                          |              |      |                 |                                    |               |                          |             |     |             |
| <略>  | <略>   |   |                          |              |      |                 |                                    |               |                          |             |     |             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>区庁舎等における浸水被害の把握及び対策の検討</li> </ul>             | 総則・予防対策編<br>P257 (第3部 第2章<br>安全な都市づくり<br>の実現) | <p><b>(16) 東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針</b><br/>           東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会では、東京都管理河川の特性を踏まえた中で、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、迅速な氾濫水の排水等を実施するため、達成すべき減災目標を支える3つの柱に基づいた取組を設定している。</p> <p>達成すべき減災目標を支える3つの柱及びそれに基づいた取組については下記のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="539 1182 1733 1339"> <thead> <tr> <th>目標達成に向けた3つの柱</th> <th>取組項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> <tr> <td>的確な水防活動のための取組</td> <td>&lt;略&gt;洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実</td> </tr> <tr> <td>&lt;略&gt;</td> <td>&lt;略&gt;</td> </tr> </tbody> </table> |                          | 目標達成に向けた3つの柱 | 取組項目 | <略>             | <略>                                | 的確な水防活動のための取組 | <略>洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実 | <略>         | <略> | <b>【新規】</b> |
| 目標達成に向けた3つの柱   | 取組項目  |   |                          |              |      |                 |                                    |               |                          |             |     |             |
| <略>  | <略>   |   |                          |              |      |                 |                                    |               |                          |             |     |             |
| 的確な水防活動のための取組  | <略>洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実                      |   |                          |              |      |                 |                                    |               |                          |             |     |             |
| <略>  | <略>   |   |                          |              |      |                 |                                    |               |                          |             |     |             |